

午前十時四分 開会

○西久保委員長Ⅱそれでは、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○西久保委員長Ⅱ会議録署名者として、藤木卓一郎委員、原田寿雄委員、徳光清孝委員、以上三名を指名いたします。

次に、六月十九日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案、及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○富田委員Ⅱおはようございます。自民党の富田です。

では、早速質問に入ります。

まず、一点目の海洋プラスチックプランニングセンターについてです。

今月七日に唐津市鎮西町の波戸岬海浜公園において、県が整備を進めている海洋プラスチックプランニングセンター、愛称「PLA PLA」が開業しました。「PLA PLA」の開業に当たり、オープニングセレモニーや、また、前夜のレセプションにも参加させていただきました。このレセプションなどには大使や総領事等、大学関係者、それから企業、地元の関係者も参加して、活発な情報発信や情報交換と、ネットワークの構築等もされていたように思われます。また、この「PLA PLA」については、地元の方々の視察の話も出ていましたので、県民の興味も大きいのかなというふうな感じをしています。

私は、この海洋ごみについては、NPO法人の「浜―街交流ネット唐津」の玄海の海洋プラごみの回収に行ってきたところです。これは多分、屋形石のほ

うであつたときに参加したのかなと記憶しております。先週の二十一日にも唐津の東の浜で開催された「ラブアース・クリーンアップ」活動にも参加したところです。

参加して分かったことは、プラスチックごみの白いプラスチックごみ、大きいのは分かるんですけど、やっぱり小さなやつは、白っぽいものですからなかなか貝殻の破片と見分けがつかないと、なかなか難しいなど。あと青や赤、それから緑だったですね、ボトルキャップの破片かなというのがありました。これは五ミリ程度までしっかり識別ができるので、さっと拾えるわけですね。

やっぱりこの海洋プラスチックごみの問題は大きいなど、そしてまた、回収が難しいなというふうなことを実感したところです。唐津の海岸線の美しさを保ち、豊かな海を守るためには、今後も海岸漂着物の回収活動、それから、海を守る活動に携わっている方々が増え、活動の輪が広がることが大変重要だと感じています。

地球規模の問題であるこの海洋プラスチック問題の解決を目指す上で、今後、より多くの方に体験してもらうためには、施設のコンセプトやどのような体験ができるのかという情報を丁寧に情報発信していくなどの必要があると思います。

そこで、次の点について伺います。

まずは、世界海洋プラスチックプランニングセンターを設置するに至った経緯を改めて御説明ください。

○小山政策総括監Ⅱ九州北部に位置します波戸岬は、海流、海峡、季節風などの自然条件から多くの海洋プラスチックが漂着します。美しい波戸岬の海岸一帯が漂着物に覆われ、これを何とかできないかという思いで、平成三十年に県職員有志約四十名で海岸清掃を行ったことが始まりです。

令和三年からは地元唐津市やCSOに連携を呼びかけまして、「波戸岬ビー

チクリンアップ」と名づけ、定期的な海を守る活動として定着しました。その後もより多くの方に参加いただくため、企業、団体、学校などにも連携を広げながら展開しております。波戸岬に来た方がいつでも海岸漂着物を回収できるように、専用の回収箱の設置もしました。

海洋プラスチックは、回収しなければ生態系、漁業、観光等にも大きな影響があり、回収しても焼却処分など処理費用が負担になります。

この「PLA PLA」構想は、政策部の職員が拾っても拾っても漂着する海洋プラスチック、この実態を知り、体験し、学び、交流しながら解決の場を目指す場をつくってはどうかと提案し、スタートしました。

この事業化に当たりましては、国の交付金を活用することとし、令和五年度に原子力発電施設立地地域共生交付金に係る佐賀県地域振興計画を策定し、国の承認を受けました。その後、令和六年度に施設設計を行い、令和七年度に整備を進め、今月七日にオープンしました。

こうした中で、脱炭素社会の推進や海洋プラスチック問題に対応するため、令和六年四月に県民環境部に脱炭素社会推進課が設置され、施設整備に係る予算ですとか指定管理に係る業務などについては、脱炭素社会推進課で対応してきたところです。

このプロジェクトは、地域発で地球規模の課題であります海洋プラスチック問題の解決を目指すものであり、国際、教育、産業など、様々な分野と連携した展開が必要です。政策部において全体的なディレクションを行いながら展開しております。

以上です。

○富田委員Ⅱ分かりました。これには電源立地交付金などのお金も入っています、電源交付金がですね。

施設のコンセプトなんですけども、勉強会のとときにプログラムとか料金が分

からないのでというふうな話で資料を県民環境部のほうから頂きました。なかなかこれを見ても分からないと、そういったところがあったのでお聞きしますけども、この施設のコンセプトはどのようになっているのか、また、この体験プログラムですね、ビーチクリーンを一時間して二千二百円取られると、これはどういう内容なのかというのが分からなかったもので、体験プログラムではどのようなことができるのか、そして、その辺を少し詳しく御説明いただければと思います。

○小山政策総括監Ⅱ地球規模の課題であります海洋プラスチック問題の解決には、国や国家間での取組が重要です。一方で、国家間での取組をただ待つのではなく、この問題を自分事として捉え、地域発でできることを模索しながら行動していくことが大切と考えております。

「PLA PLA」は答えを教える場所ではありません。この問題とどう向き合っていくかを考え、行動を促す場所です。地球規模の課題である海洋プラスチック問題の解決を目指し、海洋プラスチック問題を知る、考える、未来をつくる体験型施設ということを施設のコンセプトにしております。

また、委員からお尋ねのあった体験プログラムですが、回収、分別、再生、体験、展示といった現場でのリアルな体験を通して、海洋プラスチック問題を知り、考えるための様々なプログラムを提供しております。

具体的な例を挙げますと、ガイドつきのビーチクリーンアップ、これはただ拾うだけではなく、ペットボトルのバーコードを見て国が識別できます。そういったことを教わりながら、あと、色を見たりとか、これはそもそも何なのかというようなガイドつきのビーチクリーンアップですとか、ガイド案内による「PLA PLA」のパネルですとか展示物、映像などを使った説明、あと、同じくガイド案内による再生ラボでのアップサイクル工程の見学、海洋プラスチックを使ったアップサイクル体験、ディスカッションやワークショップと

いった海洋プラスチック問題の自分事化、行動変容を促すプログラムなどを用意しています。

主に平日は、小中学校の修学旅行や環境学習、企業研修など、団体による利用を想定しています。また週末は、家族連れや友人同士など、個人による利用を想定し、プログラムの内容と料金を設定しております。

以上です。

○富田委員Ⅱこのビーチクリーン一時間当たり二千二百円とあるのは、今説明がありましたけども、ガイドさんがついて、ごみの種類とか、そういったものを現地で説明するとか、そういった費用になっているということですね。私はごみを拾うだけで二千二百円も払わにやいかんとか思っぴっくりしたところでございます。はい、分かりました。

やっぱりこの海洋プラスチックのごみ問題は世界的な問題でありまして、マイクロプラスチックによる魚類から人への影響とか、そういったことを考えていく、これは大変重要なことだと思っています。

しかしながら、現場で回収という面もやっぱりしっかりやっていかなければいけないと。この唐津地域に訪れる方々が、ごみが多いよねと言われる、それを分かってもらうことも大事なんでしょうけども、しかし、少しでもきれいになったよねということに結びつけていかなければ、この意味がないんじゃないかなというふうなことを考えるわけですね。

県民環境部の仕事なのかもしれませんが、政策部としてそういったごみの回収を少しでも進めていただいて、私が生まれ育って、子供がらいつきに海水浴に行った、三十年前ぐらいの形でしょかね、昭和三十年代のそういったきれいな海をしつかり取り戻していただきたいというのが、これは県民もでしょうけども、唐津地域の方々のやっぱり願いじゃないかなと私なりに思うわけですね。

そういった中で、今後、この海洋プラスチックプランニングセンターを拠点とした展開を、どのように進めていこうとされているのかについてお答えください。

○小山政策総括監Ⅱ今後、佐賀県内、国内はもとより、海外からも多くの方にこの「PLA PLA」に来ていただきたいと考えております。特にこれからの未来を担う子供たちにたくさん来てもらい、体験を通じた自然な気づきの中で未来を守る教育につながってほしいと考えています。

これとあわせて、主に三項目進めていきたいと考えています。

一つ目が、大学との共同研究です。

九州大学ですとか早稲田大学と共同して、波戸岬の大気、海水、生物に含まれるマイクロプラスチック量を調査予定です。

二つ目に、世界に向けた情報発信や提言です。

来年一月に三回目となります国際シンポジウムを開催予定です。ほかにも国内外の学会ですとかシンポジウムなどの機会を通して、「PLA PLA」の取組を報告、紹介予定です。

三つ目に、海洋プラスチックの社会への還元です。

海洋プラスチックを材料としたキーチャーム、テーブル、チェアなどのアップサイクル製品の開発ですとか販売、「PLA PLA」の利益の一部を藻場再生に充てるなど、地域の環境保全活動に還元することを計画しています。

佐賀の岬から地域発で世界の海を取り戻すための活動を展開してまいります。以上です。

○富田委員Ⅱマイクロプラスチックの量を測ったり、そういった量を調査したりというような説明がありました。

私の思いはもっと回収の回数をやっぱり広げていただきたいというのがありますので、そこはしっかりと政策部のほうから環境部のほうにつないでいた

いて、そういったボランティア組織が増えるような形をもう少し模索していた
だくことも大事なかなと思っていますので、そこについての答弁を求めたいと思
います。

○小山政策総括監Ⅱこの「PLA PLA」の活動でそもそも海洋プラスチック
クの流出量を抑えていきたいというのが一つあります。その上で、委員おっ
しやるように、地域の活動、企業と、あと、団体さん等にも、今、連携を深め
て、以前一、二回だった波戸岬でのクリーンアップが今、年四回、五回と増え
てきております。これを毎月とかもつと頻繁にですね、あと、「PLA PLA
A」を訪れた方が体験プログラムを利用しなくても漂着物回収箱もありますの
で、そういったものを活用しながら、ごみの海岸漂着物の回収活動をもつと頻
度を上げていければというふうに考えております。

以上です。

○富田委員Ⅱありがとうございます。ぜひその辺もじっくりよろしくお願い
いたします。

では次に、二点目のKMAP事業について伺います。

唐津・玄海エリアには自然、歴史、文化が産んだ個性豊かで魅力的な地域資
源があります。唐津のすばらしさに県内外から多くの方が訪れる場所でもあり
ます。特に今年は四月に北部九州初の非日常体験型のマリンアクティビティ
「パラセーリング」の運航が開始されました。

先ほど説明いただいた、海洋プラスチックプランニングセンターが今月七日
にオープンして、そして今年十月には、波戸岬からスタートして虹の松原を通
る「ツール・ド・九州」が開催されます。唐津にとっても、魅力をさらに高め
る定期発信も一生懸命やっていかなきゃいけない一年になるかと思っています
私も、この機会に唐津・玄海エリアが持つポテンシャルを生かし、本質的価
値をさらに磨き上げ、全国や世界に発信してもらって、人が集まり、地域の盛

り上がりにつなげていければと期待もしているところでございます。

県では、先ほど紹介したパラセーリングなど、唐津の海をマリンアクティビ
ティを通して盛り上げようとしていただいていますKMAP、これは「唐津マ
リンアクティビティパーク」という事業になるかと思っていますけれども、私
は以前からあっていますSUPやパラセーリングをはじめとして、マリンビー
チでの景観を生かしたコンテンツとして唐津の海のにぎわいづくりが可能性は
確かに結構あるよねというふうに思っているところでございます。期待もして
いるところです。

この取組の効果が地元に広がっていかねければ何もらないよなと、やはり
事業をやって、お客さんが来て、そこだけで終わってしまったも駄目だよなと
いうふうなことを考えています。やはり地域への周遊だったり、滞在だったり、
そういった形にどうやってつなげていくのが課題にあるのかなというふうな
ことも考えるところでございます。

そこで、唐津の海をしっかりと生かしてもらいたいという思いもありますし、
将来的にどのような姿を目指しているのか、県が進めるマリンアクティビティ
の事業の今後の展開について、幾つかお聞きしたいと思っています。

まずは、どのような目的でこのマリンアクティビティを創出していくのか、
そしてKMAPの事業に取り組まれていくのかについて伺います。

○納富政策企画監Ⅱ委員からも御紹介がありました、唐津・玄海エリアは世
界に誇る美しい海、そして、その海に隣接する形で、国内唯一の国指定特別名
勝の松原である虹の松原をはじめまして、七ツ釜、波戸岬、鏡山などの自然景
観、唐津城をはじめとした城下町の歴史的建造物など、自然や歴史、文化
などが集まった圧倒的なポテンシャルを持つ誇るべき資源にあふれていると考
えております。

その中でも唐津の海は、その価値をさらに磨き上げるによりまして、

もつと輝きを増すのではないかと考えたところです。そのようなことから、唐津、玄海が誇る自然を活用し、エリアの価値を高め、交流人口の拡大を図ることで、地域の活性化につなげていくことを目的としまして、マリナクティビティの創出に取り組むこととしたところです。

この事業では、唐津・玄海エリア全体を「唐津マリナクティビティパーク」と称しておりまして、その頭文字をとってKMAP事業として推進をしております。

以上になります。

○富田委員Ⅱ分かりました。

将来的にこの事業を進めるに当たってどのような目的を持ちながら、目指す姿といいますか、その辺をしっかりと県民の方々だったり、地域の方々に知ってもらわないかと思うので、その点についてお尋ねいたします。

○納富政策企画監Ⅱ目指す姿の実現についてですが、このKMAP事業につきましては、将来を見据えながら、三つのフェーズで段階的にステップアップをしていくこととしております。

令和五年から令和七年をフェーズ1の種まき期、令和八年から令和十年はフェーズ2の盛り上げ期、令和十一年からフェーズ3の発展期と位置づけまして事業を展開させております。

将来的な目指す姿は大きく二つございます。一つ目は、もともと唐津には全国レベルのセーリングの選手や指導者が多くございます。このような方たちがマリナクティビティ事業の担い手となり、将来的にはその指導者たちが次世代のアスリートを育てるというSSP構想に基づくスポーツビジネスの好循環をつくり出していくことを目指しております。

二つ目は、ビーチに日常的に人が集うことで、唐津市街地への周遊など、地域の盛り上がりにつながっていくことも目指しているところです。

なお、この事業を継続させていくためには、事業の収益化が必要と考えているところですので、こちらについてもじっくり考えていきたいと思っております。

以上になります。

○富田委員Ⅱこの事業は令和五年から始まっているのかなと思っています。

これまでの取組を振り返って、事業をどのように評価しているのか。SUPなども私、見たところですけども、かなり人は多くなっているかなという気がしますけれども、その辺についてどのように評価しているのかについて伺います。

○納富政策企画監Ⅱこれまでの取組期間である令和五年から令和七年ですが、事業のフェーズ1の種まき期の段階となります。

事業の取組としては、初年度となる令和五年度はKMAP事業の基本構想の策定、ホームページの制作、SUPなどの機材の購入を行いました。

令和六年度からは、SUPやシーカヤックなどのマリナクティビティ体験をスタートさせるとともに、西の浜でのビーチイベント「Grand Blue 2024」の初開催、地元関係者とのネットワーク構築などを行いました。昨年令和七年度は、令和六年度の取組に加えまして、令和八年度からのパラセーリング運航に向けた準備などを行ってきたところです。

実績を見ますと、マリナクティビティ体験者数につきましては、令和六年度は二百四十四名、令和七年度は前年の二倍近い四百三十四名に増えております。

また、ビーチイベント「Grand Blue」の来場者につきましては、令和六年度は四千八百名でしたが、令和七年度は前年の二倍を超える一万千四百人と着実に増えているところです。

イベントの開催につきまして、地元の方にお話をお伺いしましたところ、西

の浜にこんなに多くの人が集まるとは思ってもみなかった、こんなに人が集まるのであれば、来年度はぜひ出店したいなどの声もいただいているところですよ。

このように、令和五年度からの三年間の種まき期のフェーズとしましては、一定の手応えを感じているところです。

以上になります。

○富田委員Ⅱこれまでの取組で来場者も結構増えてきたというふうな状況でございます。

ちよつと気になるのは、唐津はもともとヨットも盛んですよね。そういったところとの連携といいますか、そういったところもやってあるんですか、そこについてお尋ねします。

○納富政策企画監Ⅱヨットとの連携につきましては、私たちはこの事業を指定管理しているヨットハーバーに委託をしているところです。

ヨットハーバーでは、子供たちのヨットの教室であったり、指導等も行われておりますので、その辺で整理をしながら、一体的に盛り上げていけるようにと進めているところです。

以上になります。

○富田委員Ⅱありがとうございます。ヨット関係とも連携をしてやっていただいているようでございます。

では、このパラセーリングですけれども、導入することとなった理由、ちよつと私が体験もしたことがまだないので、ちよつと危険かな、怖いよなという感じがするんですけど、この唐津に導入することになった理由といいますか、それがあればお聞かせください。

○納富政策企画監Ⅱ令和八年度は、フェーズ2の盛り上げ期の初年度でありまして、KMAP事業の目指す姿の実現に向けて、その取組を加速させていく時

期に位置づけております。

そのため、集客とともに担い手としてセーリングの選手などの雇用ができ、SSPの推進という効果が期待できるのではないかと考えまして、パラセーリング導入の検討を最初に始めました。

パラセーリングを運航している沖縄や天草の事業者に話を聞きましたところ、唐津にはパラセーリングに必要な美しい海と景色がそろっており、実施に期待ができるのではないかと御意見もいただいております。

さらに、ほかの関係者から意見を聞くなど情報収集を行ったところ、唐津は福岡都市圏に近く、県内を含めて集客が期待できる、唐津の海は湾内の穏やかさを示す静穏性が高く、パラセーリングに適している、また、先ほどお話しさせていただいた虹の松原や唐津城などの絶景スポットがあるなどの好条件がそろっていたところです。

先ほど答弁させていただきましたが、加えまして、担い手としてセーリングの選手などを雇用する場となることから、SSPの推進という効果も期待できるなどの理由から導入を決めたところになります。

以上になります。

○富田委員Ⅱ事業を加速させるために見栄えがいいというか、唐津の海の美しさを空から分かってもらう、そういった意味でのこのパラセーリングの導入だったかなど。沖縄や天草なんかの方から言わせると、唐津もいいんじゃないでしょうかねというふうなことがあったということですね。

このパラセーリング、私も想像してみなんですけれども、やはり飛び立つときと下りるとき、特に下りるときが心配なんですよね。パラシュートが着水するときに、そこに乗った方々の上にパラシュートが着水するんじゃないかとか、そういったことをちよつと心配しながら考えるんですけれども、四月から運航を始めたというふうに聞いています。今月で二カ月ぐらいなるわけですから

も、運営を行ってきた中で、今の課題、今後の課題、どのように考えているのかについてお尋ねいたします。

○納富政策企画監Ⅱまず、パラセーリングの運航や予約の管理などは、これまでSUPなどのアクティビティーを委託している、先ほど申しました佐賀県ヨットハーバーの指定管理者でもあります「SAGA MIRAIプロジェクトJV」が行っているところです。また、従事するインストラクターには、セーリングなどの選手や指導者が、ボートの操縦には、海域での船の運航にたけています地元佐賀玄海漁協の漁業者の皆様を中心にしながら担っていたいております。

運航に当たりましては、沖縄から経験豊富な実績を持つ運航スタッフを招きまして、パラセーリングの仕組みや気象条件、安全対策、法規制等について学習する機会を設けるとともに、ボートの操作技術、パラシュートの取り扱いなどの実技トレーニングを重ねまして、安全対策をしっかりと行った上で、ゴールデンウィークからスタートをさせているところです。

課題としては、当初の計画では、最初は週末に一本のみに限定してスタートさせ、経験を積み重ねながら徐々に便数を増やしていくことを考えておりました。実際に運航してみると、安全を確保するための細心の注意を払うことに対するスタッフの負担があること、専属のスタッフではないため、個々人の都合に左右されてうまくシフトが組めないことなどが課題として少し浮かび上がってきました。

当面は、無理をせずに安全面を第一にしながら、引き続きスタッフの育成、確保を図るなど、運営体制づくりをしつかりと進めていきたいと考えているところです。

以上になります。

○富田委員Ⅱ今のところ試験運轉的な感じがするんですね。これは本格的に

動き出すというのはいつ頃ですか、どうなんでしょう。

○納富政策企画監Ⅱ先ほど申し上げたとおり、安全に運航していくことを第一と考えております。スタッフも十分な訓練を受けてしっかりと対応できますが、先ほど申しましたように、安全の体制をもう少し確保できる人数を増やしていく、また、経験ももっと重ねていくなどして、どんな対応もできるように進めていきたいなと思っております。やはり人数が多くなるのは夏に向けてなってくると思っています。それに向けトレーニングをしながら、安全第一に進めていきたいなと思っております。

以上になります。

○富田委員Ⅱやはりこの運航というのは経験値が一番重要だと思うんですね。そういった中で、しっかりと安全面を考慮してやっていただきたいのと、安全運航を第一にやっていただきたいと思えます。

やはり体験者からの意見も私は重要だなと思っておりますけれども、その辺の意見等が寄せられていましたら説明をお願いいたします。

○納富政策企画監Ⅱパラセーリングの運航に当たりましては、私も含め職員が可能な限り現場に出て体験者から話を伺っております。

体験者の皆様からは、想像していたよりも景色がきれいで、ほかでは味わえない貴重な体験ができた、友達にも絶対勧めます、飛ぶ前にはどきどきしましたが、スタッフの方が丁寧に対応してくれるので、安心できましたなど、評価する声をいただいております。

利用者のアンケートによりますと、満足度では、とても満足したが八九%、満足したが七%、安全性では、とても安全に感じたが九三%、安全に感じたが七%、スタッフの対応では、非常によいが九三%、よいが四%と、スタート時としては非常に高い評価をいただいていると思っております。

課題もありますが、利用者からの御意見を参考にしながら、さらなるサービ

スの向上を図り、多くの皆様に楽しんでいただけるように努めていきたいと考えているところです。

以上になります。

○富田委員Ⅱアンケート調査も結構良好な意見が多いというふうなことでよかったと思っております。

やはりこの事業展開において、最終目的のスポーツビジネスだったり収益だったり、そういったことも大事だというふうに思っているんですけども、そのためには地元との連携ですか、この辺もやっぱりやっていかないと、いかにぬかなど私は思いますけれども、この事業の効果を地元に戻元して、さらに地元に着落させていくためには、県、そしてまた市、また、関係団体としっかりした意見交換などを行いながら連携していくことが重要だと思いますし、その連携の一つが、先ほども話しました周遊だったり、また、先ほど景色が美しくてよかったというふうなこともありましたよね。ということは、海岸線の清掃も必要じゃないかなと、先ほどの「PLA PLA」も言いましたけれども、やはりその辺もしっかりと地元との連携について考える、また、連携をしっかりとらないでいくというか、やっていかなきゃならないと思っておりますけれども、これについてどのように考えてあるのか伺います。

○納富政策企画監ⅡKMAP事業の効果をエリア内で広域的に波及させるとともに、将来的に地元に着落をさせていくためには、地元の皆様としっかりと共通認識を持ちながら事業を進めていくことが何よりも大切だと私も考えております。

そのため、唐津市をはじめ、地元で海辺の利活用に関する活動を行う団体が集まった「唐津里浜づくり推進協議会」とも連携をして、西の浜の活用について意見交換を行う場として、私どもコネクトミーティングと呼んでいるんですけど、そのコネクトミーティングを定期的に開催しております。

また、地域としての盛り上がりとなるように、地域貢献活動に取り組むNPOの方や地域住民の方も参加するワークショップの開催も行っているところです。そのような活動を行いながら、西の浜の未来を共に描く仲間づくりや、地域全体で盛り上げていくための体制づくりを進めてきたところです。

そのような動きもありまして、これまでの二回は県主催で実施していただいた夏のイベント、Grand Blueにつきましては、今年度から地元関係者との実行委員会を設立し、協力しながら一緒に開催することになったところです。

また、委員から御意見ありましたビーチクリーンにつきましては、港湾管理者である県と、あと現在、清掃活動を行っている地元のボランティア団体などと、私どもと一緒に何ができるかについて意見交換をしていきたいなと思っております。

今後も、地元の皆さんの意見を聞きながら、多くの人を巻き込み、事業を推進していきたいと考えているところです。

以上になります。

○富田委員Ⅱやはり地元関係者との連携が必要だなと思っておりますし、またGrand Blueのイベント、今年もやるということで、広報誌に出ているかなと思っております。そういったところで確認したところです。

やはり私からの提案なんですけど、すみません、ビーチクリーナーという大きな機械というか、アメリカの西海岸なんかには夜中に人がいないときにビーチクリーナーが自動で走っていたりするというふうな話も聞きました。私は行ったことないんですけども。そういった、今、自動化もできていっていると思いますので、そういったことも今後検討できるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひその辺の機械化に、やっぱり人で拾うのは無理です。私も体験したと先ほど言いましたけれども、やはり機械によってしっかりと砂をふるい落

としながらごみを拾っていくというようなシステムを導入したほうがいいのかなと思っていますので、そこは今後の課題として検討をお願いしたいと思っています。

今後の取組についてですが、唐津・玄海には多様な海岸線があるわけですね。サーフィンの立神、そして県内屈指の透明度を誇るプライベートビーチ的な相賀の浜、それから白砂青松に隣接する東の浜など、こうした多様な海岸線をどうやって生かしていくのか。先ほどのKMAP関係でいうと、西の浜だけというふうな感じがするんですね。やっぱりそれを広げていくということも私は大事じゃないかなというふうに考えています、さらなる唐津地域の海岸線を磨き上げていくことが期待されていると思っていますけれども、今後どのような取組を行って、唐津の海岸線、海のをよさを知らせていくのか、取組について伺います。

○納富政策企画監Ⅱ委員から御意見ありましたように、唐津・玄海には多様な海岸線があり、それぞれ違う楽しみ方ができると思っています。大切なのは、それぞれが持つポテンシャルをどういった形で磨き上げるのかということだと思っております。そして、その磨き上げの仕掛けには多くの挑戦が付き物と思っております。

そういったことから、KMAP事業につきましては、唐津エリア全体を対象とさせていただいておるところなんです、まずはKMAP事業のフラッグシップエリアである西の浜に注力しながら事業を進めているところです。

今後につきましては、西の浜を日頃から人が集える場所に変えていくために、遊歩道やトイレ、シャワー、日よけのパーゴラなどの整備を進めていきたいと考えており、令和八年に設計、令和九年、令和十年に工事を予定しているところになります。

また、七月十九日には三回目となるビーチイベント「Grand Blue

2026」を開催することとしており、実行委員会のメンバーと共に準備を行い、前回以上の盛り上がりを目指しまして、このビーチイベントが地元で愛されるものになるように育てていきたいと思っております。

このような取組を通して、唐津の海の新たな風景をつくり出していき、令和十一年からのフェーズ3、発展期での目指す姿の実現に向けまして、令和五年度から積み重ねてきました県の取組が波紋のようにエリア全体に広がっていき、それが大きな波となっていくようにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上になります。

○富田委員Ⅱぜひともそのフェーズ3の次には波紋のように形が広がっていくように、特にヨットをされている方からあったんですけれども、先ほど言いました相賀の浜のちよつと西側に、北浜というのは小さな入り江ですけど、あるんですね。ここが大変水質がいいと。やっぱりヨットを止めてゆっくり揺られながら休憩したいよねというふうなことも言われていました。やはりその場所が持っているよさをしっかりと生かしていくことが私は大事じゃないかなというふうに思っています、マリンスポーツでいうと、うるさい海のボートもありますけれども、モーターボートや水上バイクですか、ありますけれども、やはりそういったものを入れさせないところ、区域を分けていくということも大事じゃないかと思っていますので、その辺もしっかり地元の方々とそういった関係性をつくっていく中で、そういったやり方はどうでしょうかというふうなことでやっていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

では、三点目に行きます。県立大学です。

この県立大学については、これまで県議会の中で多くの時間を費やして議論をしてきました。しかしながら、県民の理解といますか、賛成、まだまだ進

んでいませんよね。私なりにいつも思うのは、本当に反対者が増えてきているんじゃないかなというぐらいあるんですけども、どういふふうに皆さん感じているのかなと。山口学長予定者が言われた、県民の理解が大事だと言われています。この言葉に対して本当に執行部は応えていっているのかなと。県民に理解してもらうように努めているのかなというような疑問があります。

そしてまた、知事さんや執行部が言われる「チェンジ・メーカー」ですね。

「チェンジ・メーカー」、本当にこの佐大よりも下のクラスで「チェンジ・メーカー」ができるのかなと。そういった人々が育っていくのかなという疑問も私は持っています。

そしてまた、高い熱量の教授、高い熱量の生徒を採用していくと。熱が高いのは山口知事だけじゃないかなと私なりにちよつと感じるんですけども、そういうことをちよつと不安視する声もありますし、私も不安です。

まず一点目ですけども、教員の採用についてであります。

この前、中本議員だったですかね、中本議員の質問で……

○西久保委員長Ⅱ徳光議員。

○富田委員Ⅱ徳光議員ですね、すみません。今現在、これはいつからだったか、四月一日からですね。六月十五日までの第一回の募集ということで、第一回の募集が六月十五日までということであっております。この採用というのか、募集者の数についてもお知らせできないというふうなことを言われたですね。途中経過ということになりますので、応募の状況などの詳細な状況についてはお答えすることができませんとありました。なぜお答えできないんですかね、ちよつとその辺の理由から、すみません、お答えください。

○中島政策企画監Ⅱ県立大学の教員選考についてのお尋ねでございました。

教員選考を開始したところ、今御案内あったとおりましたところでございます。認可申請まで断続的に随時行っていくということで考えております。

公募、これも複数回、実施日を予定しております。現在はその教員選考、断続的に随時行う教員選考が進行中でございまして、公表していないというところでございます。

全ての選考が終了した後に、全体の状況が整理できると、そういう段階になりましたら、その時点で出せる情報をお示しいたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ全体の状況が分かってから示すというふうな話ですよ。私は、やはり県民の皆さんも我々議員も今の状況を知りたいんですよ。やはり定員募集というか、先生方の応募が本当にあるのか、そういった状況を我々は知りたいんですよ。ですから、今何人、定員に対してこれくらいありましたという数字だけでも私はいいと思うんですけども、それを出すことによって影響があるという考えで出さないという話なんでしょうから、どのような影響を考えているんですか、それについてお答えください。

○中島政策企画監Ⅱ大学教員の採用というところでございますが、特に新設大学でございまして。大分長い期間をかけて行うものでございまして、その中で様々大きな動きがあると考えております。

例えば、今、公募などで募集をかけておりますけれども、実際働き始めるまでというのが、令和十一年四月ということでございますので、大分時間がございまして。そういったところの期間がかかるということもあって、実際新規で立ち上げるような大学などについては、採用したいというふうに思っていたとしても、その期間があることで採用辞退が多いということもございまして。そうすると、また募集をかけたというところもございまして。また、申し上げた新設の大学でございまして、今既にどこかの大学で働いているという方もいらつしやいます。そこでの研究をやはり続けたいということを、採用を決めた後で

も言ってこられる方もいらっしゃるって、採用時期をずらしてほしいというようなこともございます。そういった場合もまた別に採用しなきゃいけないとか、あるいは認可申請しますと認可の審査というのがございます。文科省で行いますけれども、実際我々はこういう人材を育てるためにこういうカリキュラムをしたいと、それを教える先生としてこういう方々を考えておりますということ申請をするんですけども、このカリキュラムを実施するためにも追加で教員を採用しなきゃいけないんじゃないのというようなことを文科省から示唆を受けるということもございますので、そういった場合の対応が必要というように、採用に関しましては様々な動きがあるというふうに思っております。

そういう長い期間の大きな動きの中でやっておりますので、途中でお示しするということではないというふうに思っております。実際ほかの大学の例を見ましても、やはり途中ということでもございます。状況をお示している例はないというふうに思っておりますので、全体の状況が整理できた時点で、その時点で出せる情報をお示したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱ今、示せない理由を述べられましたけれども、私からすると全然理由になっていないと。私は、要は今何人募集しているという数字がホームページに出ていますよね。教授、准教授、講師、または助教授ですかね、これで全体でいくと三十人弱ですか。その募集定員に対してどれくらいの募集があったかを知りたいと――応募ですね、すみません。そこを何でその理由で教えられないのかと。途中で、それは令和十一年四月開学ですから、当然ながらそれまでにいろいろな状況が変わって、先生に応募された方もいろいろ変わっていくでしょう。しかしながら、私は四月一日から六月十五日までの募集期間の中で何人募集して何人の応募があったと、その数値だけを聞きたいと言っているんですよ。先ほどの理由が公表できない理由になりますか。どうです、

皆さん。私は理由にならないと、もう一度。

○中島政策企画監Ⅱ実際、先ほど申し上げましたように、ほかの大学もそういうことでやっております。お示ししないということではなくて、選考を全て終わった後に、全体状況を整理できた後にはお示しできる情報をお示したいと思っておりますので、それでお願ひしたいと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱその状況を示せる時期といいますが、これでは第一回目の四月開始と十月開始の二回にわたり実施する予定ですとありますよね。いつ頃になればできるんですか。二回目が終わった時点ですか、それとも採用を決めた時点なんですか、いつ頃我々にお示しできるんですか。

○中島政策企画監Ⅱ全体の状況が整理できた時期というところでは、認可申請の準備が整った段階というふうに思っております。来年の秋頃の申請を考えておりますので、その前あたりになるかと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱここに審査スケジュールというのをいただいておりますけれども、これというと、この前の文科省の話で一カ月ほど生徒の募集期間が必要なので、全体を一カ月ずつずらすというふうな話がありましたよね。ということは、先ほど秋と言われましたけれども、申請の時期が十月末なので、九月末にはお知らせできると、我々に知らせることができるといことなんですか。

○中島政策企画監Ⅱ申請の前のタイミングではその時点で出せる情報をお示したいと考えております。

以上です。

○富田委員Ⅱこれ以上これを問い詰めても、そこから変わらないと思いますので、次に行きます。

次ですけれども、一番問題の県民の理解についてです。

県立大学については、これまでしっかりした説明がなされてきていないとは思っていますし、また、今年二月の代表質問でもやりましたけれども、令和七年十一月の佐賀新聞の世論調査等では、賛成は四六・八％と半数を割るなど、まだまだ県民の理解は得られていないと思いますし、増えていないと私は思っています。先ほど、当初に言いましたけれども、減っているんじゃないかなというふうに思っています。執行部としてこの世論調査の結果はどのように受け止めて、賛成者が増えるようなことにならない理由はどこにあるのか、どういう分析をされているのかについて伺います。

○中島政策企画監Ⅱ世論調査の数値を今おっしゃいました。地元のメディアの直近の数値を見えますと、地元紙の数値は先ほどおっしゃった賛成四六・八％、反対が二六・三％、地元のテレビ局の数値で申し上げますと、賛成、そして、どちらかといえば賛成、これを合わせて六三・四％、反対、どちらかといえば反対、これを合わせて三三・二％となっております。一定の評価をいただいているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ一定の評価というんですけれども、私は一番最初に言いました山口学長予定者の言われていた県民の理解が大切ですよと、この理解というものをどういうふうに捉えているのか。そしてまた、私が聞いているのは、理解者が増えない理由は何なのか分析したのかということを知っているんですよ。そこをしっかりと答えてください。

○西久保委員長Ⅱ答えられる人、誰ですか。

○中島政策企画監Ⅱ意思を示された方の数値を見ると、およそ二倍の方が賛意を示されているというところで一定の評価をいただいているというふうにご考えております。ただ一方で、分からないとか、どちらとも言えないという方もいらっしゃると思いますので、そういった方に対しての周知ということも取り組みたい

というふうに思っているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱ全然答えが合わないですね。私は、賛成者が四六・八％しかないですよと、これをもう少し上げていく必要があるでしょうと、上げる必要性を感じないなら、ないでいいですよ。しかしながら、学長予定者が県民の理解が大事だよねと言われているんですよ。そういった中で、賛同される方の数字を少しでも上に延ばしていこうという、その努力は見えないし、何で低いかの分析をしないと、その努力はできないんじゃないですか。だから、その努力をしたんですか、どういったところに課題があるのか分析したんですかということと言っているんですよ、どうなんですか。それとも、していないなら、していないとお答えください。

○西久保委員長Ⅱ執行部は答弁できますか。答弁できない場合は、執行部で見調整、もしくは答弁のすり合わせを求めますけれども、答弁できるのであれば挙手願います。

○中島政策企画監Ⅱ県立大学の設置、これはそもそも我々は構造的な問題を解決するというところでやっております。そういうことで準備を進めておるところでございます。

これは世論調査の結果が高い低いというのに関わるものではないと思っております。こういうことをやりたいということで、議会にも都度お諮りしましたし、今後もお諮りする予定でございます。

世論調査の賛成の数字を上げるためということではなくて、申し上げた構造的な問題を解決するために必要だと思い、やっているところでございます以上です。

○富田委員Ⅱ私は、世論調査の数字は数字として言いましたけども、やっぱり県民の理解度を上げることが大事だと私は言っているんですよ。（「当たり前

だよ」と呼ぶ者あり）そこを否定するんですね、あなたは。（「県民の血税でつくるんだから」と呼ぶ者あり）県民の理解を得んとやっつては駄目ですよと私は言いたい。そこを県民の理解は必要なく、知事さんの考えだからやっつていきます、県としての構造的な課題がありますので、そこを解決するためにこれをやっつていきます。しかし、そのためにはやっぱり県民の理解は必要じゃないんですか、どうなんですか。（「置いてきぼりかよ」と呼ぶ者あり）我々は置いてきぼりですか、本当に。もう少しじっくり考えてくださいよ。これ答えられるなら答えてください。しつかりやっつていくのか、やっつていかないのか。もうやらないなら、やらないと言ってください。次にいきますから。

○林政策総括監Ⅱ県民の理解をもっと深めていくべきだという御指摘だと思いますが、我々、先ほど中島が御答弁申し上げたとおり、世論調査をどう受け止めるのかという点については、反対の約二倍の賛意が示されているということも含めまして一定の評価はいただいているものと思っております。

ですが、もともと我々も問題意識として持っているのは、こういう構造的な課題に対応するためにこの政策を進める中でも、県政としてこれを進めたいということに関して、そうした点についての無関心といえますか、よく分からないとか、どちらとも言えないとか、そうした層がちゃんとそれを受け止めて認識していただくということが大事だと思っておりますので、まず、県立大学をやりたい、それがどういう意義があるのか、果たすべき役割も含めて伝えていくということで理解を深めていく努力は今後も続けていきたいと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ佐賀県の構造的な課題を解決するね。先ほどの件はそれで、あとは違う方がやられるかもしれませんが、次に行きます。

社会的な構造の課題ということで言われております。

私は県民の理解が進んでない要因にはやはり少子化があるんじゃないかなと。私なりに、私のチャッピー君といえますけども、愛称がですね。そこで尋ねてみたところ、現在の十八歳の人口七千八百人程度ですね。（「AIのこと……」と呼ぶ者あり）AIのことですけども、すみません。後ろから入りましたけども。二〇四〇年には四千五百人ぐらいになりそうだと。四〇％は減少するんじゃないかなということなんです。これは皆さんも同じ認識だと思います。これをどうやって変えるのか、どうやって解決していくのかということなんだろうと私は思っているんですよ。

今回、学長予定者の山口先生はデータサイエンスの専門家とも聞きますよね。やはりそういった専門家に、この数値、私がチャッピー君に、AIに尋ねたことが本当なのかと、それと、県が目指す大学をつくって本当に改善していくのか。知事がいつも言われている三千人程度が県外出ていますもんねと、その数値はどの程度回復するのか。そういったデータをやはり私は使って県民の方に理解を求めていくことをせんと、ただ単にこういう大学をつくります、こういう大学をつくります、これじゃ、やっぱり届きませんよ、県民には。我々にだって届きません。やはりある程度の数字を出していただきたい。やはりここは県が目指すところで、何名程度の県内の学生を確保でき、そして、どの程度の卒業生を県内に残していけるのか、ここの数値をやっぱり出していかないと、県民は理解できないと。

それは目標値であると思えますよ。しかしながら、今のデータサイエンスという数値的な専門的なところを使って、こうなるものをこういうふうに持っていきたいというふうなところを、ここまで下がってきますけどもここまでは持っていきたいという説明をしないと、私は納得しませんし、県民の方も納得しないんじゃないかなと私は思っているんですよ。

そういったデータを使って今後お示しできるんですかできないんですか、し

ていただけなのかしていただけないのか、その辺の考え方についてお尋ねいたします。

○中島政策企画監Ⅱ学生確保についてのお尋ねでございました。

今、十八歳人口ですとか出生の将来見込みもおっしゃっていただきました。

先般、人口動態統計というのが出まして、昨年、二〇二五年の県内出生数、これは四千六百十一人でございました。ただ、四千六百十一人が十八歳になったときの大学進学者はどのくらいになるかと推計をいたしました。大学進学率、今、佐賀県の進学率が四四・二%でございます。全国の数値が五八・六%ですので、これより低い数字、全国の数値に今近づきつつありまして、毎年伸びているところではございますけれども。この大学進学率が今と同じ四四・二%だというふうな厳しめの想定をしてみますと、そのとき四千六百十一人が十八歳になったときの大学進学者数は二人から二百人程度になるかと考えております。そのうち千七百人から千八百人程度が大学進学時に県外に出ていくというところを推定したところでございます。

県立大学は、今、定員が二百人から三百人を想定しております。大学の定員で、先ほど申し上げた推計のデータを比較しても、数字上、学生の確保は可能だというふうに思っております。

もちろん何もせずに大丈夫ということではございませんので、一人一人の成長を大事にする大学ということであり続けて、学生から選ばれる大学にならなきゃいけませんので、そういうことをやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ先ほど言われた数字、想定というふうな話もされました、推計。

先ほど言ったように、私は専門家じゃないので、やっぱりデータサイエンスという、その専門家の方に分析をしていただいて数字を出せないのかという話を

しているんですよ。どうなんですか。

○西久保委員長Ⅱ答えられますか。手が挙がっていません、誰も。

○中島政策企画監Ⅱデータの出し方がこのやり方というふうに思っていて出しているところではございます。

私もただではちよつと力が足りないのではないかといいことでございまして、いろんな方にお話を聞いてというところで補強できるものもあるかと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱぜひとも専門家をお願いしてください。それくらいの金はあるでしょう、広報費にあれだけ使っているんですから。じゃ、それはお願いして、どうですか、できますかできませんか。

○中島政策企画監Ⅱどういったやり方があるかということも含めて検討したいと思っております。その検討をしてから、やるやれないかは決めたいと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ検討していただいて、ぜひともやっていただきたいと私は思います。

では、先ほどの学生の確保ですよね。入試のやり方、推薦を枠でがぼつと囲ってしまえばそれは集まりますよ。八割から九割と言っていましたよね、学校推薦だったり、そういうった推薦枠は。推薦を受けたいと言ったら、それから逃げられませんよね、子供たちね。推薦をいただいて願書を出して、後から、すみません、やっぱりこっちの大学がよかったよねといって変更できませんよね。これは何でかといったら、県立高校だったら、校長の顔があるし、そういったところを考えると、私は推薦枠はそんなに増やさないでもいいんじゃないかな。要は推薦枠というのは青田買いだと思えます。それは五割ぐらいで

いいんじゃないかなと私は思っていますので、そこは申し上げておきます。

次に行きます。

次に、県内就職についてです。

県立大学をつくるということは、先ほど言っていましたように、一つは三千人もの子供たちが県外へ出ている。そしてまた、県内になかなか戻ってこない。そういった中で、県内への就職者を増やすという目的ですね。

他の大学のデータなんかを見ても、半数届かない程度が県内に戻ってきていないというデータもあるようですけれども、この県内大学をつくるということで、就職率をどれくらいといった目標値を持つてあるのか。あれば示していただきたいなと思います。

○中島政策企画監Ⅱ令和七年三月時点のデータを申し上げますと、その時点での公立大学の卒業生の大学所在地域への就職率、これが全国平均で四二・〇％でございます。過去の平均を見ましても四〇から四五％あたりで推移をしているところでございます。

佐賀県立大学の学生、これは課題解決学習を県内様々な場所、あるいは様々な形で行います。企業を知ってもらうという機会を増やしたいというふうに思っておりますし、実際、地元の経済界からは、学生との接点を持ちたいというような期待の声もございます。

それと、大学におきますキャリアセンター、これは県の就職支援の各種施策と連携をしたいと思っております。多くの学生に県内で働きたい、生きていきたいというような思いを持っていただきたいと、そういう仕掛けをしていきたいと思っております。

数値の話がございました。開学が早くて三年後です。最初の卒業生が出るのはさらにその四年後ですので、まだ先の話でございまして、現時点で具体的な目標ということを明確に持っているわけではございませんが、今申し上げます

た四〇から四五％あたりでということを見ますと、他県の地元就職率を上回るところを目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱどれぐらいを目指すのかといったら、他県の状況を上回るようなところを目指したいというようなことで確認いたしました。私は数字も欲しいんですけどね。

次に行きます。

では、協力事業所についてですけれども、協力事業所ということで二百五十社程度が登録されていると聞いております。

協力事業所とはどういったもので、執行部側は何を協力事業所に期待しているのか、また企業側が期待しているものについてお答えください。

○中島政策企画監Ⅱ協力事業所でございますが、昨日時点で二百六十社から登録をいただいているところでございます。

この協力事業所の制度といいますが、システムにつきましては、県内の事業所ですとか企業、団体の皆さんに県立大学に関する検討状況ですとか目指す姿といった情報提供を進めていきたいというところで、登録を受け付けているところでございます。その登録の数が今二百六十でございます。

今後、この協力事業所の皆様方に御協力いただきたいものとしたしましては、実際、学生の学びの場を提供いただくですとか、事業経営者の方とかにもなるかと思いますが、実際の現場の経験などを踏まえたところでの大学内での御講演、あるいは事業所ですとか企業に学生のインターンシップを受け入れていただきたいと、そういった様々な形で御協力をいただきたいということを考えているところでございます。

委員おっしゃっていただいたように、協力事業所側の狙いというか、メリットもあるかというふうに思っております。事業所のほうで学びの場ですとか、

あるいはインターンシップの場を提供するということになりますと、学生と触れるわけです。いろんな意見を聞いたり、学生は新鮮な感覚というのを見聞きすることができ、そういった貴重な機会でもあるかと思えます。それが新たなビジネスにつながったり、新たな気づきにつながったりということもあるかと思えます。

加えまして、先ほど話もありましたが、学生の採用につながるというケースもあるかと考えております。実際、学生と協力事業所双方にメリットがあるというようなことが考えられるというふうに思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ学校側からすると学びの場の提供をいただけるんじゃないかとか、講演に来ていただけるんじゃないかとか、インターンシップの受け入れ、企業側でいうと、新しい考えというか、若者の考えを聞けるとか採用ですね。私、疑問なんですけれども、この協力会社さん、名前は私全然知らないんですけれども、今、二百六十社と言われましたね。

二百六十社、協力事業所ですね、これについて、多分皆さん方から、こんな大学をつくるのでどうかという、協力会社さんというか、企業回りをされたいんですかね。ということ、二百六十社の手が挙がってきたということなんですかね。どうなんですか、その辺。

○中島政策企画監Ⅱ集め方といいますか、様々な場で御案内をしております。経済団体が集まるような場でチラシといいますか、案内をお投げしたり、あるいは県全体でいろんな総会とかに出る部分もありますので、全て私たちだけで行っているわけではなくて、例えば、福祉団体とかが集まるような会では総会のときにそういう資料を配ってもらったりというような形で、いろんな形で御案内をしているところでございます。そのチラシを見たところで、興味を持っていたところが登録をいただいているという形になっているかと思っております。

す。

以上でございます。

○富田委員ⅡいろんなところでPR活動もされていると、そういった中で二百六十社だというようなことですね、分かりました。

執行部として、この企業さんたちには失礼な話かもしれませんが、二百六十社、皆さんいろんな形で手伝っていただけているという感触なんですか、その辺の感触といいますか、どうなんでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ二百六十社、様々、事業所交流会などもやっておりまして、実際の声を聞く機会もございます。実際、県立大学がどういうことをやるんだろうというところから登録された方もいらつしやるし、具体的にこういった話をしたいとか、学生と組んでこういったことをやりたいという思いをお持ちの方もいらつしやいますので、そこは様々あるかと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ企業の考えは様々だろうということですよ。私からすれば、多分取りあえず手を挙げておこうかという企業もあるんじゃないかなと。これがどれぐらいなのか分かりませんよ。しかし、中には、あそこの企業も挙げておるならうちも挙げとけよということなのかなという企業もおられるんじゃないかなと。やっぱり数字だけでうのみにしてはいけないのかなと私は思っています。

次に行きますけれども、県内企業等からのニーズについてです。

このニーズ、県立大学からの卒業生を受け入れたいというニーズがどれくらいあるのか、やっぱりつかまないと何しやるのかなと私は思うんですよ。せっかく先ほど言った協力事業所がおって、そこにアンケート調査でもしたらいいんじゃないですか。十年間で子供たちをどれくらい採用しようと考えているんですかとか、そういった数字を基にして、その数値を分析して、県内に

残ってくれる子供たちが何名程度になるのかなとか、そういったことをやっていて、それを県民にお知らせして、この大学、建設に賛成してくださいと、県内企業さんこれだけ採用してくれるというふうなこともありますので、そこをしっかりと県民にも我々にも示していただきたいと私は思っているんですけども、そういったことをやる気があるのかないのかお尋ねいたします。

○中島政策企画監Ⅱ企業のニーズというお話でございました。

アンケートというお話ではございましたけれども、実際の企業のニーズというのは、求人がどういう状況かというところに現れているかと思っております。

実際、この三月の県内大学卒業生への県内企業の求人状況を見ますと、

佐賀大学は就職者数七百四十人に対して三千三百七件の求人件数、件数と申し上げましたのは、一件当たり複数人数というのがございますので、実際はこの三千三百七件よりも多い求人があっているかと思っております。西九州大学については、就職者数が三百八十六人に対して七百六十六人の、これは求人数でございます。

県内の企業ですとか事業所の大卒への求人ニーズは高いというところは明らかだと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱですから、求人情報の数字だけじゃなくて、せっかく協力事業所ということであるわけでしょう。そこにはアンケートを取ったらと。そして、先ほど言われた三千三百七件の求人があっているという話ですね。これはただ単に求人をしているだけで、子供たちの意向とかそこは入っていませんよね。県内に残るという意向は入っていませんよね、どうなんですか。首をかしげていらっしゃるので、その考え方はどうなんですか。私が間違っているなら間違っていると教えてください。

○中島政策企画監Ⅱ今、子供たちの意向とおっしゃったところが、求人票です

ので、もちろん企業側が求人を出されるところかなと思つてでございますので、そういうところございました。ただ実際、協力事業所、今途中、委員からもおっしゃいましたように、いろんな状況、興味があるだけとか、深く関わってきた、いろいろあるかと思えます。採用にもつなげたいところももちろんあるかと思えますけれども、そういういろいろな方がいるところだけじゃなくて、やっぱり県全体はどうかというところが今申し上げた求人、実際の求人の数に現れているかと思っておりますので、もうそれよりの確に今の企業のニーズを示すものというのではないかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

○富田委員Ⅱここもなかなかかみ合いませんな。

じゃ、次に行きましょうか。では、四番目の広報についてです。

私は昨年の九月の一般質問で、広報費、広報の在り方について質問いたしました。広報を行う場合には、やはり建設費とか運営費をしっかりと明記して県民に分かってもらわないと駄目ですよというような話をしました。そのときの答弁で、この建設費や運営費といったコストについては、まとまり次第、適宜説明をまいりますと、このまとまり次第という言葉ですね。今、建設費の積算にはまだ入っていないのかもしれませんが、コンサルに委託して進められていると思うんですよ。それが出てしまわないと公表しないんですか。

私は、やはり今の時点ではという数字をつけて、県民の方々に理解を求めている、それがフェアじゃないですかね。要は、このまとまり次第という言葉ですよ。極端に言うともう建設費の議案を出すときは当然まとまっていますよね。しかしながら、運営費についてはまとまっていますよね。しっかりと固まっていますよね。そこが大事だと。やっぱり固まっていますから出すんじゃないよと。やはり都度都度、広報誌に載せていくべきじゃないかなと私は言っているんですよ。この点について、私の質問以降どうされたのか、どう

やっついこうとしているのか、お答えをお願いいたします。

○中島政策企画監Ⅱ広報についてのお尋ねでございました。

委員おっしゃったように、建設費ですとか運営費のコストについても適宜説明するということで考えているところでございます。

実際、今、昨年十一月に基本設計をお出ししました。そこは概要版ではございましたけれども、その中でも建設コストの見込みというところで、将来、物価上昇なども加味したところで百三十から百四十億円程度というところを入れたところでございます。ほかパンフレット等もございませうけれども、そういったものに入れることについても適宜行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ百三十から百四十億円という数字が一旦出ましたよという話ですね。これは、新たな広報なんかに今まで入れていないんですか。この百三十から百四十億円という数字はいつの時点で出されたんですか。その後に広報誌は出ていないんですか、どうなんですか。出ているなら、そこに書いてあったなら書いたと、表記したということでお答えいただければと思います。

○中島政策企画監Ⅱ現状、概要版を出したときの資料に出しているというところでございます。いろんな媒体があるところでございますが、今後新パンフレット作成の際には適宜必要な情報を相手に応じてということなると思いますが、掲載したいというふうにも思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ相手に応じて、どういう言葉、今言われました。相手に応じてじゃなくて、県民にと私は言っているんですよ。相手に応じてと、それはどの相手なんですか。その辺の曖昧さが、やっぱりこの県立大学の一番の県民の不安というか――を招いているんじゃないですか。そこはしっかりと、今まで

の広報誌にはつけていませんよと。でも、いつ何月の時点でこの数字が出ましたよと。だから、ここで出しますよと。そういった答弁をしていかないと私は納得できませんよ。もう少し言葉ではぐらかすような回答じゃなくて、数値とか時期とか、そういったものをしっかり答えてくださいよ、お願いします。

○西久保委員長Ⅱ答弁できますか。

○中島政策企画監Ⅱ今、パンフレットを作っております。パンフレットの配っているものもございませうけれども、そういったものの改定というタイミングで入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱいつ頃改定するんですか。やはりそういった数字が出たらすぐ改定して、県民の皆さんにお知らせするべきじゃないんですか。そういった思いはないんですか。そこに反省はないんですか、どうなんですか。

○中島政策企画監Ⅱ改定する際にはすぐ入れたいというふうに思っております。改定といいますのは、作っているものはお配りしているものもございませう、違うところに置いているものもございませう、実際また新たに作る時にはそれを入れたいと思っております。

以上です。

○富田委員Ⅱ県のホームページの中に意見募集箱がありますよね。そこに県立大学のバナーというか、クリックするところはありませんよね、ありますか。新幹線、原発、あと何かあったかな。この県立大学は、国政課題を除いて佐賀県が一番の課題じゃないですか。そこに県民に意見をもらうというバナーがないというの私は腹立っているんですけども、やっぱりそういったところでしっかりと広報すればいいじゃないですか、すぐできるじゃないですか。広報のところの改正ぐらい、ホームページのところの県立大学の建設費なんて。チラシを作るまで待つといってくださいとか、あなたたちが言っているのを待つて

いたら、次に建設費が出るんですよ。知事も九月ぐらいには出したいという話だったでしょう。そのときまでに出さなくて、その金がぽんと出る。それではいけないじゃないですか。県民にある程度、段階的に説明をしていきながら、そして、最終額はこれになりましたもんねと。それで、県議会に提案してどうでしょうかと。それから我々がこがんかかるてばいと、このくらいでよかてばいと、その話を県民の方に広げていっても、県民の方はどこで判断してよかたですか。もう遅いじゃないですか。意見を言う場がない。そういうふうに感じませんか。

私は、できるところはしっかりできることをやってくださいというふうなことでお願いしたいと思います。どうですか、そこら辺は。

○中島政策企画監Ⅱ十分でなかった部分もあるかと思いますが、できる部分はやっていきたいと思っております。ホームページの掲載につきましても、載せているところではございますけれども、分かりやすくというところで、どういった改定ができるかというのをやります。

以上です。

○富田委員Ⅱでは、広報関係に行きます。もう一つですね。

広報は、これまでにラッピングバス、それから、私も映画館での広報を見してきました。また、新聞も大きく両面開きだったり、いろいろやっておられます。これまでのいろんな取組をやってこられたと思うんですけれども、これにかかった費用、我々はなかなか説明いただいておりますので、ここでどれくらいかっているのか、各広報誌などについて額をお知らせください。

○中島政策企画監Ⅱ広報につきましては、様々な取組を行ってまいりました。広報に関する委託料の実績といたしまして、令和五年度に、数字は丸めますけれども、五百三十二万円、令和六年度が七百九十五万円、令和七年度が三千百十五万円という実績でございます。令和七年度は特にいろんな周知をやりなさ

いということもいただいておりますので、その辺りから力を入れているところでございます。

取組内容を令和七年度に絞って、大きなところでくくって御説明いたします。新聞への広告掲載が七百八十五万円、映画館での動画の放映、これは八週間やりましたけれども、七百二十六万円、佐賀駅のデジタルサイネージの放映が六百十六万円、シンポジウムなどのイベントの開催で五百三万円、ラッピングバスで三百八十五万円、三社やっております。ケーブルテレビでの動画放映というのも五十五万円、あとパンフレットのデザインなどで四十五万円というところをやっているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱ令和七年度でいうと三千七百十五万円使ったと。（「三一五」と呼ぶ者あり）三千百十五万円ですか、すみません。分かりました。

その効果はあっているとお思いなんですか、どうでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ効果のお話でございました。

新聞広告がどうか、映画館の広告はどうとか、一つ一つの効果というのをはかるのは難しいと思いますけれども、広報による一定の効果はあると考えております。実際、今、委員からも御紹介がありましたように、映画館の上映で見たよとか、ラッピング広告などを見たよというような声もよく聞くとところでございます。様々な媒体を活用して、多くの方、いろんな方に届いているというふうなことを実感しているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱすみません、広報を見たよでいいんですか。ああ、見たよと。それでいいんですか。やっぱり県立大学は必要だよねという声が大事なんじゃないですか。ふわっと、ああ、見たよと。それは見たよと、映画館に行けば見ますよ。新聞でも開けば見ますよ。それでいいのかと、広報誌の在り方として。

先ほど令和七年三千百十五万円、（「今年幾らかと」と呼ぶ者あり）やつぱりそこは大事なんじゃないですか。そういった分析というか、ふわっとした考えでいいんですかね、どうなんですか。

○中島政策企画監Ⅱ広報というところで、県民の皆様もいろいろな状況、状態があるかと思います。実際、県立大学そのものができるところをまだ全く御存じない方も実際にいらっしゃいますし、開学時期はいつだというような話とか、武雄の大学と混同されている方とか、いろいろいらっしゃいます。いろんな方がいらっしゃると思いますので、県立大学というのが令和十一年四月を目指して検討しているよというところをまずは知っていただくというところも一つの広報だと思っております。そこに興味を持っていた上で、実際何をやっているんだろう、何をやるうとしているところだろうということのを調べようとか、確認しようと思っていたかどうかというところに進むということだけでも効果があると思っておりますので、佐賀県立大学、令和十一年四月開学予定という広報は、それだけでも十分効果があるというふうに思っております。

先ほど協力事業所のところもございましたけれども、まずは県立大学が何をやるんだろう、どういったことをやるんだろうというところに興味を持っていただくと、登録いただくだけでも十分私は効果があると思っております。それと同じように、県立大学は何をやるんだろうと、県民の皆様方もその一歩進めていくというところの意味でも広報というのはやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱ私の声には、広報を見て、ああ、もう決まったんだと、先ほど言われましたように、検討しているということを分かっていたきたいと、しかしながら、県民の皆さんは、もうつくるんだと、今さら県議、何の話をしているんですかと。私、いつも地元でこの県立大学の議論について報告しますけど

も、もう決まったんでしようものと、今さらそれを言うてどうなっているんですかと。いやいや、私は、決まっていませんよと、検討はしていますよと。やつぱりその辺は大事じゃないですか、しっかりとした広報として。

一般質問でもありましたよね、西久保委員から。バスのラッピングだったですかね。下のほうに小さく、びったり車を後ろにつけていかないと、もう見えない。私も眼鏡かけないと見えないですよ、あれは。

やつぱりそういった何かな、ちよつとずれていますよね、皆さんがやっていること。今後検討しますと、小さな文字のところを検討しますと言われていたよね。何日かたちましたけども、どうされようとしているんですか。その検討はまだされてない。今からですか。ちよつとそこだけ答えをお願いいたします。

○中島政策企画監Ⅱ技術的にこういうことができるかも含めて検討するということやり取りがあったかと思っております。そういうことを検討していきたいと思っております。検討はこれからになります。

以上です。

○富田委員Ⅱ今の答えもですね、あったかと思っております。これは部長が答えたんですけども、皆さんと一緒に共有しないといけないでしょうもん。あったかと、他人事のように言わないで。そういった言葉の端々がどうも私は納得いかんというか、もう少ししっかりやってくださいよ。

じゃ、次に行きます。

次ですけども、やはりこの県立大学、巨額の投資をしていくわけですよ。その投資をするからには、この学生に一人当たり幾らの投資をすることになるのかですね。やつぱりここは県民の皆さんも興味ありますよ。私も興味あります。

効果を問うと、またいろんな形で皆さん、教育に効果を問うんですかとか、

いろいろ言われますので、効果は言いません。学生一人当たりにも幾ら投資することになるんですかね。これはどういうふうな計算の仕方でも結構です。私的に計算すれば、大学の建設で二百億円、これの建設の耐用年数五十年としたら四億円ですかね。運営費が六億円のうち二億円か三億円が県費の持ち出しだというようなことを言われていたかと思います。安いほうで二億円としましょう、多分もたないと思いますけど。これ四億円と二億円を足して六億円ですね。これを年間三百人の子供たちで割ると、二百万円ですね、ざっくり。

やっぱりこういった数値をそちらなりにしっかりと示しすることも大事じゃないかなと私は思うんですけども、その数値というところで、私のざっくりした数字よりももう少し詳しい数字というか、詳細な数値等がありましたらお示しください。

○中島政策企画監Ⅱ費用面についてのお尋ねでございました。

今おっしゃいましたように、大学の設置の目的というところが様々ございまして、これは申し上げていることでもございますが、県内高校生の大学進学時の選択肢の確保というところから、県内経済・産業における中核的人材の確保、大学と企業、大学間の連携によります新たな事業展開、付加価値の創出、地域のシンクタンクの役割、小中学校や高校などとの連携によります県全体の教育の充実など、様々あるかと思っております。これは学生を卒業させるためだけの大学ということではないというところでございます。

そういった中で、効果についてはおっしゃらないというところでございましてけれども、そういったお声もあったところで、令和六年二月に県立大学の開学による消費生産活動の誘発効果試算というのを算出したところでございまして、そのときに使った数字を当てはめて機械的に計算してみますと、大学の設置に要する費用、これは二百億円としております。運営のために支出する費用、令和六年二月の試算のところでの数値をはめますと、五十年間運営するという

ところで計算をしました、定員二百人の場合、運営のために要する費用が六億円、定員三百人とした場合は八百億円の費用を要します。これを五十年分の学生数で、卒業生ですけども、割りますと、学生一人当たり五百三十三万円から六百万円という数字になるかと思っております。

ただ、今申し上げましたのは卒業生の一人当たりの額でございますけども、冒頭申し上げましたように、設置の目的は様々ございますので、このためだけに設置しているものではないというところをまた再度申し上げさせていただきますと思います。

以上です。

○富田委員Ⅱその設置目的はいろいろあるんでしょうね。でしようけども、私的には、県民の血税をこの県立大学に使っていきましますと、子供たちに幾らのお金をかけて県内に残ってもらうのか、やっぱりそこは私は大事だと思うんですよ。

先ほど言われたそちらの数字では五百三十三万円から六百万円程度と。これは卒業生の規模だったり、そういった形になってくるのかなと。先ほど二百人から三百人という数字がまだ決まっていますので、その数字によって当然動いてくるのかとは思っています。

しかしながら、私はそういった数字もしっかり頭に置いておいて、しっかりと県民の皆さんに知らせるときは知らせるといふことも大事じゃないかなと思っております。

質問もうやめますけども、やはり今回質問していて、やっぱり県民の皆さんの思いというか、ニーズというか、何を求めているのかをやっぱり執行部はあまり分かっていないなど。だから、こんなに賛成者が増えないんだろうなと。

やっぱり私は正確な、きっちりした数字というのは難しいんでしょうけども、ある程度の数字をやっぱり付け加えてこういった大学を目指しますよという広

報をやらないと、この数字は伸びないし、また下がりますよ、絶対。要らないという人が多いでしょう、多くなるでしょう。

今回の中本議員の質問にもありました。いろんなところで意見をいただいて、やっぱり賛成反対の立場から意見はいろいろでしたと、いずれの立場からでも、本当に学生が集まるのか、学生を確保できるのか、そしてまた、県内企業などに就職してくれるのか、そういった関心が高いと。

これに執行部はこたえていかなければならないでしょう。こたえていった後に県民の合意なんでしょう。そこをせずにおいて、せずというのは言葉があれですけども、足らないのにどんどん先へ行っていると私は理解するんですよ。県民の方もそう思っていらっしゃると思います。もう決まったんでしようものと言われるのはそういうことだと思うし、やはりここをしっかりとやってくださいよ。部長どうですか。

○前田政策部長〓お答えします。

大学設置が決まっていないう中で広報の在り方がどうかという御質問であろうと思います。

改めてになりますが、県立大学は佐賀県にとって必要な機能ということで考えております。そして、佐賀県の構造的な課題に対応するもので、この県立大学の設置は県政において急務であると考えております。

一般的にですけども、新設の大学におきましては、設置認可前の段階から、認知度向上であったり、周知という意味で、様々な広報を行っております。県立大学もこれに倣って取り組んでいるという状況でございます。

そして、広報におきましては、大学の目指す方向性や、それから、開学予定時期、これを示すということは、県民や受験生それから高校などに対して開学の見通しを共有して、今後の準備や判断につなげていただくために必要な情報提供であると考えております。

そして、委員からもありましたとおり、県民にはまだ様々な意見があるということでは我々も承知をしておりますので、県民の意見というものについては丁寧にお聞きしながら、引き続き必要な議論というものを議会にお願いするとともに、県民に対して県立大学に関する丁寧な情報提供、それから、広報を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○富田委員〓部長から答弁いただきました。

やはり県民に対して丁寧な説明、これをしないと、この県民の理解は深まらないし、そしてまた、我々議員さんたちも、多分、前回再議のときに県立大学を賛成した方も、今の県民の理解度、賛成の状況じゃ、多分首を傾けられていると思います、賛成できないんじゃないかなと、その点をしっかりと肝に銘じてやってください。

終わります。

○西久保委員長〓暫時休憩します。

午前十一時五十三分 休憩

午後一時 開議

○富田副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○徳光委員Ⅱ皆さんこんにちは。二人目の質問者の県民ネットワークの徳光でございます。

今日は、二問、柔らかい感じで質問したいというふうに思いますので、よろしく願います。

一番目は、情報発信事業「サガプライズ!」、^{かける}「キングダム×佐賀県」コラボについてお尋ねをいたします。

佐賀県では、この間、情報発信事業のサガプライズに取り組まれております。その一環としてキングダムとのコラボ企画であります「^{かける}キングダム×佐賀県」を展開されております。

私自身はこのキングダムという漫画ですが、年代を問わず、本当に幅広く支持されている人気の漫画であるということ、それから、作者の原泰久さんが佐賀県基山町出身であるということは知っていましたけれども、キングダムは実は読んだことがありますでした。ただ、質問するに当たって、少しは読まないといけないだろうということで、昨日、下田委員と一緒に東与賀海岸の読破堤に行ってみました。せめて三巻ぐらいまでは読もうと思ったんですが、すごい雨と風で下半身びしょ濡れになりながら、一巻だけは取りあえず読みました。下田委員は、もともと大ファンで全巻持っているということで、本当に嬉々としてずっと長い堤防を歩いて、いろんな撮影をされています。

今日ちょっと何巻か持ってきてもらって、朝と昼の休み時間に二巻まではやっと読んだところです。やつぱりストーリー的に引き込まれていって、面白いな、次が読みたいなというふうに思えてくる人気の漫画なんだということ、を改めて感じたところであります。

それと、今年の二月の総務常任委員会、県内視察として「佐賀キングダム空港」と読破堤の二カ所に行っていました。佐賀県の地域の資源ときちゃんとマッチした、いい企画であるというふうに、そのとき感じたところであります。

実際に多くの方が訪れていましたし、当初三月の末までの企画というふうにお聞きをしていましたが、半年間延びて、九月の末まで延長したというふう聞いています。

そこで、何点かこのキングダムについてお聞きをしたいというふうに思います。

まず最初は、コラボを企画した背景と目的についてであります。

「^{かける}キングダム×佐賀県」コラボですが、どのような背景でこのコラボが企画されたのかどうか。また、その目的は何なのか、改めてお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱキングダムは佐賀県出身の原泰久氏による大人気漫画であり、今年連載二十周年を迎え、さらに来月七月十七日にはシリーズ五作目となる実写版映画の全国公開も控えている作品でございます。

キングダムとのコラボレーションでは、その高い人気と注目度を生かし、全国規模でコラボ情報を発信するとともに、佐賀県への関心を高め、佐賀県のすばらしさに触れるきっかけを創出することを狙ったものでございます。さらには佐賀県への観光誘客につながることを期待しているものでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは、このコラボの取組の内容についてなんですが、まずはこの取組の全体像はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ令和八年一月二十日にキングダムとのコラボをリリース等で発表しております。

翌週二十七日には佐賀空港でオープニングセレモニーを開催しました。これ

を皮切りに、「佐賀キングダム空港」、「キングダム読破堤」、古湯温泉キャンプ、さらには民間事業者等との連携など、様々な企画を展開しているところでございます。

先ほど徳光委員からございましたように、コラボ期間は当初三月の末までで終了する予定でしたが、全国のキングダムファンや県民の皆様からのコラボ継続を望む声を数多くいただいたことに加え、先ほど述べましたように、実写映画の公開により世の中の注目度が一層高まる時期であること、さらに、夏休みに向けて多くの誘客が期待できることから、今年度九月末までコラボ期間を延長したところでございます。

以上でございます。

○徳光委員〓それでは、一つ一つ改めてお尋ねをします。

まず、「佐賀キングダム空港」の取組については、どのようなものなのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長〓佐賀空港の愛称を期間限定で「佐賀キングダム空港」とし、空港外壁や階段、ガラス面などの空港全体にキングダムの装飾を施したほか、空港スタッフが「佐賀キングダム空港」のピンバッチを着用して来場者を迎えているところでございます。

また、空港内の売店、飲食店を利用した方には、オリジナルコラボステッカーを配布するキャンペーンを実施しているところでございます。

さらに、空港三階におきましては、「佐賀キングダム空港特別展」を開催しております。漫画の巨大装飾や有田焼とキングダムコラボ作品を展示しているところでございます。この有田焼の作品は、昨年逝去された人間国宝井上萬二氏の孫であり、その技と志を受け継がれた井上萬二窯・三代目の井上祐希氏に制作をいただいたものでございます。

なお、本コラボ作品は特別展での好評を受け、限定百枚の抽せん販売も行っ

たところでございます。

以上でございます。

○徳光委員〓それでは続きまして、「キングダム読破堤」の取組についてお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長〓有明海沿いの干潟よか公園の防波堤には全長三百メートル以上にわたり、キングダムの一巻から七十七巻までの全ページを掲出、前例のないスケールのキングダム読破堤を展開しているところでございます。

来場者は防波堤を歩きながら、七十七巻までを無料で読み進めることができ、これまで誰も思いつかなかった大胆かつエンターテインメント性の高い企画となっております。

さらに、先月五月十八日には、七十八巻分を追加で設置いたしました。翌十九日には、屋外での最長の連続した漫画ページ展示としてギネス世界記録に認定されております。

ちなみに、作者原先生もこれまで二度、読破堤を訪問されており、三力所にサインを残していらっしゃいます。本取組は原先生をはじめ、コラボ先の御理解と御協力なくしては実現し得なかったものであり、その点においても大変意義ある企画と考えているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員〓昨日も読破堤に行ってきましたが、なかなかこういうのを思いつかないというふうに思いました。

あれを全部読むと相当何時間もかかると思うんですが、そんな意味では、視察に行ったときも、何人もの方がずっと見られていましたし、原先生が残したサイン、印というか、そこを探すのもマニアの間では話題になっている。それから、過激なシーンのところに佐賀のりを張って伏せていると。よくできた佐賀のりだなというふうに思っていました。そんな意味では大変企画力のある取

組かなというふうに思いました。

それから、古湯温泉なんです、佐賀市富士町の古湯温泉では、どのような取組を行っているのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長 古湯温泉はかつて始皇帝の命を受けた徐福が不老不死の薬草を探す途中で、神のお告げにより発見したとされる伝説が残っております。キングダムにも後の始皇帝となる嬴政^{えいせい}というキャラクターが準主役で登場しております、このストーリーにちなみ、温泉街を利用した方を対象に抽せんオリジナルコラボグッズを贈呈するキャンペーンを実施しているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員 Ⅱそれでは最後になりますが、民間事業者等との連携なんです、どのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長 空港会社ANAの協力により、東京羽田発―佐賀着の全便におきまして、佐賀空港へ着陸後の機内アナウンスで、ただいま「佐賀キングダム空港」に到着しましたと案内いただいているところでございます。

また、サガン鳥栖とも連携いたしました、明治安田J2・J3百年構想リーグのホーム開幕戦におきまして、来場者の皆様に約一万三千人、オリジナルラボステッカーを配布し、会場を盛り上げたところでございます。

さらには、空港課と連携した取組として、京急線羽田空港第一・第二ターミナル駅のホームに、一月二十二日から「佐賀キングダム空港」の大型看板を設置し、首都圏においてもコラボをPRしているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員 Ⅱありがとうございます。

それでは、このコラボによる情報発信の実績なんです、それについてはどのようなになっていきますでしょうか。

○金子広報広聴課長 Ⅱ「サガプライズ！」は情報発信の取組であることから、成果指標といたしました。メディアを通じて世の中に発信された情報量をはかる広告換算額を用いております。

今回のキングダムコラボにおきましては、フジテレビ系列の「めざましテレビ」、TBS系列の「THE TIME」、日本テレビ系列の「ZIP!」などの全国キー局に加え、佐賀県で開催されました「NHKのど自慢」でも全国に紹介されるなど、メディアに幅広く取り上げられております。

これらによりまして、広告換算額は、令和七年度が約七億七千万円、令和八年度は六月二日時点になります、約四億五千万円となっております。

以上でございます。

○徳光委員 Ⅱ最近では、SNSでどのように拡散されて伝わっていくのかというのが大変重要な情報発信になっていると思います。

そんな意味では、SNSでの反響というものはどういふものでしょうか。

○金子広報広聴課長 ⅡSNS上でも反響は大きく広がっております。コラボ発表における「サガプライズ！」公式Xの投稿でございますが、二百七十四万回表示され、五千七百件の「いいね」、二千件以上のリポストを記録しております。

また、著名人により「キングダム読破堤」の投稿でございますが、こちらにはさらに公式を上回っております、一つの投稿でございますが、八百六十九万回の表示、二万六千件の「いいね」、七千件以上のリポストを集めるなど、SNSにおきましても大きな話題となっているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員 ⅡSNS、私も最近やっとインスタを始めたんですが、フォロワーはまだ六十人ぐらいでしょうか。それと比べものにならないぐらい反響が大きくてそれだけ広がっているということなので、ますます今後も期待ができる

んじゃないかなというふうには思っています。

じゃ次に、コラボの誘客効果と県内事業者からの評判についてであります。まず全体像としてどのような誘客の効果があつたりとか、あるいは県内事業者の反応というのは、評判というのはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱこれまで申し上げてきましたように、話題化を背景にキングダムコラボには大きな注目が集まり、各企画への来場者数の合計は、令和七年度におきましては、一月二十七日から三月三十一日までの約二カ月間で延べ二十一万人を超えております。また、今年度入りまして令和八年度におきましては、四月一日から六月十四日まで、約二カ月間で延べ十一万人となっているところでございます。開始から四カ月で、延べ三十二万人以上のお客様に会場いただいているところでございます。

来場者につきましては、佐賀県をはじめ全国四十七都道府県全てから来訪があつており、その内訳でございますが、佐賀県内が約三〇%、県外からのお客様が約七〇%という形になっております。

さらには、台湾、韓国、タイなどのアジアをはじめ、欧州や北米など、海外からの来訪も見られ、国内外、世界へ情報が広がっていると実感しているところでございます。

また、今回のキングダムコラボには県内四十の事業者、団体の皆様にも御協力をいただいておりますが、来場者の増加や売り上げの押し上げ、閑散期における需要喚起といった効果につながっているという声が寄せられているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ全体像として大変広がっているということなので、じゃ、一つ一つなんですが、まず、「佐賀キングダム空港」についてはいかがでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ「佐賀キングダム空港」には、令和八年一月二十七日の開始から六月十四日までの約四カ月間で約十五万五千人の方が来場しているところでございます。空港関連の事業者からも好評をいただいております、九州佐賀国際空港ビルからでございますが、東京など、県外から多くの方が空港を訪れており、開港以来、これほどまでに空港がにぎわったことは初めてであるという声が寄せられております。

また、空港内の売店からでもございますが、例年二月は売り上げが伸び悩む時期でございますが、ステッカーキャンペーンの効果により大幅な売上増につながったという声をいただいたところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは次に、「キングダム読破堤」についてはいかがでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ「キングダム読破堤」には、令和八年一月二十七日の開始から六月十四日までの約四カ月間で約十六万人の方が御来場しております。

先ほど申しましたように、「キングダム読破堤」はギネス世界記録認定されるなど、類を見ない世界的な取組として高い評価を受けており、キングダムコラボ全体の注目度向上につながっているものと認識しております。

読破堤のすぐ近くに位置する東与賀よか干潟ビジターセンターの「ひがさす」という施設がございます。ここは佐賀市の環境政策課さんが所管している建物でございますが、シチメンソウまつりやゴールデンウィーク以外の時期にこれほど多くの方が干潟よか公園を訪れるのは初めてであり、あわせて、東よか干潟の生物や環境を多くの方に知っていただいているという声をいただいているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは、佐賀市富士町の古湯温泉についてはいかがでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ古湯温泉キャンペーンには、令和八年一月二十七日の開始から六月十四日までの約四カ月間で約五千五百人の方が来場していただいております。古湯温泉の旅館からでございますが、通常閑散期である二月、三月に宿泊につながるキャンペーンを実施していただいております。このキャンペーンを目当てに九州以外の遠方からの来訪が増えたことには大変驚いているという声をいただいているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは次に、来場者の評判についてですが、先ほどかなりの人が訪れて、三〇%が県内、七〇%が県外ということで、海外の方も含んでいるということでありましたが、来場された方々の評判というのはどのようにお聞きでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ来場者からは、コラボ期間の延長を望む声、これが一番多くございました。そのほかでございますが、現在も引き続き高い評価が寄せられております。

例えばですが、広島から車で七時間かけて家族で訪れたが、読破堤のスケールの大きさに圧倒されたであったり、キングダムとのコラボをきっかけに初めて佐賀県を訪れたが、食や人の温かさに触れ、非常に満足したといった声が寄せられているところでございます。さらに、このイベントがなければ佐賀を訪れる機会はなかったが、よい思い出となった、佐賀を再訪したいといった声も多く、コラボをきっかけに初めての佐賀への来訪やリピーターの増加につながっているということを認識しております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ来場された方の評判は大変いいというふうに受け取りました。

それじゃ、経済波及効果の算出なんです、このキングダムとのコラボによって経済波及効果の算出というのはどのように考えていますでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ経済波及効果につきましては、本コラボが今も現在進行中であるということから、現時点では算出は行っておりませんが、コラボ終了後には外部の民間シンクタンクに依頼し、来場者の消費動向などを踏まえた調査を実施し、経済波及効果を算出する予定でございます。

なお、参考でございますが、二年前に実施したゴジラとのコラボでございますが、嬉野市のゴジラのダムアートなど、取組を展開しておりました。結果といたしましては、約三カ月で六万人以上の方が来場し、経済波及効果としては二億二千七百万円の経済波及効果があったということで民間のシンクタンクより報告を受けているところでございます。

今回のキングダムコラボにおきましては、来訪や消費の広がりにより大きなものになっていることから、ゴジラコラボ以上の経済波及効果が生じるものと見込んでおります。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱしっかりと発表していただきたいと思っています。

それじゃ、今後の取組なんですね。九月三十日まで延期をされたということで、あと三カ月ちよつとあると思います。これまでも様々取組を展開されてきましたが、期間終了までを見据えて、どのような取組を考えているのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ今月十二日からは、空港内の観光案内所や空港入り口のガラス面などに新たなキングダムコラボ装飾を追加したところでございます。これは漫画の一コマを拡大して連貼りにしたり、新しいキャラクターを追加するなど、お客様がさらにわくわくできる仕掛けを施しております。

また、来月七月中旬からでございますが、「古湯キングダム温泉郷」と題しまして、古湯温泉街のメインストリートを中心にゲート装飾や街灯フラッグなどのキングダム装飾を展開するほか、キャンペーン景品としてオリジナルコラ

ポステッカーを追加するところでございます。

さらに、「佐賀キングダム空港」では、空港内の売店や飲食店の利用者へ配布しておりますオリジナルコラボポステッカーについても新しいデザインへ変更し、二度目、三度目の佐賀への来訪を促す予定でございます。

なお、詳細につきましては、開始前の七月中旬にリリースにて公表する予定でございます。

さらに、県内事業者からはキングダムコラボへの参画や連携を望む声もいただいております、今後の取組といたしましては前向きに検討しているところでございます。

先ほど述べましたように、「キングダム×佐賀県^{かけ}」は期間を延長し、新企画を追加しながら、九月三十日までコラボを開催してまいります。その間、七月には新しい映画の全国公開があるなど、今後もさらなる話題化や来場者の増加が見込まれるというふうに考えております。引き続き、コラボコンテンツのクオリティを充実するとともに、さらなる話題化となる仕掛けを行い、来場したお客様に満足いただけるよう、「サガプライズ！」ならではのコラボ、情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○徳光委員 大変多くの方が来場されているということで、効果も上がっているということなんですが、私もよく人から聞くのは、せっかくたくさんの人が見えているので、何かキングダムのグッズ販売できないのかと。これをしたらずいぶん経済効果ももつとこう出てくるんじゃないかということをよく尋ねられました。そんな意味では、そういったことを考えたことはあるのか、その辺がどのようになっているのか、ちょっとお尋ねをします。

○金子広報広聴課長 コラボグッズの販売についてお答えします。

私も課長になる前は「サガプライズ！」の一担当で、現場でコラボレーショ

ンを実施してまいりました。徳光委員おっしゃるように、誘客促進のコラボは、やっぱり物販が伴いますと結構お客さんも盛り上がっていたいて、佐賀にも経済効果も広がるという意味では大変素晴らしいんですが、一方、キングダムは、私のちょっと記憶する限りでは、コラボグッズが結構世の中にやっぱり少ない。二十周年愛されている漫画ではあるんですけど、割とオリジナルグッズは多いんですけど、コラボグッズは結構少ないです。

今回、二十周年という記念すべき年ではあるものの、コラボグッズを展開しているのは、実は佐賀県の有田焼とサッポロビールさんの缶酎ハイで、この二種類しか公式のホームページにも載っておりません。それほど恐らく原先生含めて、権利元の出版社、集英社様になりますけど、やっぱりコンテンツをすごい大事にされて、長い間ファンに愛されてきているという、今でいうコンテンツビジネス、IP戦略といえますけど、やはりそれをすごい大事にされていると。今回の有田焼も、実は空港で展示するだけということで原先生から最初やっぱり言われていたんですけど、うちの「サガプライズ！」の職員が非常に好評ということで、すごく熱量を持って先方に、コラボ先に掛け合って、何とか限定販売で販売したという経緯もございます。

我々といえども、コラボグッズを、この後も期間続きますので、もちろん諦めることなく交渉してまいりますし、今回は誘客促進というところを主にコラボ展開しておりますので、古湯とか空港とかだけではなく、佐賀県内の、例えば旅館であったり、交通事業者さんとかお土産屋さんにもちゃんとお金が落ちるように、一人でも多く誘客をして、県内を周遊していただくというところにも力点を置いて頑張つてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○徳光委員 それだけコンテンツを大事にされていて、むしろ読破堤で全館無料で読めるというのを許可してくれたことが奇跡に近いかもしれないというふ

うに思いました。

それから、すみません、先ほど空港職員の方がピンバッジをつけているという事で、私も県庁の幹部職員の方がつけているのを見たことがあります。それはどうしたのと言ったら、いや、一応県から貸与されているというふうに幹部の方は言われていました。今日つけている方は、ありや、後ろのほうで彼女がつけていますが、おおよそいいんですが、これはどれぐらい作って、おおよそですよ、正式に数えていないと思うので。どんな活用の仕方をされたのか。終わってからどんなふうにするのかなというのもちよつと気になるところであります。落ちていないかなと探したんですが、落ちてはいなかったので、その辺ちよつとお願いします。

○金子広報広聴課長⇨空港スタッフが今つけているピンバッジへのお尋ねでございました。

これは佐賀空港の職員というか、佐賀空港で働く方につけていただきたいという事で、今回、コラボ先の企業さんと、集英社さんと佐賀県の我々のスタッフのほうで考えて実施したプランでございます。なので、ANAのもちろんそういったキャビンアテンダントさんとか受付の方もそうですし、清掃の方とか、警備の方とか、佐賀空港へ行かれると必ずつけております。皆さん、スーツじゃない方はこういったIDホルダーとかにつけられております。

ここがメインでございますので、基本的には約二百個ぐらい、ピンバッジをオリジナルで作って、佐賀空港で働く職員の方に期間限定、九月三十日まで貸与というか、お貸ししてつけていただいているところでございます。

あとこちらの職員です。PRイベントとか、ギネスのときのそういったメディア対応がございますので、そういったところでピンバッジのほうを活用しております。コラボ終了後は回収させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○徳光委員⇨二百個しかないということなので、物すごい貴重なものだと思いますので、何か活用ができればいいかなとも思いますので、ゆつくり考えてください。

それからもう一つなんですが、読破堤、何度も言いますが、あれは三百メートルぐらいですか。（「そうです。三百メートル」と呼ぶ者あり）本当によくできていますし、佐賀のりもよくできていましたけれども、あれを終了した後、廃棄することは多分ないとは思いますが、何かこう、活用というか、できないかなというふうに思っています。

それから、原さん、出身は基山町ですから、何か終わった後、例えばの話、

基山町に寄贈して、基山町で部分的にずっと展示をしたらどうか、あれは全部展示するのは三百メートルあるので、大変だと思うんですが、いろんな活用があるかなと思います。今すぐその策があるかどうかは別にして、終わった後、せっかく、あれは本当にもつたいないと思いますので、何か活用策を考えたほうがいいのではないかと思います、その点についてお尋ねをします。

○金子広報広聴課長⇨読破堤の漫画掲載の幕について、利活用のお尋ねでございました。

徳光委員おっしゃるように、読破堤の漫画掲載の幕であったり、先ほどのピンバッジもそうですけど、それ以外にも我々のところに佐賀空港の愛称であったり、装飾であったり、そういったものを利活用とか継続してほしいという声は正直数件いただいております。

読破堤の幕でございますが、先ほど委員からありましたように、一巻から七十八巻まで無料で掲載しているんですけど、実は今、本屋さんに行くと単行本も売っていらつしやいます。一巻から七十八巻ですね。今回、集英社さんの御協力というか、御理解の下、展開しております、通常だとお金を払って単

行本を買って読むものを無料ですと半年間以上掲載させていただいているところがございますので、コラボ先の思いであったり、意思であったり、そういったものもちゃんと確認しながら、我々としてはこれだけ盛り上がったコンテンツですので、ぜひレガシーとして残しておきたいとは思っておりますが、その辺りをコラボ先ときちんと協議をしながら、丁寧に進めていきたいなというふうに考えております。間違いなく捨てることはないと思いますので、どこかでまずは保管をしながら、新しいチャレンジをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。ぜひ相談していただいて、有効に活用していただきたいと思います。

じゃ、この質問では最後になります。「サガプライズ！」事業の展望ですね。情報発信事業「サガプライズ！」は、これまでも様々な事業を展開してきています。今後の事業についてはどのような展望を持っているのか、これは政策部長にお尋ねいたします。

○前田政策部長Ⅱ「サガプライズ！」は、佐賀県ならではの情報発信事業として、これまでアニメやゲームをはじめとする様々な人気コンテンツとのコラボ企画に取り組んでまいりました。この事業は、全国に向けた情報発信により県外の方と佐賀県の接点をつくり、実際の来訪や滞在のほか、県産品の消費につなげるなど、佐賀県とつながるきっかけづくりの役割を果たしてまいりました。

「サガプライズ！」は、いわゆる広報媒体の枠を買って単に広告を打つということではありません。情報があふれる時代におきまして、県外の皆さんに選ばれ、注目され、そして、情報が広がる発信の在り方、こういったことを追求しております。このようなある意味突き抜けた手法と話題化するための工夫が、

これまでの成果につながっているものと考えております。

そして、今回のキングダムとのコラボではありますが、これは原先生や出版社をはじめとする多くの関係者の皆様の御協力と、それから、これは企画に携わった県の担当職員が本当に頑張ってくれまして、独創的なアイデアはもちろんですが、粘り強い調整の積み重ねによって、ようやく実現できたものでございます。「サガプライズ！」を語る上で代表的な企画になったものと考えております。

そして、その成果は、先ほど金子課長から答弁しましたように、大きな話題を生み出すだけでなく、県外からのたくさんの方の誘客や県内消費にもつながるなど、佐賀県のブランド価値向上に大きく寄与していると考えています。

現在、自治体間競争が激しさを増す中で、地域の魅力やイメージを効果的に発信していくことはこれまで以上に重要になっていると思います。今後も新たな挑戦を続け、コラボ先の企業や、連携する民間事業者とウィン・ウィンの関係となるようなコラボを実現していきたいと考えていますし、県内事業者や県民も一緒に全国に向け、発信していきたいと考えております。

こうした取組を継続することで、佐賀県の本物の地域資源の価値が県民の皆さんに再認識をされて、新たな挑戦や地域連携など自発的な動きにつながっていくことを期待しております。

今後とも、佐賀らしい挑戦的なプロジェクトを展開してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱもちろんお金も使いますし、そんな意味ではしっかりとした情報発信を行っていたら、それがいろんな分野に波及効果を及ぼしていくような企画というのをこれからも期待していきたいというふうに思っています。

それじゃ、二番目の問いですが、吉野ヶ里歴史公園官民連携プロジェクトに

についてお尋ねをいたします。

吉野ヶ里歴史公園は最近、新たな展開を見せているというふうに受け止めています。私が最初に行ったのは、遺跡が発見されて、発掘途中に一般公開があまりまして、まだ建物も何もない、凸凹だらけの穴の、本当に遺跡を発掘しているところを見に行ったことがあります。それはそれで物すごく感動しましたし、わくわくした覚えがあります。それから次に行ったのは、墳丘墓ですかね、あれを屋根で囲って、そこを周り廊下じゃないですが、そういった設備で見えるような建物ができたときにも行きました。正直、それからはあまり私も足を運んでいませんでした。

神埼の幼稚園が歴史公園の北口広場で運動会をするということで、私もたまに見に行ったんですが、北口広場があんなに原っぱで広くなって、いろんな子供たちとか、お父さん、お母さんとか、家族連れで遊びに来ているというのはちょっと意外でした。

そして、次に訪れたのが今年の、これも二月でしたよね、この常任委員会の県内視察で「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」がオープンする前だったと思いますが、そのとき伺いました。そのときも西口広場はまた全然違うんだなというのを感じました。正直、キャンプ場を造るんだと聞いたときに、遺跡とキャンプ場というのは本当にマッチするのかなと、何か違和感があったんですね。ただ、その後も家族でちよつと行っただんですが、遺跡エリアは遺跡エリアできっちり分けられて、それとは別に県民とかいろんな方が集まって楽しめるような施設、環境整備になっているなというのを改めて感じましたので、キャンプというのもありかなというふうにその後は感じているところであります。遺跡の歴史的な価値を体感しながら、自然の中に身を置くキャンプが楽しめる場所になっているということを感じたところであります。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、プロジェクトに至った経緯と目的についてであります。

吉野ヶ里歴史公園官民連携プロジェクトに至った経緯はどういうものだったのでしょうか。また、その目的についてもお示しください。（副委員長、委員長と交代）

○小山政策総括監〓吉野ヶ里遺跡は日本を代表する弥生時代の遺跡でありまして、佐賀が誇るすばらしい財産です。多くの人にこの価値を知っていただき、後世につないでいく必要があります。

今回、吉野ヶ里歴史公園官民連携プロジェクトの目的ですけれども、吉野ヶ里遺跡を含む吉野ヶ里歴史公園の持つ本物の歴史的価値を大切にしながら、その価値の普遍化を視野に洗練させ、かつ地元神埼市や吉野ヶ里町と連携し、新たな人の流れの創出と地域全体への波及を目指すものです。

プロジェクトに至った経緯は、公園開園二十周年を迎えました令和三年に従来の指定管理による公園管理に加えて、吉野ヶ里歴史公園の県立エリアに民間活力を導入し、より多くの方に訪れていただいたため、新たな活用ができないかと民間事業者へのサウンディング調査ですとか、あと公園利用者へのニーズ調査を通じて検討したのが始まりです。

整備については、Park-PI制度を活用することとしまして、令和四年度に民間事業者を公募し、株式会社スノーピークを代表とする株式会社ワークヴィジョンズ、株式会社大洋建設の三者から成る共同体を選定しました。その後、令和五年度に県が事業者の計画を認定、令和六年度から県と株式会社スノーピークを代表とする共同体で、連携して整備を進めてまいりました。

今年三月十八日に「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」として開業し、四月十八日からキャンプや宿泊施設の運営を開始したところです。

以上です。

○徳光委員〓ありがとうございました。

それでは、今のメインとなっています「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」について何点かお尋ねをします。

スノーピークはキャンプ用品のメーカーで、私も三十数年前から愛用しています。椅子とかテーブルとか、三十年間まだ十分使えるという、使っています。毎年、家族でバーベキューするときにずっと使っているんですが、本当にいい商品だなというふうに思っています。

これも質問する前、おととい、「みつせ鶏本舗」にお昼御飯を食べに行ってみいました。私が十一時半ぐらいに行っただんですが、そのときお客さんが十四、五人はグループごとにいらっしやいました。私が鶏南蛮のプレートを食べました。大変おいしく、量も結構あったので、満足いたしました。私が帰るまでにあと十五、六人ぐらいは、お客さんが見えていました。

せっかくなので、その隣のスタバにも行きまして、ハニー・バナナ・フラペチーノ・アーモンドミルクというのを、分からないまま頼んで、食べるんじゃないかと、あれは飲むんですよ。飲みました。甘かったですが、おいしかったです。スタバの場合は十五、六人ぐらい、いろいろいらっしやいまして、駐車場を見ると県外ナンバーが多かったですね。久留米、福岡、熊本、長崎とか結構、県外の方が見えているなど。私が帰るときも次々とお見えになっていまして、開設してまだ僅か三カ月ぐらいなので、これからもっともっと認知していけば違ふのかなというふうに思っています。

そこで、施設の概要なんですが、この「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」の施設の概要について示していただきたいと思います。

○小山政策総括監Ⅱ歴史公園では全国で初めてPark-PFIを活用し、宿泊施設を含む体験型複合施設を整備しました。

施設の運営事業者は株式会社スノーピークです。交流拠点施設にはスノーピーク直営店のほか、カフェとしてスターバックス、レストランとして「みつ

せ鶏本舗」が出店しています。

このスノーピーク直営店内には、公園及び周辺エリアの周遊を促すために、吉野ヶ里歴史公園ですとか周辺観光スポットの情報をまとめました風土図鑑を展示、販売しています。そのほかにも吉野ヶ里遺跡ですとか自然をテーマにしたライブラリー、あと県内の地場産業や伝統産業のセレクトショップであります「SAGA COLLECTIVE」の初の常設のブース、あとほかにも神埼市と吉野ヶ里町の観光協会による地元産品の販売コーナーを設置しています。キャンプフィールドとして、北口と新西口に合計で百六十サイト、あと新西口の交流拠点施設に隣接しまして、物見やぐらをモチーフにしましたコテージ「風ノ庵」、これを三棟、北口に堅穴住居をモチーフとしましたキャビン「火ノ庵」、これを六棟整備しております、コテージとキャビンは株式会社スノーピークが整備しております。

以上です。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

これまでの利用実績なんですが、開業したのが三月十八日、それから宿泊施設の運営は四月十八日に開始をされています。まだ二カ月から三カ月しかたっていないということなんですが、今の時点で、これまでの利用実績についてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○小山政策総括監Ⅱ「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」が開業した三月十八日から五月末までの利用実績なんですが、吉野ヶ里歴史公園全体の来園者数としまして三十五万人に上っております。これは前年比約一・七倍となっております。このうち、ゴールデンウィーク期間中、四月二十五日から五月十日までなんですが、来園者数は約十万人です。前年度比で約一・三倍となっております。

キャンプ、コテージ、キャビンの宿泊についてなんですが、四月十八日から

始まっておりまして、五月三十一日までで約一万三千人の方に御利用いただいております。

宿泊の予約は半年先まで可能となっております。週末や祝日を中心に多くの予約が入っております。スノーピークにおいても好調というふうに受け止められています。

以上です。

○徳光委員Ⅱそれじや結構な方が利用されたということなんですが、訪れた人あるいは宿泊施設の利用を含めてキャンプした人たち、そういった方々の評判についてはどのようにお聞きになっていきますでしょうか。

○小山政策総括監Ⅱキャンプの利用者からは、アンケートの声をそのままに御紹介しますと、遺跡を眺めながらのキャンプを初めてで貴重といった声ですとか、芝生や空が広々として気持ちよくキャンプができた、あるいは吉野ヶ里遺跡のある公園内でのキャンプ自体が記憶に残る出来事で、二千年前に思いをはせながら過ごすことができた。脊振山系も雄大で、北口のキャンプフィールドもすばらしいといった声を聞いています。

コテージとキャビンの利用者からなんですが、キャビンは堅穴住居にいるような感覚になったが快適で、中央のアルコールストーブに癒やされたですとか、コテージの展望デッキからの吉野ヶ里遺跡や星空の眺めがすばらしい、コテージのプライベートサウナが最高といった声を聞いています。

あと、ほかに交流拠点施設の利用者からなんですが、スノーピークのキャンプ用品のほかにもライブラリーがあつて、子供と本を読んで過ごすこともできるといった声ですとか、吉野ヶ里歴史公園は一度行ったら行かなくてもいいと思っていたけど、遊具は充実して、遺跡も面白く、キャンプもできて、スタバや「みつせ鶏」もある、一日中楽しめる場所が変わったという声を聞いております。

以上です。

○徳光委員Ⅱありがとうございました。

評判がいいということです。それから、当然ながら、利用者は土日とか休日の期間は確かに多いというふうに思うんですね。どこもそうですが、やっぱり平日のお客さんをどれだけ増やしていくのか。聞いたところによると、「みつせ鶏本舗」さんも、平日のお客さんをどう増やすかと、そこをしっかりと考えていきたいというふうにおっしゃっているというのを聞きました。

それから、スタバのほうは結構中高生が夕方自転車をこいでやってくるという話も、ある人からお聞きをしたところであります。そんな意味では、まだ始まったばかりで、これからいろんな企画をしながら、いろんな取組をしながら、平日も含めた利用者増が当然必要になってくるというふうに思いますが、今後、より多くの方に御利用いただけるよう、どのような展開を考えているのかお尋ねをして、質問を終わります。

○小山政策総括監Ⅱ吉野ヶ里歴史公園の持つ本物の歴史的価値をより多くの方に伝え、後世につないでいくため、公園への集客をこれまで以上に図るとともに、神崎市ですとか吉野ヶ里町の周辺エリアへ周遊を促すことを目的としまして、これまでの取組に加え、新たに県と神崎市、吉野ヶ里町において、吉野ヶ里歴史公園地域連携促進事業協議会を令和七年五月に設置しました。

遺跡や公園、周辺の観光スポットなどの情報発信や地域と連携したイベントなどを予定しています。

具体的には、インスタグラムなどのSNSを活用しまして、公園はもとより、神埼・吉野ヶ里エリアのコト、モノを取り上げた情報発信を開始しました。

また、公園を中心として、神埼・吉野ヶ里エリアのリーフレットの作成、配布も予定しております。公園に来た方は、周辺の観光スポットや飲食店など、エリア全体を楽しんでもらうことを計画しています。

さらには、「SAGATOCO」アプリを活用して遺跡エリアの周遊を促進する企画を実施予定です。

このほかにもイベントとして、例えば、平日になりますけれども、人気テレビ番組とコラボした夏休み特別番組の公開収録ですとか、脊振ジビエを楽しむ企画なども実施予定です。

これらの取組は、新たな人の流れの創出と地域全体への波及を目指し、県とスノーピーク、神埼市、吉野ヶ里町、そして公園もですが、一体となりまして展開する予定です。

「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」とともに、吉野ヶ里遺跡の本物の価値ですとか周辺エリアのすばらしさを多くの方に発信し、体験いただくことで、これらを一層盛り上げていきたいと考えております。

以上です。

○原田委員Ⅱ「自民党ネクストさが」の原田でございます。四問準備をしておりますので、早速質問に入っていきたいと思っております。

まずは、警察庁の特別監察の最終結果を受けてという質問でございます。

DNA型鑑定は、警察が行う客観証拠に基づく捜査において非常に重要な要素であり、一般の県警察によるDNA型鑑定不正問題は、こうしたDNA型鑑定のみならず、警察に対する信頼を損なう重大な事案であります。

こうしたことから、県議会では、昨年十月二日の定例県議会において、「佐賀県警察本部DNA型鑑定不祥事の再発防止と県民への信頼回復を求める決議」を全会一致で可決し、県警察に対し、第三者による調査、再発防止、県民への信頼回復について強く求めてきたところであります。

そうした中、六月四日、昨年十月から実施されておりました県警察に対する警察庁による特別監察の結果報告書が公表されました。

この結果報告書によると、百十件の鑑定で新たな不適切な取り扱いが判明し

ております。また、捜査への影響の有無についても、本来判明するはずの被疑者を判明させることができなかったなどといった支障が生じていないか、その影響が明らかにならなかったものが三十七件あったなどとされており、特別監察と県警察の調査結果との相違が認められました。

さらに、特別監察の結果を受けて、本部長は先日的一般質問において、さらなる第三者による調査を改めて否定しているものの、決議において、第三者による調査が求められているのは、こうした不祥事に関する調査では、外部からの視点がないとどうしても身内の調査とみなされてしまうという一面がある方があるからではないかと考えているところです。

この点、特別監察の結果報告書においては、外部有識者から確認手順等について意見を聴取し、それに基づいて特別監察が行われたということでありました。

また、特別監察の結果報告書においては、不適切事案を防止できなかった三つの要因が挙げられ、それを踏まえた様々な再発防止策が示されていることから、県警察においては、一般の事案を真摯に反省し、特別監察の結果を正面から受け止めて、結果報告書に示された再発防止策に着実に取り組んでいただくことが、県民の信頼を取り戻すために必要なのではないかと考えております。そこで、次の点について伺いたします。

特別監察の結果報告書に対する受け止めについてでございますが、不適切な取り扱いが増加した要因として、特別監察の結果報告書において、新たな不適切な取り扱いが百十件確認されるなど、件数が大幅に増加したところです。件数の違いが生じたことに対する受け止めとその原因についてお尋ねいたします。

○福田警察本部長Ⅱ本件事案につきましては、当該職員により相当の期間にわたり様々な不適切な取り扱いが行われていたものであります。

お答えに先立ちまして、一連の行為は、科学捜査への信頼は当然のこと、県

警察に対する県民の信頼、警察活動への信頼を大きく損なうものであり、県警察の責任者として、改めまして深くおわび申し上げます。

不適切な取り扱いが増加したことへの受け止めとその要因についてお答えします。

県警察におきましては、令和六年十月当時に本件事案が発覚した後、調査体制を確立し、できる限りの確認作業を行ってまいりましたが、委員御指摘のとおり、今般の特別監察におきまして、当時の県警察の調査において判明させることができていなかった不適切な取り扱いの状況も明らかとなりました。これは県警察における当時の調査結果に不十分な点が認められたということであり、大変に重く受け止めております。

警察庁の特別監察におきまして、県警察の調査とは大きな違いが生じたところですが、特別監察の実施結果報告書では、この差が生じた要因が四点掲げられております。

第一に、件数の計上に当たつての考え方の違いであります。

県警察におきましては、本件につきましては、本来、被疑者でない方を捜査対象としたなどといった影響がなかったかという点が最も慎重な確認を要する最も重要な点であるものと考えておりました。そのため、一つ一つの鑑定が不適切な取り扱いがなされたものであるかどうか、つまり、一件の鑑定に対し一種類の不適切な取り扱いを認めた場合、当該鑑定を不適切なものとして計上しておりました。

これに対し特別監察におきましては、本件を受けた再発防止策の検討のため、どのような不適切な取り扱いが行われていたのかを明らかにすることに主眼が置かれておりました。つまり一件の鑑定に複数種類の不適切な取り扱いが確認されたとしても、それによって確認作業を終了するのではなく、当該鑑定において、他の不適切な取り扱いはないかと、当該鑑定において行われた全ての不

適切な取り扱いを確認することとされており、それによって複数種類の不適切な取り扱いが確認された場合、全ての不適切な取り扱いが認定され、計上されたということであります。

第二に、鑑定機器の機能等に関し、保有する知識の違いであります。

県警察の調査担当者で特別監察に従事した警察庁の担当者には、DNA型鑑定作業に必要な鑑定機器につきまして、通常の鑑定業務を行う限りでは必要とされない鑑定機器の機能等に関し有する知識に違いがありました。

具体的に御説明しますと、例えば、DNA型鑑定作業では、電気泳動機器という専用の鑑定機器を使用しておりますが、この機器には通常、過去に鑑定したときのデータについて、それを検索する機能は搭載されておられません。そこで、県警察におきましては、当該職員が鑑定に従事したときの電気泳動機器内に保存されていたデータを、いわば一つ一つの目で検索して特定しておりましたが、特別監察におきましては別途、電気泳動機器内のデータを網羅的に検索することを可能とする検索ソフトが用いられることにより、当該職員の鑑定に関するデータの特定がなされ、また、機器の更新のため既に機器自体が廃棄されておりました電気泳動機器で行われた検査のデータについても特定されるに至ったものであります。

第三に、調査において確認することとした事項の違いであります。県警察におきましては、令和六年十月、当該職員による鑑定に関する決裁書類に不適切な取り扱いが認められたことを端緒として調査を開始しておりますが、それほどのような不適切な取り扱いが実際に行われているか不明な中で調査を進めざるを得ないといった状況の下での対応でもありました。

これに対し、特別監察におきましては、県警察の調査結果を踏まえ、鑑定結果の確認手順や確認すべき事項をあらかじめ整理した上で確認に臨むことができたということであり、例えば、写真データの撮影日時や、先ほど御説明した

既に機器自体が廃棄された鑑定機器で行われていた作業のデータといった、県警察においては確認に至らなかった事項についても確認されるに至ったものがあります。

第四に、調査体制の違いであります。県警察におきましては、県警察科学捜査研究所のDNA型鑑定の担当職員五名が中心となつて、通常業務の一方で、本件調査のための鑑定機器のデータの確認や残余資料の再鑑定といった作業を行っております。

これに対し、特別監察におきましては、鑑定の実施状況の確認は、科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家を含む十七名の体制で行われました。その結果、県警察においては確認に至らなかった新たな不適切な取り扱いが確認されたものであります。

このように、特別監察において指摘された要因があつたところですが、特別監察と県警察の調査の間に大きな件数の差が生じたということは、県警察における調査結果に不十分な点が認められたということであり、県警察としまして大変に重く受け止めております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそこは本当にしっかりと受け止めていただきたいというふうに思います。

次に、捜査への影響についてであります。

捜査への影響について、特別監察の結果報告書では、三十七件の鑑定について捜査への支障が生じていないか明らかにならなかつたとされております。つまり、捜査への影響があつた可能性は否定できないということであり、可能性があるということではないかというふうにも受け取れると思います。これに関しての受け止めを改めてお伺いいたします。

○福田警察本部長Ⅱ捜査への影響についてお答えします。

委員御指摘のとおり、特別監察におきましては、本来判明するはずの被疑者を判明させることができなかったなどといった支障が生じていないか、その影響が明らかにならなかつたものが三十七件あつたとされております。

一般論ではありますが、警察が行うDNA型鑑定につきましては、被疑者等の口腔内から採取した資料や現場に遺留された資料など様々なものがあり、DNA型が検出されるものもあれば、適切に鑑定作業を行ったとしても資料そのものにDNA型が検出されるような細胞等が付着していない、鑑定のために資料を切り取った際にその切り取り部分に細胞等が付着していない、採取から時間が経過した資料であれば経年劣化もあり得るなどの理由により、DNA型が検出されない場合もございます。

その上で、今回、特別監察の結果報告書で示された三十七件については、当該職員が不適切な取り扱いを行ったDNA型鑑定のうち、当該職員の鑑定結果がDNA型が検出されなかつたという場合であつて、再鑑定ができなかつた、ないし再鑑定を行ったとしてもDNA型が検出されなかつたものであります。

これらにつきましては、先ほど申し上げたように、DNA型鑑定の性質上、適切に鑑定作業を行ったとしてもDNA型が検出される場合もあれば、様々な理由によつて検出されない場合もあることを踏まえると、鑑定当時、当該職員が適切に鑑定作業を行えばDNA型が検出された可能性は排除し切れないことから、可能性が排除できない以上、捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかつたと評価されたものと承知しております。

県警察におきましては、調査を実施した当時、書類やデータの精査、鑑定の残余資料の再鑑定といった調査作業により、当該職員の不適切な取り扱いがなければDNA型が検出されたと認められ、それによつて被疑者が特定できたことが明らかと認められる事案は見当たらなかつたことをもつて捜査への影響はなかつたと評価してまいつたところですが、さきに申し上げたように、本人の

鑑定が適切に実施されていればDNA型が検出された可能性が排除できない以上、その点に関する評価をより厳密かつ丁寧に行うべきであったと考えているところでございます。

いずれにしても、御指摘の事案には現在も捜査中の事案もありますことから、県警察といたしましては、その解決に向けて引き続き捜査を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱこのことは本当に重たいと思いますので、本当にしっかり受け止めて対応していただきたいというふうに思っております。

続いて、特別監察における外部有識者の役割についてお尋ねをいたします。

警察庁の特別監察において、外部有識者である大学教授がどのような役割を果たされたのかお伺いいたします。

○福田警察本部長Ⅱ特別監察における外部有識者の役割についてお答えします。特別監察の実施結果報告書によりますと、警察庁の特別監察におきましては、科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家も含むチームにより、DNA型鑑定の分野に造詣の深い玉木京都大学名誉教授や青木名古屋市立大学名誉教授の外部の有識者の方々から、調査方法等について助言をいただいて行われたものとされております。

警察庁から聴取したところによりますと、特別監察の調査方法等に関しまして、対象職員による鑑定に係る不適切な取り扱いを確認するに当たり、どのようなデータをどのように精査すべきかといった具体的な確認手法について意見を聴取し、その内容を反映させるとともに、その確認手法に基づく調査により、特定された二十種類の不適切な取り扱いを踏まえた再発防止策についても同様に意見を聴取し、その内容を反映させたことでありました。

有識者の方々からは、確認手法以外に確認された二十種類の不適切な取り扱い

いについては、これらを専門家としての目から見ると、いわば不適切の度合いに大きな差があり、鑑定結果に影響を及ぼす可能性のある重大なものとうでないものを整理した上で公表するほうがより適切ではないか、再発防止策の策定に当たり、科学捜査研究所内の鑑定作業に従事する職員にとって、上司への報告や相談がしやすい環境づくりが重要ではないか、また、鑑定に当たつての基本事項を遵守させるための具体的な取組が重要ではないかなどといった助言がなされたとのことございました。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそれでは、この調査が全く最初手順だけを聞いて、そして、閉ざされた中でやったということではなくて、中において尋ねたりしながら行ってきたということの理解でよろしいですか。――分かりました。

それでは次に、第三者による調査に関してであります。警察庁の結果報告を受けて本部長の答弁は、さらなる第三者による調査の必要性を否定されております。理由として挙げられた、個人のプライバシーや具体的な捜査手法に深く関わるもので、特段の配慮が必要であるという点は一定理解をしているところです。ただ、信頼が揺らいでいる県警サイドの発言であり、納得するには足りないのではないかとこのふうにも思うところです。今回の警察庁の監査を身内による調査と見る向きがあることも事実であります。

一方、今回、県警が第三者による調査は必要ないとする中で、これは当初のほうですね、当初から言う中で、警察庁がどこからの要請もない中で突然の特別監察であったと。佐賀県警だけの問題ではないということで、国内のDNA鑑定の信頼を取り戻すために万全を期した調査であり、県警とは一線を画した調査であるというふうに見る向きもあるということです。日本のDNA鑑定という非常に重要な捜査手法の信頼性を取り戻すための特別監察であり、ある意味、威信をかけた調査であった、信用に足る調査であったのではないか

と私は感じているところであります。

こうしたことを受けて、県警は再発防止に丸となって取り組むべきと考えるところであります。

そこで、次の点についてお尋ねします。

再発防止と信頼回復に向けた取組についてであります。

警察庁の特別監察の結果報告書において、発生原因とそれを踏まえた各種再発防止策が示されておりますが、県警察は今後どのように再発防止策に取り組み、県民の信頼を回復していくのかお尋ねいたします。

○福田警察本部長Ⅱ先ほど御答弁申し上げて、ちょっと補足をさせていただき
ます。

警察庁の特別監察の外部の有識者の方々の関わりにつきまして、確認手法に
関して意見を聴取し、その内容を反映させるといふことで御説明申し上げます
したけれども、その確認手法以外にも二十種類の不適切な取り扱いについて、
これらを専門家としての目から見ると、いわば不適切の度合いに大きな差があ
ると。したがって、鑑定結果に影響を及ぼす可能性のある重大ものとそうでな
いものを整理した上で公表するほうがより適切じゃないかといった指摘ですと
か、あと再発防止策の策定に当たり、より職員が上司への報告や相談がしやす
い環境づくりが重要ではないか。また、鑑定に当たった基本事項を遵守させ
るための具体的な取組が重要ではないかといった助言がなされたと同っており
ます。

したがって、確認手法のみならず、こういった面についても御指摘や御助言
を踏まえて行われたものと伺っております。

再発防止と信頼回復に向けた取組につきましてお答えいたします。

特別監察の実施結果報告書におきましては、今回の不適切事案が発生した要
因が整理された上で、それらに応じた再発防止策が掲げられており、それらを

実現するために取り組むべき詳細な項目が示されております。

県警察におきまして昨年九月以降、本件を受けた再発防止のために各種の取
組を進めてまいりましたが、特別監察により示されました再発防止策につま
しては、中には県警察において実施しているもの以外のものもあるところでご
ざいます。

したがいまして、県警察としましては、今般の特別監察により示された再発
防止策の中で実施に至っていないものにつきましては早急に対応することとし、
また既に実施しているものにつきましても、改めてその効果や在り方を一から
徹底して見直すことにより、それぞれの措置がさらに実効あるものとなるよう
にしていきたいと思います。

そして、再発防止策をより確実に実施するために、警察本部内に専門的な
チームを設ける方針で今検討しております。この専門的なチームにつきまして
は、組織内において継続的に、制度的に各種の再発防止策をいざより確実に
実施することができるよう、再発防止策の実施状況を点検し、必要な措置を講
じることを目的として、その体制等の詳細は公安委員会の指導も得まして、早
急に具体化してまいりたいと考えております。

警察活動は県民の信頼、県民の理解と協力を得てこそ成り立つものであると
考えてございます。申し上げましたとおり、県警察としまして、種々の再発防
止策につきましては、これを着実に取り組むとともに、これが真に実効性のあ
るものとなりますよう、不断の改善、修正、追加を図ってまいりたいと考えて
おります。そしてまた、その経過や状況につきましては、御説明に努めてまい
りたいと考えております。

あわせて、日々の警察活動にしっかりと取り組むことによりまして、
もって県民の期待と信頼にこたえてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ力強い答弁をいただいたところでありますけれども、一般質問の中で徳光委員のほうから話された中で、再発防止チームという話がありました。これに関してですけれども、つくられるということは非常に大切なことだというふうに思いますけれども、例えば、再発防止の具体策、これを作成するまでの時限的なチームであるのか、実行はほかの部署がやっているとか、それとも少なくとも数年間にわたって常設のチームとして出された具体策を実際に実行していくというか、仕事としてそれを実行していくという常設のチームなのか、そこを一点確認したいと思います。

○福田警察本部長Ⅱ警察本部内に専門的なチームを設ける、この方針で今検討してございます。ただ、今、こういった立場の者によってこういった構成によるべきか、そしてその任務などについて詳細に詰めておるところです。

今、この段階で私として責任持ってお答えしかねるんですけれども、議員御指摘のとおりだと思います。議員の御指摘も踏まえて、公安委員会の指導も得て早急に具体化してまいりたいと考えております。

○原田委員Ⅱ再発防止をすることも当然でありますけれども、県民の信頼を取り戻すという点では、やはり再発防止チームが常設として、しっかりと機能するところを示していただきたいと思っておりますので、そこはよろしくお願いいたします。

次に、県職員の人材確保についてお尋ねをいたします。

現在、我が国においては急速な人口減少と少子化の進行により労働力人口が縮小していく局面に入っていると思っております。

加えて、都市部への人口流出や都市部への人材の集中といった構造的な要因や若年層の価値観の多様化、民間企業における採用活動の早期化といった今日的な変化も重なり、人材の獲得競争は年々厳しさを増す状況にあります。

こうした中で、地方自治体においては、将来にわたって必要な人材を安定的

に確保できるかという点が大きな課題となっているものと認識しております。実際に県内の市町においては、既に採用が困難になっている、人手が足りないといった声も聞かれるところであり、自治体運営の基盤である人材の確保が現実の問題として顕在化してきていると思っております。定員が充足していないために兼務が常態化しているとか、外部研修に出せないとの声を複数の首長さんから聞いていることも事実であります。

そのような厳しい環境の中にあつて、佐賀県における職員採用については、受験者数や競争倍率は一定の水準を維持し、全国的に見ても健闘している状況にあると伺っており、これは県の特徴ある事業や、俗に言う、とがった事業、先ほどもキングダムとかの事業もありましたけれども、こういったことや情報発信が、例えば、佐賀県は何か面白いことをやっているなということで注目を集めていることなどを含めて、県庁の職場としての魅力向上にもつながっているのではないかと感じているところであります。

一方、そうした中においても、今後の人口動態や人材獲得競争の動向を踏まえれば、県も今後の人材確保を決して楽観視できる状況ではなく、職員全体の年齢構成などを踏まえながら、中長期的な視点に立つて取り組む必要があると考えております。

数年前には一年早く退職をといることを進められたような時期もあったかに記憶しております。恐らく年齢構成とかいうのも大きなずれが生じていたかなというふうにも思うところであります。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

職員の採用についてであります。

まず、職員の採用状況についてですが、県職員の採用試験の競争倍率はどのようなになっているのか、また他の都道府県と比較してどのような状況にあるのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長〓直近の令和七年度に実施しました県職員採用試験におきましては、受験者数九百四十名、合格者数百七十六名で、競争倍率は五・三倍となっております。このうち行政職、いわゆる事務職の職種につきましては、受験者数六百六十三名、合格者七十七名で競争倍率は八・六倍となっております。

他の都道府県との比較でございますが、行政職におきましては、これはビジネス誌の調査ですけれども、令和六年度に実施した大卒、高卒程度の試験の競争倍率が、令和五年度に続き全都道府県で一位となっております。また全職種合計の競争倍率、これは総務省の調査によるものでございますけれども、全国平均を上回る競争倍率を維持しているという状況でございます。

以上です。

○原田委員〓ありがとうございます。

ちよつとこれをA Iで調べてみると、ざっくり二倍から五倍という形で出てくるんですね。二倍と五倍じゃえらい違いだなと思いますけれども、それから中を、資料をということで検索できるのでしていくと、大体その二倍、特に東京のほうとかはほぼ二倍前後なんです。二倍ちよつとかな、が多くて、東京都とかもあんまり高くないんですね、都市部ですね。

逆に言うと、九州は割合高くて、ただ、その中でもやっぱり民間の募集との比較があるので、単に高いという民間がそれだけ募集していないのかみたいな見方もあるかというふうに思っておりますが、ただ、県の職員を採用するという点を考えると、二倍というような状況よりも、やっぱり三倍から五倍ぐらいのところではないと、なかなかいい人材がそろわないのかなというふうなことも危惧されますので、そこはしっかりと考えながら対応していただければというふうに思っております。

次に、採用試験の特色についてお尋ねをいたします。

ほかの都道府県よりも健闘している状況にあるということでありませうけれど

も、職員募集の方法とか、採用試験においてどのような特色があるのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長〓これまでも県では採用試験について、ほかの都道府県にない形で積極的に取り組んでまいりました。例えば、法律、経済等の専門科目など、いわゆる公務員試験対策の必要がなく、民間企業の採用時期に合わせた特別枠、現在では民間型選考枠と呼んでおりますけれども、これを全国に先駆けて平成二十年度実施試験から導入しております。

それから、県外での社会人経験のある方を対象としたU Jインターン枠、いわゆる中途採用につきましては平成十七年度実施試験から導入しております、これも当時、全国にほぼ例がなかったものでございます。

現在では入庁する行政職の約四割が中途採用の職員となっております、行政職だけではなく、土木、農政、林業、化学、薬剤師など、技術職においても幅広く実施しております。

行政職の在職者に占める中途採用者の割合は、令和八年四月一日現在で一八・七％となりまして、調査開始以来、七年連続で全都道府県において一位となる見込みでございます。現在では本県の採用における最も特徴的な試験となっていると認識しております。

以上です。

○原田委員〓ありがとうございます。

これもちよつと調べてみたんですが、他県に先駆けて、いろんな採用の方法を考えてやっておられるということですが、他県も追従してきているんですね。名前はずつと違うんですが、「秋季チャレンジ」とかいうことで奈良県とか神奈川県であったり、アピール型ということで滋賀県、山梨県とか、早期枠、三重県、新潟県、栃木県とか、チャレンジ型ということで高知県。これは内容を見ると、ほぼほぼ民間の採用試験でも広く活用されている、先ほど言

われたSPI型と言われる、これの基礎的な能力を検査する方法ですね。ほぼこれを活用されているということなので、恐らくいろんなところが佐賀県が先行してやってきたところを追従してやってきている。ということは、これからその採用のやり方に差がなくなっていく可能性があるということなので、そこもしっかりと頭に入れながら対応していただければというふうに思っています。

それでは次に、中途採用の目的についてであります。

県では中途採用を積極的に進めているということですが、こうした取組の目的は何なのか、改めてお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ人々の価値観が多様化して、地域ごとの個性が発揮された地域社会を目指す今の時代には、地方自治体もまた画一的な行政運営を行うだけでは十分に行政ニーズに答えられないと考えております。

そうした中で、佐賀県庁は多様な価値観を持つ県民と向き合い、柔軟な発想で未来を見据えて価値を生み出すために、多様な人材が集まってアイデアが掛け合わされる組織であることが重要です。中途採用職員には、それぞれの経験に裏打ちされた企画力、営業力、デジタル、会計などの専門スキルを発揮してもらい、協力し合う中でよりよい県民サービスの提供につなげてもらうことを期待しております。

以上です。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

それでは次に、中途採用での人材確保の状況についてであります。

中途採用によってどのような人材の獲得につながっているのか。また、中途採用された人たちが佐賀県庁を受験してくれた理由、これはどういうものなのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ中途採用の職員には、例えば、営業力を生かした用地買収です

とか、福祉業界での経験を生かした児童支援、それから金融機関での経験がある方にはその知見を生かした産業支援、システムエンジニアのスキルを生かしたデジタル系の業務など、そういった分野で幅広く活躍してもらっており、その経験を生かし、能力を発揮してもらえる人材の確保につながっております。また、中途採用者の志望理由といたしましては、年代的に子育て世代も多うございますので、故郷で子育てしたいというものもございますけれども、それだけではなくて、佐賀県庁の特徴的な取組、例えば、民間企業とのコラボプロジェクトですとか、コスメティック構想、「さがデザイン」といったプロジェクトに興味を持って、例えば、いい意味でお役所仕事ではない魅力を感じたとするものですとか、スポーツ政策を中心に勢いを感じるといったものとして佐賀県庁を選んだという声が多くあるという状況にございます。

以上です。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

それでは、その中途採用による影響について次にお伺いしたいと思います。中途採用者、本当にかなり増えているというふうに思っていますが、増加したことによる新卒の採用者数、この関係や職員全体の年齢構成、これも一定影響があるというふうに思われますが、これに関して、この影響に対してどのように評価しているのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ先ほど御答弁したとおり、中途採用の枠は行政職の募集定員のうち大きな部分を占めておりますので、その結果として新卒採用者の定員は相対的に絞られているという状況です。このことが佐賀県職員の新卒採用の高い競争倍率を維持できている要因の一つになっているというふうに考えております。

また、県庁全体の年代別の職員の人数につきましては、二十代と五十代が多くて、三十代と四十代の層が薄くなるという構成になってございますけれども、

三十代の社会人経験者を積極的に採用してきた結果として、その構図は改善してきておりまして、中堅層の厚みを一定程度補完できているものと考えております。

以上です。

○原田委員Ⅱ確かに年齢構成比というものは非常に大事なもので、そこは何人か退職される方もいるということで、なかなか読みにくい部分もありますけれども、そこはしっかりと考えて採用に生かしていただきたいというふうに思います。

では、採用に関して最後ですけれども、今後の採用の方針についてであります。

少子化の進行や人材獲得競争の激化を踏まえて、今後五年、十年先を見据えたとき、受験者の確保や一定の競争倍率の維持に向けて、どのような方針で取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ職員採用につきましては、これまで積極的に取り組んでまいりましたけれども、先ほど委員も御指摘のとおり、佐賀県が先んじて実施してきた民間型選考枠や中途採用などは、現在ではほかの都道府県でも広く実施されるようになってまいりました。

加えて、民間企業の採用も引き続き活発でありまして、土木職など技術職をはじめ、人材獲得競争は毎年厳しいものとなっております。一定の競争倍率を維持するには受験者数の確保が重要でございまして、今後も引き続き人事委員会事務局と連携し、受験者層への情報発信に努めてまいります。

またさらに、より受験しやすい試験とするために、これまで募集期間を年一回としていた試験枠の一部について、募集及び採用時期の通年化、これは新しい取組ですが、これについても検討に着手をしているところでございます。

今後とも、労働市場の動向を注視しつつ、時代に即した採用となるよう試験制度を不断に見直し、県庁で活躍できる人材を確保できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○原田委員Ⅱそこはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

本当に通常プロパーと言われるような大卒からずっと上がってきた人というのが優遇されて、中途採用が優遇されないような、何かそういう構図があるところもあるというふうにお聞きするところですが、ここを見渡しても、中途で入られた方というのがかなり課長さんたちでいらっしゃるんですよね。

そこは本当に何の差もなく、しっかりと評価をしてやっておられるんだろうというふうに思っていますので、それは新しく中途で受けられる方にとっても大きな目標にもつながっていくと思いますので、そこはどちらかを優遇するのではなくて、しっかりと評価をしてやっていただきたいというふうに思います。

そのことがしっかりとした採用につながると思いますので、そこはよろしく願います。

続いて、職員の定着についてであります。

若手職員の離職状況についてお尋ねします。

人材確保においては、採用後の定着も重要な課題であります。昔から、採用して三年以内に離職する人の割合が中卒では七割、高卒では五割、大卒では三割という、いわゆる七五三現象というような言葉があるように若手の早期離職は以前から問題視をされております。

本県における入庁後三年以内の退職の状況はどのようになっているのか。また、その退職の理由はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ入庁後三年以内の退職状況ですので、直近で確認できるのが令和元年度から令和五年度の採用者ということになりますけれども、まず令和元

年度の採用者で三年以内に辞めた職員が五名、これが採用者全体に占める割合で三・六％となっております。以降、同様に令和二年度で十名の七・二％、令和三年度十名、六・二％、令和四年度十二名、七・五％、令和五年度十六名の九・〇％となっております。入庁後三年以内に退職している職員の割合は、おおよそ六％から九％の間で推移をしているという状況でございます。

それから、令和元年度から令和五年度までに採用した職員のうち三年以内で退職した職員の主な退職理由としましては、民間企業等への転職、それから、健康上の理由、結婚といったものが挙げられます。

以上です。

○原田委員Ⅱそれでは次に、若手職員の定着に向けての取組についてお尋ねしますけれども、職員の定着率向上に向けて、これまでどのように取り組んでこられたのか。また、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ若手職員定着のためには、働きやすい職場づくり、それから、成長が実感できるキャリア形成支援が重要と考えております。

県ではこれまで、仲間づくりや先輩職員とのつながりづくりを促すために、採用前に先輩職員も含めて交流会を実施するということですか、新規採用職員、これは一人一人に指導役のメンターを配置するというメンター制度を取り入れてございます。そのほか、これは年齢にかかわらず、働きがいのある職場づくりのために、柔軟な勤務形態や休暇制度など、仕事と子育てなどの両立支援や、キャリア形成につながる研修や学びの機会の充実などに取り組んできたところです。

また、若手職員の定着のためには、いかに職員の声を小まめに拾い、その変化に早期に気づいて、必要なフォローができるかが重要であると認識しております。そのため、現在、多くの民間企業や一部自治体でも取り入れられています。そのために、上りが部下の成長支援のために定期的に対話の場を設ける「1 on

1ミーティング」というものがございすけれども、こちらの普及を進めているところでございます。

これからもやるべきことを随時見直しながら、引き続き魅力ある職場づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○原田委員Ⅱ以前からすると、転職に対する考えというのが随分変わってきたんだろうなとは思いますが、ただ、やっぱり人事課としてのサポート、また、全体の課の中での気配りとか、そういったこと、あと同期のつながりを促すような施策とか、そういったところぐらいはしっかりとやっていただきたというふうに思っております。

この質問の最後ですけれども、人材確保、定着に向けた思いについてということであります。

人口減少社会において、地方自治体が将来にわたって行政サービスを安定的に提供していくためには、職員の採用はもちろん、採用した職員にしっかりと定着してもらい、育成していくことが重要だと考えます。優秀な人材を確保し、定着させ、活躍してもらうためには今後どのように取り組んでいくのか、総務部長に思いをお伺いいたします。

○内田総務部長Ⅱ私の思いについてということでございます。

人材確保につきましては、先ほどのとおり、他の自治体に先んじて特色ある採用方法を取り入れて、積極的に進めてまいりました。競争倍率が一定の水準を保っているというのは、その一つの現れであるうと思っております。

御指摘のとおり、少子化ですとか民間企業の採用意欲が活発な中であって、楽観視というのはできないだろうと思っております。そういった中で、募集採用の通年化の検討というののも不断の見直しの一つでございます。また、多くの方に佐賀県庁を選んでもらえるという、佐賀県の取組を情報発信していくとい

うのは大事なことでございます。佐賀県のとがった事業に興味を持って来てくださるという方もいらつしやいます。人材確保に寄与している側面はあります。また、職員採用のホームページですとかSNSで発信をすること、インターンシップを通じて職員が生き生きと働いている姿を身近に感じてもらうということも取り組んでいるところでございます。

また、職員にはここで働きたい、ここで挑戦していきたいという思いを持ち続けてもらうということも大切だと思っております。佐賀県庁の強みは、様々なバックグラウンド、多様な個性を持つ職員が集って、それぞれの持ち場、パートですね、そちらで議論を重ねて、具体的な施策を進めていけることにあろうと思っております。柔軟な発想で新たな価値を生み出す職員もいれば、県政運営の基盤をしっかりと支えている職員もおります。多様な職員の様々な経験、知識、それから個性、そういったものが相まって新たな価値を生み出していくこと、それが佐賀県職員としての誇りの醸成にもつながりますし、ひいては定着にも資するものと考えております。

加えまして、定着という側面で申しますと、ライフステージに応じた柔軟な働き方ですとか、効率的で質の高い働き方といった環境面の充実というのも重要な要素になっていこうと思っております。

今後、多様な職員が活躍して、全体としての力が県民のために発揮される、そういった組織づくりにしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

少子化によって若年人口が減少する中で、都市部の採用というのが今後も恐らく維持されていく、また、増えていくのではないかとというふうに思うところであり、そうすると必然的に地方が人材獲得競争で非常に熾烈な状況に追い込まれるんじゃないかということが想像されるわけでありです。

県としては一義的には県の職員を確保するということが大切なことであろうかと思いますが、県内の十市十町、かなり厳しいような状況に現在あるところもあるというふうに聞いておりますので、そういったところには本当に目の前の大きな問題になっていっているというふうに思っております。

例えば、県で始められた大学生の奨学金の返還の支援、県でやっているんですね。これは今は自治体職員を除いてありますね。ただ、こういったことも将来的にはこれも枠に入れるということも考えにやいかんのかなというふうに思ったり、また、県内の高等教育機関をさらにしっかりと充実させて、そこから自治体職員を目指す人を生み出していくとか、そういったことも検討していかなきゃいかんかなというふうに思います。

いずれにしても、市としまして、県が一緒になって、そうした対策とか、検討を協議できるような場を設けることができればというのが希望するところでもあります。

そうしたことを希望して、この質問を終わりたいというふうに思います。

次に、生成AIの活用について質問をしたいと思います。

先日、「自民党ネクストさが」会派で、東京ビッグサイトで開催された、自治体とか公共施設、また、議員に向けた展示会があります。「自治体・公共We ek 2026」を視察いたしました。民間の展示会ではありませんけれども、総務省や全国市長会、町村会などが後援しており、自治体DX、スマートシティ推進、地域防災、地域福祉、地方創生などの分野で、各企業が自治体等に提案をするものであります。自治体自体がブースを出展しているところもありました。

個人的には、一昨年より訪問しておりまして、図書館のこととか下水道、医療相談とか道路管理などに関して県のほうに情報提供したり提案をさせていただいているところがありますが、そうした中、今年訪問しましたら、圧倒的に

目を引いたのが、AIやデジタル技術を活用したサービスの提供でありまして、右を見ても左を見ても、特にAIを活用した何がしというような提案でもうあふれておりました。昨年もAI活用の提案の案件はありましたけれども、ここまでかというぐらいに増えておりました。

また、ビッグサイトの別会場で同時に、「EDI-X東京」という教育総合展が開催されていたので、足を運んだところでありますが、この会場では、本県の教育委員会の職員の方ともお会いしましたけれども、こちらもAIを活用した提案が目を引きました。

文科省では今、次期指導要綱改定に向けて、英語学習でのAIの適切な活用が議論されているということですが、会場には、既にAI活用の英会話や英語教育の実績のある提案も出ておりました。

また、驚きを覚えたのは、探究学習支援のツールの提案であります。つまり、探究学習に対する指導への助言を先生方に行うツールが提案されておりました。あえて直接的な正解を回答しないようにチューニングがしてあり、生徒へのアドバイスやヒントなどが提示されるということでありました。

このように、行政や教育などを含めて幅広い分野で生成AIの活用は一般化しつつあると感じたところであります。

本県においても、行政DXの取組の一環として生成AIの活用が進められていると聞いております。ある職員に活用の有無を尋ねたところ、複数のAIを目的別に活用しておりますという答えが返ってきました。業務効率化や負担軽減の観点からもその一層の活用は重要であると考えますし、先ほど質問しました県職員の人材確保ということにもつながるんじゃないかなというふうに思っております。

一方で、生成AIの活用は一定のリスクも存在します。

最近では、生成AIで著名人の顔や声を再現したフェイク動画を使い、あた

かも本人が投資を進めているかのように見せかける詐欺事件が発生するなど、その悪用による被害も報告されております。

また、自治体が生成AIを活用する場合も、個人情報や機密情報の漏えい、著作権侵害等の懸念があり、国からも自治体向けに生成AIの利用上の留意点が示されたと聞いております。

そのため、生成AIを安全に活用し業務の効率化を進めていくためには、一定のルールに基づいた適切な運用が必要であり、あわせて、職員のリテラシー向上のための取組が必要であると考えます。

そこで、次の点について質問をいたします。

まず、生成AIの活用の現状についてであります。

本県職員の生成AI活用の現状はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○土井行政デジタル推進課長 県では、業務の効率化を推進するために様々なデジタルツールを導入しております。

その一環として、令和六年度に生成AIについても専用のツールを導入いたしております。そのことで、職員が安全に生成AIを利用できる環境を整えているところでございます。

その利用状況につきましては、今現在、知事部局や教育委員会事務局などの全職員約五千人の方が、その導入した専用の生成AIツールを利用できる状態にございます。

その利用状況につきまして、昨年十二月にアンケート調査を実施いたしました。約二千名から回答がございまして、そのうちの約五五％、過半数以上の方が生成AIを業務で利用したことがあるという結果が出たところでございます。

では、その具体的な利用方法はどのようなものかというものにつきましては、例えば、国からの通知とか報告書、そういったものをAIに読み込ませて一瞬

で要約させるとか、または挨拶文、説明資料、そういったものの下書きをAIにお願いするとか、もしくは、文字の誤字・脱字、そういったものをAIに読み込ませてチェックをするとか、そのほかはちよつとマニアックになりますが、作業を自動化するエクセルマクロという機能がございまして、そのマクロのプログラムをAIでつくらせると、そういったもので具体的に活用事例が報告されておりました、県庁でも生成AIの業務での活用は着実に進みつつあるものと認識しております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。五五％、意外と何か少ないというふうに感じたところでありませうけれども、私も幾らか使ってはおりますけれども、何か頻繁に使っているわけではなく、結構、挨拶とかが多いので、挨拶の骨子を組み立てるぐらいのところかなと思いますけれども、この質問する直前にいろんなことを聞くと、ぱつと答えてその真偽のほどがちよつとよく分からなくて、今まではインターネットで出典元がしっかりしているところを調べながらしていたんですけども、生成AIの中でこういうものを参照すればということも提案してくるんですね。だから、それをクリックすると、その出典が明確なところが検索もできるといふふうなことで、非常に活用のやり方によっては本当に便利だなというふうに最近は感じているところであるので、この質問をやってみようというふうに思ったわけがあります。

次に、生成AIの適切な運用に向けた取組についてお尋ねをします。

国からの通知についてであります。

国から自治体に対して生成AIの活用に応じた注意点が示されたと聞いておりますが、どのような内容となっているのかお尋ねをいたします。

○土井行政デジタル推進課長Ⅱ総務省からは、昨年十二月に「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」というものが通知されました。その中で、生成

AIの自治体での活用事例が提示されるとともに、導入に応じた注意事項も併せて示されたところでございます。

留意事項の具体的な例としては、AIの学習に利用される可能性がある場合は、個人情報、機密情報は入力しないこと、出力結果は職員が必ず確認すること。著作権などの権利に留意すること、職員のリテラシーの向上、人材育成に取り組むことなどが示されたところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそれは、その国の通知を受けて、本県の運用ルールということになります。

個人情報や機密情報の漏えいや著作権侵害等の懸念がある中で、生成AIの活用に当たり、本県ではどのようなルールをつくっておられるのかお尋ねいたします。

○土井行政デジタル推進課長Ⅱ県のルールでございますが、県ではチャットGPTが一般的に利用され始めましたが令和五年度ぐらいでございました。令和五年度にチャットGPTを県の業務で利用するに当たってルールを定めないといけないということで、ガイドラインを策定して暫定的に利用を開始したところでございます。

そのガイドライン、ルールの策定に当たりましては、当該行政デジタル推進課に配属しております、外部の専門人材でございます情報監の監修の下、作成したものでございまして、そのルールの内容としましては、国が示している留意事項と似たようなものでございますが、AIの学習に利用されない設定の下で利用すること、個人情報、機密情報は入力しないこと、生成物の内容は職員が必ず確認すること、著作権侵害の可能性に留意することなどのルールを定めて、令和五年度に暫定的にチャットGPTを活用し始めたということでございます。

ただ、その後、その翌年令和六年度により安全性を確保した環境での活用を図るために、セキュリティ対策が講じられた有償版の生成ＡＩツール、こちら具体的にはマイクロソフトの「Copilot」と言いますが、それを導入いたしました本格的な活用を開始したところでございます。

この有償版の生成ＡＩにおいては、入力したデータがＡＩに学習されないという仕組みが標準装備されております。そのほか、通信の暗号化、アクセス制御など一定のセキュリティの対策が講じられているというものでございます。こうした技術的な対策と、あとガイドラインの策定のように運用ルールを策定して人的対策もあわせて行うことによって、安全に生成ＡＩを活用しているところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

「Copilot」を導入している、もう一つを推奨しているというふうには聞いておりますが、先ほど個人の判断で複数のやつを使われている方がいらつしやるという話をしましたけれども、その方は三つ使われているということなので、恐らく県推奨以外のものを使っていると、そういう方もたくさん県庁の中にいらつしやると思うんですけれども、それに関してセキュリティとかいったことの問題はないのか。そこもルールをつくっているのか、県推奨以外のものを使うときにはこういうルールの下にやりなさいとかいうのがあるのかどうかお尋ねします。

○土井行政デジタル推進課長Ⅱ県が指定していない、例えば、グーグルのGeminiとかアンソロピックのClaudeとか、そういうＡＩのサービス、インターネット上で利用できる状態になっております。県が指定していないようなＡＩにつきましては、利用自体を一律禁止しているわけではございません。ただし、県ではＡＩのガイドラインとは別に、以前からつくっておりますが、

情報セキュリティ全般に関するルールを定めた情報セキュリティポリシーというものが以前からございまして、策定しております。その中で、そういうGeminiなどの外部のサービスを使う場合は、個人情報や機密情報など重要な情報を入力しないことという規定を以前から定めておりました。これにGemini等々は該当するということで、このポリシーを職員が遵守することにより、情報漏えいなどのセキュリティ上のリスクの低減が図られるというふうに考えております。

また、生成ＡＩに特化したガイドライン、以前からつくっておりますが、そこにも具体的にそういった注意書きを追加することも検討しております。そういった面で職員への周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

県のほうで様々なルール、規制をかけてはいるということでありませうけれども、ただ、活用するのは職員であるので、そのリテラシーの向上というのは非常に大切だと思っております。

そこで、職員の生成ＡＩを適正に活用できるようリテラシー向上に向けての取組は、県はどのようなになっているのかお尋ねします。

○土井行政デジタル推進課長Ⅱ職員のリテラシー向上の取組としては、職員向け研修を定期的に実施し、その研修の中でガイドラインに定めたルールの徹底と、あとはＡＩの基本的な操作の習得を図っているところでございます。

この研修につきましては、令和六年度から始めまして、これまで十回開催しております。延べ約五百人の職員に受講していただきました。

その研修以外にもやっております、本庁以外の現地機関では、県庁まで来て研修を受けるというのもなかなか難しいということもありますので、そういった場合は、オンデマンド形式、我々が直接現地に出向いて研修すると、そ

ういった研修も提供しております。

さらに、県庁職員がみんな見ることができるようポータルサイトに教材をアップロードしまして、職員で教材を共有しているということとか、ほかにはいつでも相談できる体制を行政デジタル推進課のほうに整備しておりますので、職員の方、いつでも分からなかったら、うちに相談していただけるというようなこともやっております。そういった職員がいつでも学習できる環境の整備に努めているということです。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ それでは、この項目の最後ですけれども、今後の生成ＡＩの活用についてということであります。

今、説明もありましたけれども、業務の効率化とか職員の負担軽減というところで、本当にうまく利用していけば非常にすばらしいツールになり得るというふうに思っておるわけです。

そういう考えの中で、今後、どのように県は生成ＡＩの活用を進めていくのか。また、県のこういった取組が、ほかの市町と情報を共有して、市町においてもしっかりと活用できるようなこと、このことを県がリードすることも大切なかなというふうに思いますけれども、その点に関してもお考えをお聞かせ願えればと思います。

○土井行政デジタル推進課長Ⅱ 生成ＡＩは、業務の効率化や職員の負担軽減に大きく寄与する技術でございます。遠い将来ではございますが、ＡＩが担える業務はＡＩに任せる環境ができていくと、そういったことを実現していくということは重要であると認識しております。

こういった観点から、職員がＡＩを効果的に業務に活用できますよう、今後も研修会、相談会を開催しますが、さらに充実を図っていきたいと考えております。

また、正しく利用しないと駄目でございますので、ガイドラインの周知徹底を改めてやっていきたいというのと、あと、時代に応じた内容の修正、見直し、そういったものも必要かと思っておりますので、そういったことをやりながら適切に運用に努めていきたいと思っております。

市町の展開でございますが、実は今年の七月、来月に職員向けの生成ＡＩ研修を予定しておりますが、そこに市町の職員も受講できるように、今回拡大しております。また、市町も遠いですが、もしオンデマンドで研修をしてほしいという依頼がありましたら、可能な限り対応したいと考えておりまして、現に今年の五月、先月でございますが、嬉野市からそういった依頼がありまして、オンデマンド研修を開催した実績がございます。

今後とも、生成ＡＩの活用による業務の効率化と安全性の確保の両立を図りながら、県はもとより市町も含めた活用の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ 本日に生成ＡＩの進化はすごいなというふうに思っているところがあります。恐らくこれを使わざるを得ないような状況が、ここ数年では——数年というか、すぐに来るのではないかなというふうに思います。だから、早い時期からこういったことに取り組んで、どれを使ってどれを使わないかというのは、それぞれの判断でありますので、それが使えるような状況をつくっていく、スキルを磨いていくということも大事かと思っております。そこは進化に合わせて確実に情報提供をお願いしたいと思っております。

○西久保委員長Ⅱ 暫時休憩します。十五時二十五分をめぐに委員会を再開いたします。

午後三時 休憩

午後三時二十四分 開議

○西久保委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○原田委員Ⅱそれでは、最後の質問に入りたいと思います。

高等教育機関の充実ということで質問をさせていただきます。

現在、県立大学の設立に関する議論と併せて、設置に向けての準備も県議会の予算承認を得ながら進められております。現段階では教員の選考がなされており、早晚、大学の建設予算も提案されると聞いております。

また、県内の四年制大学の状況を見ると、佐賀大学ではコスメティックサイエンス学環が開設され、志願倍率も前期で六・三倍、後期で一〇・七倍と非常に高く、三十名が入学、西九州大学は来年度新しい学部、健康データ科学部を定員百名で開設を目指して申請されたと聞いております。さらに今年四月には、武雄市に武雄アジア大学が開設され、設立を目指す県立大学も含めて、県内高等教育機関は充実へ向けて大きく動いていると感じております。

県立大学の構想は、県立大学をつくるということが目的ではなく、あくまでも県内で学べる環境を充実させること、その結果として全国平均より低い大学進学率が上昇したり、若者人口が増えたりすることにつながるものだというふうに思っております。ほかに大学が地域にもたらす効果はまだまだまだたくさんありますが、県内高校生の学びの選択肢が広がるということだけはとてもすばらしいと思っております。例えば、進学を諦めていた生徒にも道が開ける可能性も生まれるものと思っております。

県は、県立大学において目指す学びにもつながる探究学習への支援や、県立高校の進路指導担当への説明、また、山口学長候補の授業など、高校や高校生サイドへの県立大学の情報提供は大いになされていると感じており、そのことは評価をいたします。しかし、県立大学設立の目的の一つが県内の学べる環境

を充実させるということであるとすれば、県内の高等教育機関の全てが輝きを放ち、充実していくことを目指さなければならないと考えております。

そうした意味において、今年四月に設立された「さが高等教育構想プラットフォーム」に大いに期待をしております。これまでも佐賀県と長崎県の大学や、経済団体や自治体で構成される地域連携プラットフォームがありました、というより、現在もまだこれはある状況であります。ただ、これがあまりうまく機能しているようには感じておりません。しかし、今回のプラットフォームは県が大きく関わるということでもありますし、以前、文部科学省の担当室長からは、佐賀県のように取組に非常に注目しているという話も聞いたところであります。

県内の高等教育機関で優秀な人材が育ち、そして、その人材が活躍できる佐賀県であってほしいという思いを込めて、次の点についてお伺いをいたします。

県立大学設立の目的であります。

県内の学べる環境を充実させること、このことは県立大学設立の大きな目的の一つだということを考えておりますが、改めて県立大学の目的を伺いたいと思います。

○中島政策企画監Ⅱ佐賀県立大学の設置の目的は多岐にわたるものでございます。高校生の大学進学時の選択肢の確保、人手不足が続く産業界など各方面における人材確保の対応、大学間の連携、大学と産業界との連携、これを重層化し、新たなサービス、付加価値などのイノベーションを創出するという多岐にわたるものでございます。

佐賀県の高等教育の環境を申し上げますと、武雄アジア大学が開学するまでは大学数が全国最少でございました。ほかの県では標準となっている公立大学もないという状況でございます。ほかの県と比較しても特殊な状況でございます。県内に大学が少ないということによりまして、進学時の選択肢が不足す

ということだけではなくて、新たな時代に合わせた社会人の学び直しですか、付加価値を上げるための産学連携の対応が不十分ということがございます。こうした構造的な課題のために直接アプローチできる施策といたしまして、大学設置の検討を進めているところでございます。

委員からは、学べる環境の充実というお話がございました。佐賀県立大学は、大学進学時の選択肢の確保という点もございますけれども、ほかにも新たな時代に自らの知識をアップデートしようという社会人の学び直しというものにも対応したいと考えておりますし、高校あるいは中学校との連携というのも考えております。全世代にとって学べる環境を充実させるということにつながるものと考えております。

以上です。

○原田委員Ⅱちよつとそこなんですけれども、ほかの県にある県立大がないからつくるんだみたいな聞こえ方というのは、僕はあまりよろしくないかなというふうに思っています。

もともと佐賀県内の高等教育機関を充実させるということの下に、いろいろなことができるかと考えたときに、例えば、私立大学が呼べないかということも一つの選択肢であって、ただ、県内の高校生が少ない中でこの佐賀県に進出してくる私大というものはなかなか難しいというような状況があったとか、そういうことも聞いておりますし、様々な検討の中で、結果、県立大学をつくるということが生まれたんだろうなというふうに思っています。そこは県立大学ありきではなくて、県内の高等教育機関を充実させるということがまず目的であって、その手法として県立大学があるというふうに私は思っております。そこはきちんと再度答えていただきたいと思えます。

○西久保委員長Ⅱ答弁者は誰ですか。

○中島政策企画監Ⅱ高等教育の環境が十分でないというところからスタートし

たというところで、そのとおりでございまして、前もいろいろ議論の中にもございましてけれども、いろんな私大の誘致とかも試みたけど、なかなかやっぱりそういうのはないよというようなところで、今うちが直接アプローチできる施策として県立大学の設置というのを検討しているというところでございます。以上です。

○原田委員Ⅱそれでは、次の質問に移ります。

県内の私立大学への支援についてお尋ねをいたします。

佐賀県にとって貴重な高等教育機関の一つである武雄アジア大学は、初年度の入学生は三十七名でありました。大学の成否評価は初年度に決まるものではなく、少なくとも最初の卒業生が出るまで見ていく必要があるものと思います。報道で武雄アジア大学の学生が生き生きと学ぶ姿や、大学を批判されている方もおられるが、自分たちの大学をしっかりPRしたいと取り組む様子を見ると武雄アジア大学をしっかり応援していきたいというふうに思うところであります。

そこで、次の点についてお尋ねしたいと思います。

来年度の入学生の確保は最大の課題であるというふうに思います。現在、来年度の学生確保に向けて、武雄アジア大学ではどのような取組をされているのかお尋ねをいたします。

○石橋政策企画監Ⅱ武雄アジア大学におかれては、高校生本人だけではなくて、保護者、高校教諭等に対する説明等、周知活動を強化されております。

具体的には、ミニオープンキャンパスの開催、こちらが毎週土曜日に開催されていると聞いております。また、大学の職員の方々による高校や塾への直接的な訪問、そして、学長自らによる県立高校の校長会での説明などを実施されていると聞いております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ実は台湾の福岡の弁事処から、おとといぐらいかな、LINEがばんと来て、今日の一時から三時まで、武雄アジア大学で国際交流何とかとってイベントを開催されているんですね。なかなか情報の発し方をもうちよつとうまくすればなというふうに感じたところなんですよね。我々にも全く情報が来ていない。回り回ってなのか、台湾の福岡の弁事処から来るような状況です。そういったことも、何か広報とかなんとかが足りていないのかなというふうにも思うところがあります。

次の質問に入ります。

県内私大の学生確保の取組に対する県や県教育委員会の支援についてということでお尋ねをいたします。

県内の高校生には、武雄アジア大学に限らず、西九州大学や短大のことも知ってもらい、進学先として考えてもらいたいと思っております。

各大学、短大は、学校のPRなどに努めてはいると思いますが、そこは県が、また、県教育委員会が後押しができるのではないかとこのように思っております。そのほうがより現場に届くのではないかとこのように思っております。ここですが、県の取組としてはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○石橋政策企画監Ⅱ佐賀県や県教育委員会が主催する高校入試説明会や学生向けのイベント等におきまして、県内の私立大学を紹介する機会を設けるなど、学校のPRを支援させていただいております。

今年度から新たに、県立、私立を問わず、県内高校で進路指導に携わる教員の方々を対象にしまして、昨今の大学入試動向に関する勉強会を実施する予定としております。こちらの中で、県内私立大学に入試に関する説明を行っていただき、高校現場での進路指導に生かしてもらうようにしております。

今後も、学生確保に向けた取組について、私立大学と会話をしながら、私たちとして何ができるかということの後押しをしていきたいと思っ

ております。

以上です。

○原田委員Ⅱ本当にそこはしっかりやっていただきたい。例えば、県立大学であると、ターゲットが高校一年生の層であり、ほかの大学ということであれば、短大も含めてですけども、来年度、三年生にやっぱりアプローチしたいというのがあるので、少しターゲット層が違うのかなと思いますけれども、県が県教委を通してやればやっぱり県立高校は受け入れはしやすいのかなというふうに感じるところですし、そういったところもサポートをしていただきたいなというふうに思います。

山口学長候補者の授業であるとか講演みたいのもやってもらえるようでありますし、これは探究学習と絡めてやってもらえるのかなと思いますけれども、例えば、武雄アジア大学にとっても、学長の小長谷先生というのは、これはモングル学の世界的な権威であるわけですね。世界の会長とかもやられていて、文化功労賞とかも取られている、そういう方であるわけで、そうした方の講演とかいうのも、それはあるんじゃないかなと。また、ほかの大学においてもそうした立派な先生方がいらっしゃるので、こういう大学に行くところという方々の授業が受けられるみたいな、そういうPRもぜひやっていただきたいなというふうに思うところです。

それでは、次に移ります。

「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」についてであります。これは二月の高等教育のことでも随分話をしましたけれども、現実に動いているようでありますので、そこに関して質問をいたします。

人材を育て、そして輝くために、高等教育機関、産業、地域それぞれが連動、連携することが、特に地方ではより重要になってきているというふうに思っています。

そのような中、去る四月十五日に「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」が設立され、県として各分野をつなぐ動きが始まったというふうに聞いております。この動きに非常に期待しており、そのことを前提に次の点をお聞きしたいと思います。

設立の目的についてですが、改めて確認の意味でSIGMAの設立の目的を伺いたいと思います。

○石橋政策企画監Ⅱまず最初に、少し経緯のところから御説明をさせていただきます。

令和七年二月に、中央教育審議会が、今後の我が国の高等教育システムに関する答申、いわゆる「知の総和」答申を示されております。

答申では、各地域において、大学や地方自治体、産業界、金融機関等の地域の関係者が、地域の人材育成の在り方ですとか、大学などにおける研究、育成について、継続的に議論を行う「地域構想推進プラットフォーム」を構築することが示されました。

佐賀県におきましては、令和七年十一月に実施をした「UC5+」という、県と大学、短大の学長との話し合いの場で、今後、高等教育機関の発展のためには、産業界をはじめとする各界の代表者と共通認識を持つ場が必要であるという認識を持たれたところでございます。

それを受けまして、各界の皆さんに県のほうから参加の呼びかけをさせていただきまして、令和八年四月十五日に、県内大学も含む産官学金労言、いわゆる二十六団体に参加をいただきまして、「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」を成立させていただいたところでございます。

佐賀県は今、高等教育の変革期でございます。高等教育機関を知の拠点として、地域でより生かしていく必要があると考えております。

このSIGMAでは、大学が地域や産業界について知り、そして、地域や産

業界も大学について知るということを重ねていき、地域の課題を踏まえ、これから高等教育機関及び人材育成の在り方など、将来像を議論する場とすることを目的として設立をさせていただいております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。これは「地域構想推進プラットフォーム」の進化形だというふうに思っているわけでありますが、それがあんまり機能しなかったからということなのかなと思いますが、肝は自治体が事務局になることだというふうに思うわけですけれども、これは文科省の事業として今年度十件採択が予定されているということでありますが、これに関しては申請をされたのかどうか、どういう支援があるのかということを含めて、その状況について伺いたいと思います。

○石橋政策企画監Ⅱ先ほど委員言っていた文部科学省の「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業への申請ということなんですけれども、五月末の時点で、プラットフォームとして申請をさせていただきました。実際七月頃をめどに選考結果が通知をされる予定となっております。こちらの推進事業につきましては、プラットフォームの中で、大学と企業をつなぐコーディネーターとか、そういった形の方の人件費ですとか、そういったところの補助に充てられるものとなっております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

では、続いて質問をいたします。設立以降の取組についてであります。

四月に設置してからこれまでどのような取組を進めているのかお尋ねをいたします。

○石橋政策企画監Ⅱ答弁申し上げます。

先ほどの国の「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業に関して、

補足を一点だけさせてください。

こちらが、プラットフォームとして申請をさせていただいていますけれども、実際のお金の受け取り先は佐賀大学のほうとなっておりますので、これもすみません、ちょっと補足として情報として申し上げます。

続きまして、設立以降の取組ということでお話をさせていただきます。

令和八年四月十五日、知事をはじめ、各団体の代表者に参加をいただき、設立総会を開催しました。規約が承認され、協議体の名前も、「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」に決定しております。

設立総会以降につきましては、各団体の実務者レベルでの企画委員会を定期的に開催させていただいております。その中で、各大学、短期大学、専修学校、私立高校、県立高校等からその現状と展望をまずは説明していただきました。

また、県内大学における就職動向ですとか就職支援の状況についても情報共有を実施してきたところでございます。

月一回程度のペースで現在開催をしております、今後、産業界からも、現状ですとか、人材のニーズについてもお話をいただく予定としております。

令和八年度につきましては、まずはお互いを知ることから始めているような状況でございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ それでは、参画した団体に望むことであるとか、期待すること、また、参画した団体の受け止めとか反応について伺いたいと思います。

参画していただいた大学、短大、産業界にはそれぞれどのようなことを期待するという声が上がったのか、また、参画した大学、短大、産業界からはどのような反応があったのかお尋ねをいたします。

○石橋政策企画監Ⅱ 参画した団体から寄せられた声ということで、まず大学のほうからは、それぞれの高等教育機関の魅力を一体的に発信することで、県内

進学が促されることに期待する。高校で行う探究学習や大学で行うPBLなどにおきまして、高校、大学、企業間の相互連携が進むことで、カリキュラムの充実を図ることができる。県内企業の実務ニーズを捉えたりカレント研修等を企画立案しやすくなるといった声が寄せられております。

また、産業界のほうからは、県内の学生に県内企業のことをより深く知ってもらう機会が増え、一人でも多くの県内就職が増えることに期待する。これまで県内の教育関係者と企業関係者が集い、一つの目的について話す機会は少なかった。この機会をぜひ活用していきたいといった声が寄せられております。

まずは、この参画いただいた二十六団体を中心に、過去の習慣や経緯にとらわれることなく、これからの産業界や教育界がどうあるべきかという未来志向の議論を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ 何というかな、やらされ感がないようなことを、最初、日野政策総括監と話していたときには、かちつとした最終形をつくらなくて、やれることからやる方法もあるのかなという話をされていたかなと思う。ただそうすると、国の申請はできない。補助金を取るのが目的じゃないのでいいんじゃないかという話をしたと思います。ただ、やっぱり最終形、ここを目指すというものは持っておかなきゃいかんよねということで、そして最終的に県は様々な形で協議をされて、最終形からスタートするというような選択をされたと思うので、ぜひともここはしっかりと実のある組織につくり上げていただきたいというふうに思っております。

それでは最後に、SIGMAの今後の展望について伺いをしたいと思います。

○日野政策総括監Ⅱ 今後の展望でございますけれども、まずは社会とか大学を取り巻く今後の話と、SIGMAをこれからどうするかと二つに分けてお話を

させていたきたいと思います。

まず、AIがとにかくどんないろんな分野に入ってきています。産業の在り方が大きく変わってきているわけなんです。産業人材に求められる資質というのが大きく変わってきている。それに対応するような形で今、教育改革というのが国レベルでも議論されているわけです。例えば、大学というものが文系と理系にあまりにもかちつと分かれ過ぎていたがゆえに、今度高校までかちつと分かれていると。こういう特殊な環境というのは日本だけじゃないかという指摘がなされているわけでありまして、これからはそういった意味で、大学も文系と理系の融合だとか、高校もあまり分離をはっきり分けることなく教育を改革したほうがいいんじゃないかという流れになってきています。

それから、原田委員から先ほどAIの関係の質問があったときに学習指導要領のお話がありました。それに呼応するような形で、二〇三〇年頃のスタートを目指しているというふうに思いますけど、小学校、中学校の学習指導要領が大きく変わろうとしていて、AIというものをどれだけ前提に考えた上で、子供たちに学びの力を育てていくかというような教育の改革というのが進んでいると。

こういった大きなトレンドがありながら、もう一つ大事なことは、この地域において必要な人材というか、そこにいる人材をどうやって育成するのか。そして、その地域の社会というのをこれから維持していくために、どういう人材を育てて活躍してもらうような場も一緒につくっていくのかというのが、もう一つ大きな問題意識として必要なんだろうと思います。

今回、SIGMAというのは、まさにこういったことを究極の目標にしておるわけでございまして、大学に限らずでございすけれども、これは県教育委員会とかも入っております。高校も含めた、広い意味での教育界と、それから産業界、これも経済団体だけではなくて、農林水産業やエッセンシヤ

ルワーカーのこともございますので、医師会の皆さんにも入っていただいております。そういった非常に幅広い皆さん方に入っていただいておりますので、そうした方と非常に大きな議論をしていくことで、地域に本当に必要な人材をどうやって育成していくのか、地域で活躍できる枠組みとしてはどういったことができるんだろうかということを議論して発展していきたいというふうに思っています。

委員から、これまで文科省がやっているいろんなプラットフォームというのは、自治体が真ん中に入っていないくて、いろいろ限界があったというお話もございました。まさに今回、令和七年二月の「知の総和」答申以来、文科省のほうでも気にされているのはそこなんだろうと思います。

私どもは佐賀県が、こうした産学官連携の中核をしっかりと担うんだということとで、私どもが事務局も担当しておりますし、だからといって県庁だけで考えてもいけないので、佐賀大学とか商工会議所連合会さんとよく連携を取りながら、産学官連携、SIGMAという枠組みをつくって、人材の育成から活躍までをトータルで考えていきたいというふうに思っています。

そのことによりまして、例えば、高校と大学の接続といったものを入試とか教育の面でも、これは県内の大学、私大問わずでございすけれども、やっていきたいと思ひますし、産業界と大学の距離をどんどん縮めていくことで、社会人のリカレント教育をどうしていくとか、あるいは大学の学部そのものの学びをどうしていくのかといった骨太の議論というのも今後展開されていくのではないかと考えております。

小学校、中学校、高校、大学、社会というふうに人の人生のステージはつながっておりますので、そうしたところの流れというものをしっかりと意識しながら、佐賀でそういう人材の育成、それから活躍できる流れというのを、このSIGMAの議論や検討を通じて深めていきたいというふうに思っ

ております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

県立大学の構想というか、話があったので、こういった県内の高等教育機関をどうしていくんだというような、このSIGMAということまでたどり着いたのかなというふうには思うわけであります。

ただ、一般質問の答弁で、公立大学の定員割れは現状ないんだと、一方、私立大学では定員割れが五〇%を超えているというような答弁が、何か嫌いな答弁なんですよね。現実なんだけど、だから大丈夫だと、県立であれば大丈夫なんだみたいな、そうじゃなくて、県内全体を考えると、共に立っていくことを考えないかということですね。

二〇四〇年には、文科省の試算では二百五十ぐらいの大学がなくなったり、縮小したりしないといけないというようなことがもう既に発表されているわけですけども、ただ一方では、地方のアクセス、ここはしっかり残さないかんというふうに言い切っているんですけども、具体策は何もないんですね。自助努力も必要だけど、どこかがグリップして一緒になって県内の高等機関を充実させていく方向に持っていけないかんというふうに思うわけです。そのためにはプラットフォームというのに大いに期待しているので、これに参画している人たちが同じ思いでこのプラットフォームを成功に導くような状況をつくっていくように、ぜひいろんなところに、共通認識を持ってやっていけるように動いていってほしいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○藤木委員Ⅱそれでは、通告ではないけれども、用意した三本について質問させていただきます。

今、原田委員さんのほうから県立大学についてというようなテーマで、るる質疑もあっておりました。大変重要なのというか、大変貴重な質疑というような

ことを拝聴させていただいておりましたけれども、続いて、また県立大学ということであれば、聞いている者たちにとっても、なかなか大変だということもありまして、入れ替えまして問三のDNA鑑定の特別監察結果についていうことを先に質問させていただきたいと思います。

県警の科学捜査研究所の職員によるDNA型鑑定の不正問題について、一般警察庁による特別監察の結果が公表されたところであります。その中で百十件の不適切な取り扱いなどが新たに確認されておりますが、こうしたこともあつて直ちに第三者による調査を求めるとか、特別監察に屋上屋を架す対応を求めると、こういった指摘が報道等でなされていることも私は十分に承知いたしております。

しかし、県議会で行うべきことは、そういった世論の関心の高い指摘を行ういつ、實際行われておりますし、そうやって指摘を行いながらも、より本質的な課題とその改善策に対してについて議論することが大変肝要であると私は考えています。すなわち、本事実においては、発生時に県警本部が何ゆえに警察庁に支援を求めなかったのかという点が本質的な課題であると私は認識しております。その点について、しっかりと目を向けさせ、その再発防止対策を組織的かつ継続的に実施させることに尽きると考えます。

警察というのは、基本的に刑事ドラマ一つ見ても皆さん御理解いただけるように、一人で危険な場所に行った場合に大概大変なことになっています。これは厳しい、これは難しい、あつ、これはちよつとまずいと思うときは、必ず無線で仲間を呼びます。それが私たちの知る刑事ドラマの前身であり、警察についての報道の前身もまさしくそうです。あともう一つ言えることは、これは困つたと、これは大変だと思つたときには必ず上司に意見を伺う、判断を求める。こういったことが警察の横の連携と縦のつながり、これが県警本部の基本中の基本だというふうに私は思っていますが、そういった意味においては、横

の連携もそうでしたし、縦の上意下達ということについても大きな失策があったというふうに言わざるを得ないと私は思います。

しかし一方で、警察庁により特別監察が行われて、特別監察の結果とこれまでの県警の調査結果との間に一定の差異が見られた点については、私は異なる立場や手法による検証が行われたことの現れであると。県警本部以外の第三者によるチェック機能が適切に機能した結果であると私は前向きに受け止めます。

その上で、特別監察の結果との間に生じた差異については、県民は県警本部がこの問題について過小に評価したのではないかという疑問を、報道をはじめとして県民の多くの皆様たちが持つていることもまた事実であります。このような疑問に対しては、要因や附属する要因を丁寧に説明し、県民に分かりやすく説明していくことが極めて重要であると考えます。特に特別監察との間に生じた差異が調査手法や評価基準の違いによるものなのか、あるいはその他の要因によるものなのかについて客観的な観点から明らかにすることは、本総務常任委員会のまさしく重大な使命であると考えます。そして、この点について誠実に答えることこそが、県民の不要な臆測や誤解を避けて、県警に対する信頼の維持向上につながるものと考えます。

また、さらに重要なことは、こうした要因を踏まえて責任の所在を過度に強調することや、そうした論調に対して謝罪を求め続けることではなくて、本質を捉えるためにより客観かつ冷静な議論がなされることであります。そうした議論の上で、結果として何らかの結論を得て、その教訓を基に同種事案を二度と発生させないよう再発防止に向けた取組につなげていくことが何より重要であると私は考えています。

そこで、次の二点について、改めてお願いいたします。

一つは、県警察の調査結果と特別監察の実施結果との差異が生じた要因につ

いてであります。

これは先ほど原田委員のほうから質問、そして答弁とあっておりましたけれども、その答弁を踏まえて、より深掘りして答えていただきたい。特別監察の結果と県警によるこれまでの調査結果との間に見られる差異について、その要因をどのように認識しているのかお尋ねいたします。

二点目、今般の事案を通じて得た教訓についてであります。

問題は、逮捕された一職員の問題でございました。しかし、今となつては県警本部全体の問題となっております。一職員の問題は、結局、管理体制の問題が当然指摘されるということになります。でも、今はこれを超えて、県警本部の信頼、そうしたもののそのものの問題となつていると私は思います。

本件については、一連の議論を一つの区切りとする観点からも、今般の事案を通じて得られた教訓、反省、これについてお尋ねします。また、それを今後の警察行政にどのように具体的に生かしていくのかについてもあわせてお尋ねしたいと思います。県警本部長の答弁を願います。

○福田警察本部長　まず、県警察の調査結果と特別監察の実施結果との差異が生じた要因につきましてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、今般の警察庁による特別監察の実施結果と県警察による調査結果では大きな差異が生じております。特に当該職員によるDNA型鑑定のうち不適切な取り扱いが確認されたものの件数につきまして、県警察の調査におきましては、九類型百三十件を確認しておりましたところ、特別監察では二十種類二百三十九件とされております。こういった差が生じたことにつきまして、特別監察の実施結果報告書では、先ほど原田委員からの御質問に際し御答弁申し上げたとおり、その要因としまして、第一に件数の計上に当たつての考え方の違い、第二に鑑定機器の機能等に関し保有する知識の違い、第三に調査において確認することとした事項の違い、そして、第四に調査体制の違い

の四点が掲げられております。

県警察におきましては、令和六年十月に当該職員による鑑定に関する決裁書類に不適切な取り扱いが認められたことを端緒としまして調査体制を確立し、約十一カ月間にわたり、できる限りの確認作業を行ってまいりましたが、特別監察の実施結果報告書において、専門性の高い分野の調査であったことから調査対象や調査方法の検討、調査体制の編成等に当たり一県警察で対応に当たることの限界が認められたと示されておりますとおり、特にそれぞれの担当者の知識量の差や、人数や専門性といった調査体制そのものの差といった事情なども含めまして、申し上げたような複数の要因があったものと考えております。

また、本県が県警察において発生させた不祥事案であり、県警察として責任を持つて対応すべきであると考えたこと、数カ月という期間は見込みであったものの、マンパワーの面からは県警察のみで対応することが可能であると考えたことなどから、当時、県警察において警察庁や科学警察研究所に対して支援を仰ぐには至らなかったものの、先ほど申し述べた要因を踏まえますると令和六年十月の事案発覚後の調査を実施しておりました早い段階で、県警察におきまして、より高度な専門性を有する警察庁や科学警察研究所に対して支援を仰ぐといった措置を講じることが重要であったものと考えております。

今般の事案を通じて得た教訓、それを今後どのように生かしていくのかといったお尋ねに対してお答えいたします。

まず、県警察におきましては、先ほども申し上げましたとおり、本件事案のように的確に対応するために高度な専門性を要する事案が発生した場合には、できるだけ早い段階で警察庁に支援を仰ぐといった措置を講じることが重要であったものと考えております。この点につきましては、警察庁の特別監察の実施結果報告書においても、特別監察の結果を踏まえた警察庁の取組の一つとして不適切事案が発生した場合の早期指導と職員の派遣などと示されているとこ

ろでございます。

また、本件事案が発生した要因としまして、当該職員の職責への自覚が大きく欠落していたことに加え、科学捜査研究所におきます幹部職員による業務管理、公文書の取り扱いなどといった様々な面で大きく改善を要する点があったものと考えております。

こういった点を踏まえた再発防止策としまして、県警察としましては、職員一人一人の高い倫理感の涵養、公文書の適切な取り扱いのための指導、各級幹部職員による適切な業務管理の徹底、科学捜査研究所における体制の見直しとチェック機能の強化のための各種の措置を講じてまいりました。

そして、今般の特別監察の実施結果報告書におきましては、今回の不適切事案が発生した要因が整理された上で、それらに応じた再発防止策が掲げられており、取り組むべき詳細な項目が示されております。

県警察におきまして、その中で実施に至っていないものは早急に対応し、また、実施しているものにつきましても、その在り方を一から徹底して見直すことにより、さらに実効あるものとしてまいります。そして、多くの措置の中の、特に職務倫理や業務管理、公文書管理、不適切事案が発生した場合の対応といった面は、これは科学捜査研究所のみならず、県警察全体として受け止め、しっかりと対応してまいります。

加えまして、これは再発防止策の面とは少し離れますが、県警察からの、県民の方々、県議会の皆様に対する本件事案の説明という面についても、ここで申し上げさせていただきます。

今回の事案は、DNA型鑑定という非常に専門的で技術的な分野に係るものであります。そういったことを踏まえますと、こういった資料をお示しし、こういった御説明によれば、事実関係やその評価、重大性をより広く、より正確にお伝えでき、御理解いただけるのかといった面におきまして、本件事案を

公表した当初から真に適切な対応を講じることができていたのか、私どもとして振り返るべき点は多いものと考えております。それはいわば県民の視線を大切にする、また、正しく情報を伝える、十分に説明を尽くすということではないかと思います。

県警察におきまして、今後の各種の警察行政の遂行に当たり、いま一度その認識を新たにしたいと考えてございます。

改めまして、警察行政は県民の信頼、理解と協力を得てこそ成り立つものと考えております。

県警察としまして、本件事案の発生を受けた各種の再発防止策を確実に推進するとともに、日々の警察活動、警察行政に当たり、安全・安心を実感できる佐賀県の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤木委員 〓るる誠意ある答弁をいただいたものと思っております。

今回の六月定例県議会における福田本部長の答弁、真摯な答弁、そして、今の教訓とその反省、そして、二度とこのようなことをさせないという事後の対策等についてもしっかりと受け止めました。

これから、福田本部長の下で県警察の信頼回復、そのためにも、本県が、今ある詐欺事件の問題であるとか、交通事故案の問題であるとか様々な問題において、県警に頼るところ大であります。福田本部長の下で、これからしっかりと本来の業務である各種活動を通じて、佐賀県警察本部の信頼回復に努めていただきたいと、私のほうから希望するものであります。

この問題については、これで終わります。

二点目、自転車等の法改正等について。

これについては今回の六月定例県議会でも坂口議員等から随分この話があつておりました。非常に説得力のある議論だったし、非常に論点を明確化された

質疑があつたと私も思っておりますし、私自身もちよつと正直言つてこのことについては深く憂慮いたしております。

そういう意味において、改めてこの総務常任委員会で問い合わせをしたいと思つて、問いの二番目に、この問題を取り上げさせていただくことに決めました。

少し長くなりますが、令和六年五月に自転車の交通事故防止を目的として、道路交通法の改正が行われ、自転車の一定の交通違反に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が本年四月から導入されました。もう導入されております。

青切符制度の導入から二カ月以上が経過したところでありますが、スマートフォンながら運転や傘差し運転が反則金の対象となるなど、違反の内容によつては一万円以上の負担が生じる内容となっており、県民生活に大きな影響を与えています。

しかしながら、特に大学生などの若年層においては、法改正があつたことは知っているが、青切符制度の交通ルールを十分に理解していないという実態があり、遵法意識があつても違反行為を行っている可能性があると聞き及んでおります。

昨日の午後八時ぐらいでしたか、私は市内で車を運転しておりました。その状況の中で、中学生なのか高校生なのか分かりませんが、部活帰りだったと思いますが、当然並走しておりました。おしゃべりしながら並走しておりました。一団のものと言うべきか、七、八人の子供たちが交差点を、その「あらお花屋」さんの前の話でございます。佐賀弁で言うところ、ぶいぶいぶいというのかしら、よく分からん、とにかく急いで渡っていましたね。それは並走されていたし、談笑しておつたし、灯火はされておつたけれども、明らかにこれは違反だよなというふうに、私自身が今この問題を取り上げて勉強中だったがゆえに、

やっぱこういう現場というものは、本当に普通にあることだなというふうに思うし、今ここに県警がいれば、当然彼らは一網打尽で少ないお小遣いであろう五千元、一万円を召し上げられることに恐らくなったはずであります。

そうこうして、北上しておりましたら、今度は同じように逆走してくる大人の自転車がありました。左側通行が前提だということを、私は今ここで普通に学んでおりますけれども、普通に逆走している自転車を見ました。

そういう意味において言うと、今の現況は、恐らく青切符制度、法の改正があったことは、何となく子供たちにとっても理解もしているし、そういう事実を恐らく私は認識しているんだろうと思うけれども、具体的にそれがどういう自転車を運転するに当たって、結果としてそれが違反するかどうかということになるのかということにまでは恐らく至っていないのではないかなというふうに私は思いました。状態として、これが一旦停止せずに車が発進する。車が逆走する。不法に駐車し続ける。もうそれが結果的に、大人の自動車運転者たちが道路交通法においてどのような影響があるのかをちゃんと知っているからそのようないふことはしない。しかし、それはもう罰金だから、点数引かれるからであります。そういうことが分かっているから、私たちはそういうことはしない。

しかし、子供たちはそういうことがあっているだろうけれども、実際にそういうことになったら、青切符を切られたら、自分たちの暮らしがどういふうになるのかということを全く想定できていないから、普通にそういうような今までと変わらぬ交通環境の中に彼らはあるということだと私は思います。

最近では、新聞やテレビから情報を得ない若年層も多い中で、このような法改正について、公布から施行まで二年近くあったにもかかわらず、実効性ある普及啓発が十分に行われていたとは言いがたいと感じています。

自転車の交通ルールが十分知らされないまま、反則金や厳しい取り締まりだけが先行することは適切ではなく、単なる広報にとどまらない、より実効性の

ある取組が必要ではないかと考えています。

一般質問における警察の答弁では、県下の六つの高校を自転車マナーアップモデル校として指定し、自転車の安全運転のための取組を実施しているのとこととでありましたけれども、その答弁を聞いて、こんな取組だけでは全く不十分であると私は感じました。加えて、中高生をはじめとした若年層に対しては単なる周知にとどまらず、教育委員会と連携し、警察官による学校での指導や座学、映像等を活用した体系的な交通安全教育の充実など、運転者としての責任を早い段階から自覚させる取組が必要であると考えています。同じ交通環境の中におけるのは、小学生だって同じであります。その段階で、例えば、しっかりと小学校の頃から教えてさえいればということだってありますよね。

また、追い越しのための右側部分、はみ出し禁止区間における自動車と自転車の関係では、実際の道路上での具体的な運用について極めて分かりにくい上、ルール上、自動車が自転車を追い越せないなど納得できない部分もあります。今回の一般質問において、その点について詳しく坂口県議がただしておりました。さらに自転車でも右左折等をする際に自転車の乗り手は手信号による合図が義務化されております。しかし、片手運転となりますし、交通事故のリスクが高まります。片手運転ですからね。そういった理由によりほとんど実践されておらず、ルールが実態として機能していない状況にあることから、この点については、必要な法改正等について、県警察から警察庁や関係省庁等への働きかけも必要ではないかと感じています。

自転車でも右左折するときに、左折のときは手を折り曲げる、右折のときは右手を横にというか、斜め下になんていうようなことになっているけれども、例えば、自転車工業会というか、日本の産業界において自転車をつくるときに、ボタン一つで、例えば、この自転車は右折しますよとシグナルというか、ウインカーみたいなもの、小さなウインカーでも、そういったものを装備する自転車じゃ

ないと販売することはできないとか、そういったことができないはずはないと思いますね。そういったことに気づかないし、そういったことに規制をかけようとか、そうしたほうがいいんじゃないかという議論がないから、そういうふうな手作業で、实际的にあつてはいないし、ありもしない、取り締まりもしない、そういう信号の角というんですかね、交差点の右左折ということが現実に行われているわけがあります。

佐賀県は他県と比べても比較的平たんな地形が多くて、多くの県民が身近な交通手段として自転車を利用している一方で、自転車と歩行者が接触し、相手に重大な傷害を負わせたり、場合によっては死亡に至る事案も発生しており、そのリスクは自動車事故と変わらない側面があります。

佐賀県では、県が所管している「佐賀県交通安全の確保に関する条例」において、自転車損害賠償保険等への加入が努力義務とされています。他県では義務だそうです。しかし、うちは努力義務だそうです。そういったことで、保険等に加わっていない県民も一定数いるものと聞き及んでいます。このため、交通事故により傷害を負っても、加害者が無保険である場合には被害者が十分な補償を受けられないリスクが存在しています。また、自分及び自分の家族が事故を起こして死亡させた場合、また、重篤な障害者とさせてしまった場合の補償など、保険がないということになれば、その加害者の今と未来は本当に大変なことになります。私はこのような事態を防ぐためにも、保険への加入を義務化することを内容とする条例改正が必要ではないかと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

一つ、自転車の交通ルールに関する広報・啓発や交通安全教育の在り方についてであります。

自転車の交通ルールに関する若年層を含めた実効性のある広報・啓発や交通安全教育について、今後どのように取り組んでいくのか。実効性のある広報・

啓発や交通安全教育についてということでございます。どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。これは交通企画課長に答弁を願いたいと思います。二点目は、自転車の交通ルールの実効性を確保するための取組についてということでございます。

自転車の交通ルールは、自転車の手信号などルールが実態として機能しておらず、実効性が確保されていない部分も認められ、法改正等を県警察から警察庁へ、他省庁等へ訴えていくことも必要だと感じております。

もう一回言いますね。自転車の交通ルールは、自転車の手信号などルールが実態として機能しておらず、実効性が確保されていない部分も認められ、法改正等を県警察から警察庁や他省庁等へ訴えていくことも必要だと感じております。

我々が日常得られたこの気づきを誰かがその所管たる、今回でいえば警察庁からも分からないし、経済産業省からも分からないし、国土交通省からも分かりません。いずれにしても、そういった省庁等へ私たちの日常の気づきについて訴えていくことも必要だと感じております。この点については、県警察を代表する警察本部長としてその所感をお伺いしたいと思います。

三点目、先ほど申しました自転車の損害賠償保険等への加入の義務化であります。

うちの県だけ努力義務であつて、長崎県も福岡県も九州各県は義務化されているというふうにお伺いいたしておりますが、自転車の損害賠償保険等への加入義務化に向けて、県に対して県警察としてどのように働きかけを行っていくのかお尋ねします。

意味は、別に警察の条例ではないと。警察が発議している条例ではなく、県のくらしの安心安全課だったかな、そこが所管している条例です。だから、本来であれば現行のこの状態を改善していく一義的な責任は県執行部にあります。

ありますが、この交通安全対策等について所管している警察庁に対し、県警本部のほうから実態に即した日常の諸課題等について、その努力義務は義務化したほうが、条例は改正するべきではないかという現場の声を、私どももやりませんが、県議会のほうからもそうあるように指導、忠告、助言、そういったことについては働きかけを行っていただきたいと思います。その点については交通企画課長に答弁を求めたいと思いますが、答弁のほどよろしくお願いします。

○原口交通企画課長　まず、一点目の交通ルールに関する広報・啓発や交通安全教育の在り方について御答弁申し上げます。

まず、検挙状況でございます。本年四月から五月末までの県内における自転車の交通違反の検挙につきましては、七十六件の七十六人という状況でございます。このうち、改正法に基づく交通反則通告制度、いわゆる青切符制度による違反の検挙は六十五件の六十五人となっております。検挙状況について、その違反種別を見ますと、自転車運転時の携帯電話使用等の違反が六十五件の六十五人、酒気帯び運転が九件の九人となっております。

また、違反者についてその属性を見ますと、大学生が三十六人、高校生が十三人という状況でございます。大学生と高校生で全体の約六四％を占めております。

委員御指摘のとおり、自転車に関する交通ルールについて、県民、とりわけ若年層への周知をより実効あるものとするのが重要であると認識しております。

こうしたことから、県警察におきましては、例えば、大学生に対しては、自転車に関する交通ルールや交通マナーを改めて周知し、理解、実践してもらうため、大学の構内において自転車を利用する学生に直接、リーフレットを配布して説明するなどしております。

また、高校生に対しましては、佐賀県高等学校生徒指導連盟と連携しまして、自転車マナーアップモデル校の指定や県下一斉の自転車街頭指導、各高校における自転車シミュレーターを活用した交通安全教育の開催といった取組を講じるなどしております。

さらに、小学生や中学生に対しましては、警察官が小学校や中学校に赴き、自転車の乗り方などを指導する交通安全教室などの取組を講じております。しかしながら、委員御指摘のとおりでございます。自転車の交通反則通告制度や交通ルールの若年層への周知という点については、若年層におきまして、制度を真に理解し、ルールが広く実践されるには、さらなる課題も認められるところでございまして、今後は、特に若年層を対象に自転車の交通ルールをさらに浸透させるための取組が必要であると考えております。

そこで例えば、大学生に対しましては、学生ボランティアやサークルと協働しまして、自転車の交通ルールについて、学生自らが発信元となって、学内や地域に広めるための取組を検討しております。

また、高校生や中学生に対しましては、交通安全教育について、これまで各学校の生徒指導担当者等にその多くを対応いただいていた実態を踏まえまして、今後は全校集会やホームルームの機会を捉え、たとえ短時間であっても、警察官が制服姿で実施することにより、より学生の意識を高めてもらうといった取組を検討したいと考えております。

こういった新たな取組に加えまして、SNSによる情報発信も展開するなどしまして、引き続き若い世代を重点とした効果的なアプローチを重視することによりまして、自転車のルール遵守とマナーアップについて、より広くその理解と実践を促してまいります。

以上でございます。

続きまして、三つ目の自転車の損害賠償保険等への加入の義務化に向けた取

組について御答弁申し上げます。

委員御指摘のとおり、佐賀県におきましては、自転車損害賠償保険等への加入につきましては、佐賀県交通安全の確保に関する条例において、努力義務とされております。

全国的には、自転車の交通事故により高額な損害賠償責任を負う事例も発生しております。自転車損害賠償保険等への加入促進は、被害者救済や加害者である自転車利用者への経済的負担の軽減を図る上で重要なものであると認識しております。

県警察としましては、自転車利用者の安全確保と被害者保護の観点から、自転車損害賠償保険等への加入促進に向けた広報・啓発に努めてまいりたいと考えております。

そしてまた、佐賀県におきましては、県、県警察、交通安全協会、学校関係などの関係機関や団体で構成される佐賀県交通安全対策協議会におきまして、県を挙げての交通安全対策に取り組んでいるところでございますので、こういった協議会をはじめとする意見交換の場において必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○福田警察本部長⇨自転車の交通ルールの実効性を確保するための取組についてお答えいたします。

前提としまして、自転車の交通ルールにつきましては、自転車利用者の安全確保と交通秩序の維持を図ることを目的に、道路交通法等において規定が設けられております。

今般、自転車の交通反則通告制度が導入されたことなどによりまして、委員御指摘のとおり、自転車の交通ルールについて県民の関心もより大きく高まっているものと認識しております。

そして、その中で、例えば、交通ルールの中には、委員御指摘の自転車の利用時の手信号など、必ずしもその実態に即していないものもあるのではないかなどといった御指摘もあるところであります。

また、一般質問の際にも御答弁申し上げたように、例えば、県内におきましても、各地域や各路線の具体的な状況によりましては、自転車が歩道を走行することについて、必ずしもそれが常に不適切であるとは言えない場合もあるのではないかなどといった御指摘もあるところであります。自転車の利用者も含め、歩行者も自動車も、全ての道路利用者が安全に安心して通行できる道路環境の実現は県民共通の願いであると考えております。

そのため、こういった各地域、各地区における交通実態をはじめ、様々な関連状況や情勢変化が十分に勘案された上で、必要に応じ、あるべきルールについて検討が重ねられることは大切なことであると考えております。

県警察としましては、まずは、自転車に係る様々な交通ルールに関して、県内のそれぞれの地域における実際の交通実態に基づく多くの御意見や御指摘について、要すれば、そのルールの必要性や有効性を広く丁寧に御説明する努力を大切にしたいと考えております。

そしてまた、そういった、いわば現場の実態、地域の実情も踏まえた御意見や御指摘、県警察に対してもそういった御意見や御指摘が寄せられていることについては、交通ルールの在り方を含め、関連制度自体を所管する警察庁とも共有させていただきたいと考えております。

またあわせて、他省庁への要望の是非につきましても、これもまずは警察庁と相談させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○藤木委員⇨確認ですが、交通企画課長からする説明をしていただきました。実効性のあるということについて改めて私はお話しさせていただいたの

で、例えば、僕の地元は小城市三日月町なんですけれども、三日月、この小城市選挙区において四つの中学校、または二つの高校があります。全教室のホールームでということまでは申しませんが、例えば、小城警察署交通課職員が、牛津高校の全校集会、または小城高校の全校集会、または三日月中学校の全校集会等で、警察官のその姿のままに今回の青切符制度の導入、その影響等についてしっかりとレクチャーをされるというような認識でよろしいでしょうか。

○原口交通企画課長 委員御指摘のとおり、私どもといたしましても積極的に学校に向きまして、そういう交通安全教育の場を設けて、しっかりと理解と実践に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤木委員 最後は僕のほうからお願いですが、この制度が出来上がることは、その内実、実態があったわけでありまして。私自身もこの議会に来るに当たって、何回となく急に飛び出してくるこの自転車を引きそうになったことは何度もあります。助かったんです僕は、運がよかったです。引かなかった。でも、仮にそのときに引いてしまっても、その責任は私に恐らく来るんだろうと思いますね。どんなに彼らが無謀に自転車を運転しておったにしても、私の車は一トン、もしくは二トンもあるんだろうし、止まり切れなかったというようなことはあるかもしれない。でも、それは大人であつても子供であつても、結局同じであります。そういう意味においては、やはり自転車を運転する、その者たちに対して一罰百戒です。気をつけさせる必要性があります。

そういう意味においては、子供であろうと何だろうと、やはりそういった交通事故犯、自転車による交通違反等があった場合、速やかにその点については青切符を切って、一罰百戒、本当に多くの子供たちに、これはまずいと知らしめることこそが、佐賀県内の交通安全の確保に一番の早道かも知れない。制度

ができました、しっかりと対応を願いたいと思います。

私のほうからは以上です。

最後になります。県立大学について伺いいたします。

まず質問する前に僕はお伺いしたいのは、先ほどの質問の中に、本丸ではないんだけれども、SIGMAという言葉が出てきました。「さが高等教育構想プラットフォーム(SIGMA)」、僕はもうこのプラットフォームなる言葉自体も、僕が知らないのは教養のなさということかもしれないけれども、どれだけの人たちがプラットフォームなる言葉の意味を知っているのかということもあるんだけれど、その次にSIGMA、それでは、なぜSIGMAなのかとSIGMAをどれだけの人たちが、どこでもそうですよね。「UC5+」やっただけ、その言葉だけでは何をやりたいのか、何をやっているのか、そのSIGMAに込められた意味、思い、背景、そういったことがちつとも分からないままに、何か行政用語として私たちの前に書面で出てまいります。確かに永田町や霞が関のほうではそういった言葉が普通に通用する、そういったものとして受け取り、発信、そりやそうかもしれない。

しかし、我々は末端自治体——末端自治体ではないけれども、一地方自治体の置かれているこの状況の中で、やはり県民に根差した県民の理解を求めるといういった用語で、議会もしくは県民にも説明をしていただきたいと改めて思います。なぜSIGMAなのか、あともって関係者の人たちから、私のほうに説明に来ていただきたいと思います。

それでは、質問の一、もう今度から一問一答でいきます。

包括的な承認についてです。

県立大学は多額の財政支出を伴い、設置することとなれば、今後数十年、小城高校は百二十年というんだから、県立大学をつくって三十年で終わってしまうわけにはまいりません。数十年にわたり運営していかなければ、数十年、百

年にわたって運営していかなければならない大切な大きな事業ですが、県立大学を設置することについて議会の包括的な承認をなぜ求めなかったのか、なぜ求めてこないのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○林政策総括監Ⅱ包括的な承認について、なぜ求めないのか、求めてこなかったのかという御質問でしたが、包括的な承認というのは、全面委任になるようなものというのが、今の地方自治制度の中では、そうしたものは存在しないのではないかなと思っています。

執行部側といたしましては、その場面場面で、議会にその都度必要な議案を提案して、議会においてチェックしていただき議論していただくものというふうに考えております。

例えば、一般的に施設整備においては、基本構想や基本計画、その次は設計、そして整備と、段階を踏んでその都度、予算案を議会に提出して議決を受けるということになります。一番最初の基本構想なり、基本計画なりの予算を議決いただいたからといって、施設整備の予算まで当然議決されるというような性格のものではないと思っています。

これまでも県立大学につきましては、調査予算、専門家チームを交えて検討を進めるための予算、そして設計予算と、その都度必要な議案を提案して、議会のチェック、御審議をいただいております。

今後も必要な議案をその都度提出して御審議いただきたいと考えております。以上です。

○藤本委員Ⅱそれでは、包括的な承認というもののそのもの、包括的承認ということそのものを、何というのか、制度としてというか、例えば、設計に入る。今回の設計に、特に今回は建設予算に踏み込む、数百億円の規模の、二百億円と言われているような規模の事業でございますけれども、そこを抛出するということとは、結果的にそれを認める。結果的に全会一致ということはありません。

誰かは反対する者たちもいるだろうし、否決されることだってあるかもしれないし。でも可決されれば、もう事業予算というものは認めるということになるわけだから、着工はどんどん進んでいくことになって、もう今さらそれを反対というような、その是非のレベルで反対というわけにもいかず、それが僕は包括的承認の一つの姿だと私は思うけど、その前の設計段階に入るとか、基本設計の場合から実施設計に入るとか、そういったカテゴリーから具体的に一歩踏み込んだ感じ、そういったことについては、これはもう半ば包括的な承認というような意味合いで議会に提案していますというふうなメッセージ等があれば、また議案に対する取り扱いということについても大きな意味があったんだろうというふうに私は考えるわけであります。

包括的承認を得るということ自体を認めないということであれば、ちょっと先になかなか行かれんな。それでも続けます。

僕が聞きたかったことは、議会の包括的な承認を得ないまま進めるデメリットって何だったんだろうということがお伺いしたい。議会の包括的な承認を得ないまま進めるデメリットとは何であり、議会の包括的承認を得て進めるメリットとは何なのか、そこをお示しただきたかったんだけど、とにかく手続論的にそうではないと言っても、お答えできる程度で結構ですから、答えてください。

○林政策総括監Ⅱ議会の包括的承認を得ないまま進めるデメリットについての認識というお尋ねかと思いますが、ちょっと繰り返しますけれども、包括的な承認というような全面委任ではなくて、我々としたしましては、場面場面で必要な議案を提案して御説明して、議会においてチェックして議論していただくものだというふうに考えておりますので、それがデメリットかどうかとかいった認識は特段持ち合わせておりません。

以上です。

○藤木委員Ⅱじゃ、分かりました。もうその点については、質問しようと思っておったことについてはもう質問いたしません、先ほど中島政策企画監のほうから、佐賀新聞及びサガテレビの県民アンケート四六・八%、また六十数%の前向きな回答が出たという答弁がありました。これをもって一定の理解を得たというふうな答弁があつておりました。これを信任されたと理解する根拠は何でしょうか。

○林政策総括監Ⅱ先ほど富田委員とのやり取りの中で、地元のメディアの世論調査についての御質疑がございました。

中島政策企画監からは、その地元紙の数値、それから地元テレビ局の数値として賛成と反対があるものの、どちらかという意思が示された中では、反対のおよそ二倍の方が賛意を示されているという事実がありますということを御答弁申し上げたというふうに思っております。

委員、先ほどこれで信任を得たと認識しているのではという御質問だったと思いますけれども、私どもの認識としては、賛成、反対というものがそこに数字としてあるということを御紹介申し上げただけで、我々としてはこの世論調査の結果というのは、一つの要素だとは思いますが、それが上がったから下がったからとかいう形で一喜一憂しないといえますか、ちゃんと佐賀県の将来にとって県立大学が必要だというふうに考えて、毎回内容を説明し、議案を御提案して御審議いただいているものでございます。

以上です。

○藤木委員Ⅱ一定の信任を得たというような答弁があつておりましたので、改めて聞かせていただいたんですが、実際、佐賀新聞及びサガテレビのほうにどのような質問だったかということについて問い合わせをしてみたところ、その記事、またはその報道の画像等を見せていただけたんですが、客観的に見て、今ある状況というか、前提なく県立大学が必要ですか、県立大学に賛

成ですかと問われたら四六・八%、県立大学については賛成ですかというふうに問うたら六十数%の人たちが賛成したということであります。これはぱつと思いつきですけど、例えば、家庭でベントを買いますと言われて、賛成ですか反対ですかと言われれば賛成ですと言う。ところが、千五百万円かかりますと言ったら、まず真つ先にお嫁さんが反対ですと言います。家族も反対です。例えば、本県で九州佐賀国際空港を九州のハブ空港にしますと、賛成ですか反対ですかと言われれば、佐賀県の多くの人たちは賛成ですと恐らく言うでしょう。しかし、佐賀県の持ち出しは六千億円ですと言われれば、いや、それは反対ですと恐らくなるんだろうと思う。

実際、県民の理解は、賛成の根拠、または反対の根拠、反対もよく分からない理由で反対しているかも知らないし、賛成もよく分からない理由で賛成しているのかも分からない。だから、そういう意味では、先ほど富田委員の中島政策企画監に対する世論調査の話を受けて、これはまさしく賛成は賛成のゆえん、反対は反対のゆえんについて、全くそれは張り子の虎であると。言った結果であると。逆にこれを基にその答弁をするなら、まさしく四六・八%と六〇数%の話が前面に出てくるのであれば、逆に知事以下執行部の皆さんたちの県議会及び県民に対する印象操作以外の何物でもないと思います。

改めて大学設置を進める根拠となる県民の理解、もっと言えば推進を願う判断の度合いをどのようにはかるつもりなのかということをお示しいただきたい。○林政策総括監Ⅱ県民の方々に関心を持っていたいて、この県立大学について考えていただく、そうしたことは非常に重要だと思っております。ですが、我々といましては、県立大学は佐賀県の将来に必要なだと思つて、そのための議案を御提案したり、また、説明をしたりですとか、これまでも様々なやり取りを議会の中でさせていただいております、まさに議決をもつて着実に前に進められるように我々は議論を尽くしていきたいというふうに考えておりま

すので、県民理解にその判断を委ねるとか、そういったことというよりも、県議会での議論のやり取りということを深めて、必要な予算をちゃんと御提案して御審議いただくということが大事だというふうに考えております。

以上です。

○藤木委員Ⅱしかし、今回の県立大学の設置は、まさしく県民の子弟、また、これを後援する保護者の皆様たちの理解、また、それをつくる県民の血税によってであります。私のほうから百万円は少ないけれども、二百億円はでかいと言うわけありませんよ。百万円も大切です。十万円だって血税ですから、本当に血道を上げて働いたその成果を、自動的に引き落として取られているこの状況の中で、税の議論というのは本当に今、国のほうでもしつかりと議論されているその税によって、二百億円もお金、また、二百億円では済まないお金が今後何十年にわたって動いていくということになっているから、県民の応援、県民の理解、この県民の理解なくして高まった熟度、その熟度の高い県民の理解が私たちに各種の議案を進めるのか、慎重さを求めているのかということの枝分かれであります。

林政策総括監は、議会に対して真摯にその議案を求めて御審議いただくと云うけれども、私たちは単独でここに在るわけではなくて、非常勤の特別公務員として常に県民のただ中であつて、この問題の議論の意向を受けて、判断を受けて、私たちは今、この県立大学というものと向き合っているわけであります。

そういう意味において、県民の熟度のある納得する理解の基に、逆に言えば、説得力のある反対を基に、そこでの調整の上で僕らはここに在るということ。そういう意味において、林政策総括監の言う県民の理解ということについて、全く言及はされませんでしたけれども、県民の理解を求めていくということについてどのようななさるおつもりかということをお聞きか、そしたら、よろしくお願ひします。

○林政策総括監Ⅱ県立大学は、地域に愛され、成長し続ける大学でありたいというふうに考えて、開学を令和十一年四月として準備を進めてきたところです。県民の方々、それぞれ世代によっても関心事とも異なりますので、学齢期のお子さんがある方、また、企業の方々、関わり方がそれぞれ違うと思いますし、また、そういう関わりがない方でも佐賀県政が県立大学をつくらうとしているんだということに関心を持っていたきたいというふうには考えておりますので、県民の方々に関心を寄せていただくための周知広報はやっていきたいと思っております。

ただ、重ねてになりますが、先ほど県民世論調査の御紹介がございましたけれども、我々はその賛成が増えたとか、反対が増えたからとかいう形で一喜一憂するのではなくて、それを一つの要素としながらも、佐賀県の未来にとって何が大事なのかと、こういうことを考えながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤木委員Ⅱ最初の包括的承認の是非ということについて、そこをそもそもとして認めないということになったから、話が随分あっちゃこっちゃになっちゃって、議論が散らばっていることについては正直反省しますが、恐らくこう言ったからというわけではないけれども、マスコミ各社だって、今度は前提つき、条件付きで世論調査を行うことになりました、なるかもしれない。なりますと、ならないかもしれないけど、前提つきでなるかもしれない。

つまり、我々は慎重な対応を求め続けているわけです。その先の負担、人口の問題、入学定員を確保できるかどうか、また、それが県の財政にどのような大きな影響があるのか、そういった一切合財ひっくるめて心配だから慎重な姿勢を示し続けているだけで、そういうようなことの一つ一つを前提とした上で、世論調査の結果が思わしくない。ただ欲しいというんだったら欲しい。でも、

こういう条件や前提がついたら欲しくないという人、欲しいという人が二割を超えなかったといった場合、それでもこれは進めていくと、強く進めていくということになるのかということです。

私としては、その本来的な質問は、何割ぐらいが賛成ということになればこの事業の妥当性、県民から包括的な承認を得たというふうに理解しますかと聞きたかったんだけど、そういうデータに一喜一憂しないという、そんな数字が幾ら出たとしても我々は関知しないというふうになれば、県民の声は全く県政に届かないということになるんだけれども、仮に前提条件付きで、千人規模の世論調査が正確に出た場合、賛成が二割、三割程度にとどまった場合、反対が賛成を大きく上回った場合、そういった場合でも、これを一旦立ち止まって再整理することになるのかならないのかと、県民の声ということについてどのようにお考えか、改めてお伺いします。

○林政策総括監Ⅱのような前提条件がつかつかないかとかいったことに関して、今何か仮定のお話にお答えできる材料は持っておりませんが、私どもといたしましては、大学が設置できないことのほうが佐賀県の将来にとって大きな損失ではないかというふうに考えて、今、県立大学の事業を、開学を見据えて進めているというところでございます。

以上です。

○藤木委員Ⅱ先ほどの富田委員の質疑の中にもありましたけれども、今の広報について話をさせていただくと、県立大学の話はもう決まった事実であるでしょうというのが多くの県民の理解ということになっています。そうじゃないよと、今本当に真摯な議論を、一生懸命前に進むも、引くも、立ち止まるも、真摯な議論が行われていますよ、まだ決まっているわけではありません。何も包括的承認をしたわけではありませんからというように言うのと、あら決まっておらんとねと、決まっておらんならまだ私は本当に反対するという人た

ちが大変多いと思います。別に私が反対を誘発させる議論しているわけじゃない。議員各位は恐らく四月、五月は総会シーズンだったし、相当程度の人々と酒も酌み交わしながら、酌み交わさずとも意見交換の機会を得て、この問題については随分と意見を受けたんだろうと思います。僕の周り、自民党派十七人はそういった考えが多いので、ほかの会派の人たちはよく分からないけれども、ランダムにお付き合いをしている多くの県民のほうから、このことについて理解が進んでいるようにはちよつと正直思えないんですね。

そういった状況の中で進めていくということについては、ちよつと無理筋なんじゃないかなと。もしそうであるならば、県民の理解を求める作業、県立大学をいかにすばらしい大学にしていくなかという作業と同時に、県立大学の設置の目的、また、設置するそのメリット、デメリットもひつくるめて真摯な議論を県民にじかにやっぱやっていく必要性があつて、大多数の県民がこれを望む、喜ぶ、そのリスクもコストもひつくるめて理解した上で、藤木議員、あなた慎重とやろうと。いやいや、そりやそうかもしれんけど、我々もこのことについては県の広報等でよく理解することができて、じゃ、慎重から積極へと前向きに考えを改めてくれませんかというようなことが地域社会の多くの人々から聞こえてくることを待ち望んでいたりします。でも、今はそうじゃ全くない。それは富田委員の質疑の中で富田委員が実際に感じていることであるし、僕らの会派の中では、現実的にはそういうものだとこのことを確認し合っているような状況でございます。世論は好転しないねというのが基本線であります。

改めて政策部長にお伺いいたしますけれども、この県民の理解の増進ということについて、まず急がば回れで、県民理解の増進、その理解は、いいことだけではなくて、しっかりとそのリスクやコスト、将来にわたる負担等もひつくるめたところで、県民の血税によって県民のための大学をつくらうとしている

のだから、そういう一切ひつくるめたところで、県民皆、多くの皆さんたちの理解を求める努力ということはあつてしかるべきだと思うんだけど、その点について前田政策部長に所見をお伺いしたいと思います。

○前田政策部長Ⅱ県民の理解を深めていくということでの御質問だと受け止めております。

県民世論調査の結果を引き合いにいろいろ御答弁申し上げましたけれども、私どもとしては一定程度理解をされているものと思いつつも、ただ、いわばこの新たな大学なんですけれども、過去のイメージやモードで捉えられている方もいらっしゃるものと思います。そうしたことは分からないとか、反対という意見になられている方も一定いらっしゃるのかなと思います。

それで、今日の答弁の中でもお話を差し上げたと思いますが、県立大学につきましては、大学生のための大学ということだけではございませんで、これからの地域において必要な知の拠点であるといったようなこともございます。ですから、地域との連携、産業との連携とか、いろいろ役割というものがあるわけなんですけれども、こうしたことについて、要するに佐賀県立大学が目指す特有の意義でありますとか、果たすべき役割、こうしたものについて、さらに県民の方に理解が深まっていく努力、これは、きちんと行う必要があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○藤木委員Ⅱいずれにしても、政策チームの皆さんたちが、この県立大学をよきものとしてスタートさせるための仕組みづくりは、それは一生懸命やっていただく。しかし、結果的に県民の理解得られぬままでは、我々はこれを素直に喜んで可決するということにはなかなかならない。多くの県民の皆様たちが、大学ですからね、やっぱり望まれて、祝福されて、そして、船出をしていく姿でなければならん、そういう性質のものだと私は思います。

そういう意味において言うと、県民や多くの皆さんたちが、この大学設置について、よくぞ思い立ってくれた、よくぞここまで進めてくれた、よくぞこれを開学までこぎ着けてくれた、多くの皆さんたちにもその労をねぎらいたいという県民の声、声、声、そういったことが、私たち議会が、あなたたちにとってあり得ない話なのかもしれないけれども、包括的な承認をした姿であり、さらなる前進するエネルギーそのものだと私は思います。我々は権力です。しかし、その権力の対抗概念は実力であります。実力とは何か、有権者であり、納税者であります。その実力たる納税者の理解が進まぬままに、よき大学を構想していくだけでこの問題が完結するとは到底思えないので、そういった意味では、しっかりとそのリスクもひつくるめて、コストもひつくるめて、繰り返しになりますけれども、県民理解を求めて、努力していく姿を心から求めたいと思います。

先ほど僕は交通企画課長のほうに、小城警察署の交通課の職員が小城高校、牛津高校の全校集会に行く姿ということですかと聞いたら、そりやそうですというふうな話をされました。僕に言わせれば、三日月中学校の育友会の会長さんたちとか、小城高校の育友会の会長さんたちが一連のものとして、こんなすばらしい大学の建設に、先生もう慎重じゃなくて積極的に進めてもらわんばいかぬですよとか、地域の産業界の人たちが県立大学の設置を心から望むけん、我々としてはぜひにもつくってもらいたいと期待しているのにということが、いろんな総会であるとか、会食先であるとか、会議の過程の中で、そんな話になっていくこと、それが最も大切なことだと私は思っているのです、そんなような状況づくりのために、力の半分以上注いでいただきたいと私のほうから強く申し上げておきます。

二番目、設置を前提とした進め方ということでございます。これは西久保委員長が本会議場で言われておったようなことであります。

県立大学について必要な予算をその都度提出するので、その都度審議していただきたいとの説明があり、これまで校舎の設計や佐賀総合庁舎等の移転、広報に係る予算などについて審議し、承認してきました。

しかしながら、大学を設置する前提が確定していない中で、先ほども林政策総括監のお話じゃないけれども、その都度その都度審議してやっていくという手法でございますので、包括的な承認をしているわけではない。反対意見はあったけれども、あの議案を可決するということは、そもそも前提として包括的な承認をしたと。反対やつたばつてん、もう実際その議案は通ったんだからもう反対は賛成に転じて前に進めるように、みんなで知恵の総和として様々な意見具申をしていこうじゃないかというような状況になっているわけではない。こういった大学を設置する前提が確定していない中で、開学の時期が示されるなど、あたかも開学が既定路線であるかのような広報や宣伝が行われていることについて強い疑念を抱いています。

今回の一般質問においても話はされておりましたけれども、先ほど富田委員の話もそうでしたけれども、私も改めてこのことについて問います。

バスの宣伝のケースです。映画の話もそうでしょう。ネットの中においてもそうなのかもしれません。しかし、バスの宣伝は私も見ました。

このバスの宣伝のケースについて言えば、この場合、どのようなデザインにすべきだったと考えるおられるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○林政策総括監Ⅱどういう広報であつたらよかったのかという御質問だと思いますけれども、私どもは佐賀県立大学は、佐賀県の将来にとって必要な機能だというふうに考えております。

一般的に新設の大学につきましては、設置認可前の段階から認知度向上のための周知や広報を行っております。佐賀県立大学もそれに倣って取り組んでいるものでございます。

広報においては、特に移動して、視覚の中にその残像が残るようなもの、要はじっくり見ていただく機会がないものについては文字を大きく、しかも必要な情報がスペースとしても限られますので、まず佐賀県立大学という名称を知っていただくこと、それから、開学予定時期などについても、県民の方もそうですし、受験生や高校教員などに対しても開学の見通しを伝えるという意味では必要な情報だというふうに考えておりますので、それらの情報に関して載せるという形で今回進めたところでです。

以上です。

○藤木委員Ⅱ僕が言いたいのは、このバスの宣伝のケースについては適切ではなかったという前提に立って、あるべき姿とはこの際どうだったのかを聞いているわけで、あれは適切でなかったと認めているわけではないということです。

○林政策総括監Ⅱ設置認可前の段階からの認知度向上のための周知広報ということで、名称と開学予定時期、それから設置認可申請準備中ということの情報をしっかりと入れてデザインするということで進めたものでございます。

この点に関して、その広報に関して一般質問でも、先ほど富田委員からも御質疑がございましたので、我々としてどうあるべきだったのかということは、さらにちよつと終わってからまた改めて検討したいなというふうに思っておりますので、先ほど修正するのかどうかという御質問とかも富田委員からありましたが、これからどうできるのかということは検討していきたいと思っております。

以上です。

○藤木委員Ⅱだから、事実じゃないわけですよ。JAROですね（笑声）少し笑うところでございますが。

言うなれば、過大広告というか事実誤認です。

实际的に令和十一年四月開学は、議会がこれを承認し、実際、その開学の認可を得た、文科省から開学認可を得た、そして、実際の開学の過程の中で、令和十一年四月（仮称）佐賀県立大学開学と言われれば全くそのとおりだと、八月じゃなかったんだ、四月なんだ。今はまだ仮称のまま佐賀県立大学なんだとか、受け取る情報は確実に正確な情報を受け取ることができます。

しかし、開学予定かと言われれば、開学の予定でもない。なぜかというところ、認可を受けていないからであります。そういう意味においては、開学を目指しておりますというのが正確な情報なんだろうと思います。

先ほど私の質疑の中で、何でこういうことかというところ、県民の中には多くの議論が拮抗するというか、もうどっちがどっちか分からないぐらい拮抗した御意見があるのは事実です。しかし、もう開学が決まっているというような印象操作をされて、それが事実だとすれ、印象操作の結果は、県民たる、納税者たる有権者の皆さんの反対意見を断念させるということにつながってしまいます。もう少し議論したかった。もう少し県議会議員さんたちや各種関係者を通じて伝えておきたかった。けれども、既に開学が決まっているのであれば、もうそれは致し方もなかるうね。その点についてはもう温かく見守っていきましようというようなことになって、本来、今ある活発な議論、どうあるべきかという議論を半ば封じてしまう。印象操作でもって封じてしまう可能性があるからこそ、この佐賀県立大学、令和十一年四月開学というだけしか見えないこの文字、これは間違いだったとみんなが指摘しているわけでありです。この指摘は、僕は妥当なものだと思うから、じゃ、実際的にはどういうふうなデザインであったはず、あるべきだったのかと問うているわけです。

改めて、繰り返になりますけど、質問に答えていただきたいと、答弁を求めます。

○林政策総括監Ⅱ佐賀県立大学の場合、令和十一年四月の開学を目指しており

ますので、開学できることが正式に決まるのは、設置認可が下りる令和十年七月となる見込みでございます。

ただ、令和十年七月まで何もしないとか、何も表記しないということにはならないと考えておりまして、一般的に新設の大学につきましては、設置認可前の段階から、ちゃんと留意事項を書いた上で認知度向上のための周知広報を行っております。

今回のラッピングバスに関して、開学が決まったかのようなところ、こういう御指摘がございましたけれども、佐賀県立大学は佐賀県にとって必要な機能で、我々はそれを進めたいというふうに考えたことと、また、広報をしつかりやるようにという御意見を県議会からも多数いただいております。それに伴い、広報媒体をいろいろ増やしながら、デザインはそれぞれ違いますけれども、そこに必要な情報を入れたというものでございます。

今、とりわけラッピングバスが取り上げられておりますけれども、そこを目標にした方々にできるだけその認識を正しく受け取っていただくという広報が文字量とかとしてできなかったのかということに関しては、これから検討したいというふうに考えております。

以上です。

○藤木議員Ⅱいや、一つ重大な部分を指摘させていただきますが、私と林政策総括監との間の埋まらざる溝というのは何かというと、私どもが必要と思っております県立大学はというふうに言うから、私も県庁が、私も政策部がなのか、政策チームがなのか、そこは分かりません。でも、あなたの世界観において必要としている県立大学はだけど、それをそうあるためには、県民全体が必要としている県立大学はに変えるべき努力が全くなされていないように私は思うけどという議論を今までやっております。

だから、そういう議論をしている当事者に向けて、まるで独善的であるかの

ように、私どもが必要としていれば、それは必ず正しいものなんだと言わんばかりの答弁の前語りはやめていただきたい。

二点目は、この議論というのは、いいんですよ。佐賀県立大学、令和十一年四月開学で。それが事実として正しいのであれば、それはそうだと。僕は常に先ほどの議論から言うけれども、その事実を客観かつ公正に、冷静に、コストも、リスクも、メリットも、希望も、夢もひっくり返したところでいろんな人たちに判断を求めていくというんだから、そういう意味においては、この広報、宣伝の在り方もしつかり事実に基づいて、今の置かれている実相を事実として実相に近い形で広報、宣伝されていく分については、実際、今まで予算は承認し続けてきたんだもん。それはそういうような広報、宣伝の何かしらはあってもいい。ただ、印象操作にも近いような形になるような宣伝があつていいとは思わないと言っているにもかかわらず、何かしらその点について、事実、それはそのとおりでございますといかないことについて議論が長引いているということをお断りいたします。

政策部長に答弁を求めます。

○前田政策部長 Ⅱ 大学設置が決定していない中で広報の在り方という御質問と受け止めております。

一部繰り返しになりますけれども、開学が正式に決定しますのは、国の認可が下ります令和十年七月ということになります、それから広報するわけにはまいりませんので、やはりいろんな方に県立大学に関心を持っていただく、そして、いろいろ御自分なりに調べていただいたりとか、いろんな方とお話をされて御自身の御意見を形成していくという過程にあるのかなと思います。

そういう中で、ラッピングバスですけれども、ややほかの広報媒体と異質なところもありまして、先ほど来答弁しておりますとおり、動いているもので広報するという部分におきまして、極力分かりやすいようにという中で今回のよ

うなデザインになっております。それで、ほかのいろんな広報物においては、開学予定というふうに記載しているものも当然ございます。ラッピングバスは広報の中でもちょっと特殊なものということで、今回、このような御議論になつていいのかと思います。

いずれにしても、別に我々は何か既成事実にしようとか、あるいは印象操作というお話もありましたが、決してそういうことはございませんで、分かりやすくお伝えしたいと、見やすくお伝えしたいという中でこういう結果になつている部分については、そこはそういうことでございます。

いずれにしても、丁寧な広報という部分については、きちんと県立大学のことを知って関心を持っていたいて関わっていただくと、県立大学の構想にいろいろ関わっていただくという部分においては、これからも我々はしっかりと取り組んでいく必要があると思いますので、そういった姿勢で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○藤木委員 Ⅱ 全く無批判にというわけではないだろう。じくじたる思いの中で県立大学の開学を進めている人だっているし、全く手放しで応援している人たちもいます。いろんな人たちがいますよ。ただね、このことに一定慎重な人たちがいるという事実。それは慎重は何も知事が、政策部長が、中島企画監や林総括監の仕事をもともと否定したくてということでは全くないわけですよ。本当に慎重なんですね。本当に大丈夫なのかという話。みんなが、ここにいる全員がいなくても大学は立っていなければならないが、二十年後の知事以下執行部、議長以下議会議員たちは、このことについて、この問題を本当に大きな問題として、ああ、つくらなきゃよかったと、これが大きな荷物だと、例えば、どうして定員を埋めていくかと、県がその事業をやるというのは、県は事業家じゃございませんので、県の事業というのは大抵いいところじゃない。県

立病院の最後あたりですね、県立病院の最後あたりは本当に決算特別委員会は、その県立病院の赤字問題、そればかりでしたよ。そういうようなことも実際あって、ただ単純に慎重なんですね。

やめときやいいという思いもありますよ。そういうことに手を出さないことが得策だと私は思ったりもするんだけど、とにかく仕事そのものを否定しているわけでは全くありません。それも一つのチャンスかもしれない。ただね、「佐賀県立大学（仮称）」は設置認可申請準備中です。内容は変更となる場合があります。」と小さく書いてある。そのことに一縷の望みをかけて、佐賀県政の発展のために思いを寄せて物を言おうという人たちだって、やっぱりいるわけですよ。このバランスがあまりにも悪い。つくる者に大きな希望を与え、慎重であろうとする者たちに対しては、全く受け止めさせないかのようなこの小さな文字。

私はそういうのを踏まえて、本県は、佐賀県立大学、令和十一年四月開学を目指していますというのが今の真相における正確な、一生懸命でも何でもいいよ。誠実に目指していますでもいい。とにかく目指していますぐらいが正確な表現だったんじゃないかなと。最初にその答弁さえあれば次に進めたんだけど、そういうことになりました。

あともう一つ言うと、認可申請準備中であるということもまたしっかりと両論併記していただくことが私は何より肝要かと思っています。

あとは、政策部長の判断を、政策部長のお仕事ぶりを後もってまた伺いしますので、そういった議会側の申し入れについて重く受け止めていただきたい。予算の提出時期について伺います。最後の質問です。

県立大学については、県議会の間では意見が大きく分かれています。これは県議会の中で大きく分かれているわけではありません。県議会を支えている県民の中で、このことについて主張が大きく分かれています。

先ほどのマスコミの世論調査について言及させていただきましたけれども、賛否の根拠、僕らはそれなりに勉強もさせていただきましたよ。だけど、一般県民の皆さんたちは、この賛否の根拠も全く薄いままに拮抗している状況にあると私は考えています。

こういった状況の中で二百億円もの予算議案を提出されても、ただひたすらに、いずれにしても可否を決することになるんですね。これはただひたすらに、県民及び県議会に大きな混乱や分断、対立が生じてくるのは間違いがありません。

こうした中、十二月に行われる知事選挙、知事選挙が実施される予定になっているそうでございます。この知事選挙に立候補を表明されている方の中には新聞で読みましたけれども、県立大学構想について現段階では一旦進めるのを停止し、見直すべきであると述べられている方があります。なぜそう述べられているか。そういった世論の背景を感じられたんでしょうねと述べられた方もいます。

県立大学が今回の選挙の一つの争点となった場合、その結果をもって初めて、あなたたちは論理的に納得はしないかもしれないけれども、実態として、その結果をもって初めて、包括的な承認に近い同意が得られたものとして、前向きな議論が開始できると私は考えています。

もちろんその一点において、現職山口知事が当選されたからといって、全面的に白紙一任ということではないかも、ほかに様々な要因があって投票するんだから。とはいえ、大きな大きな公約の一つであることは間違いがありません。それに対応しようとする別の候補者たちはそれとは反対ということ。だけど、そういう意味において、山口知事が四選されるという結論を得られれば、ある面、それは包括的な同意に、県民全体の包括的な同意が得られたものというふうに思ってもいいかもしれません。

そもそも大学の設置なるものは、事の性質上、多くの県民から期待されて、祝福されて、望まれて設置すると思います。されるべきものだと思います。

そこで私は、できるだけ早い時期に提案できるよう準備を進めているとされている建設工事の予算、その議案ですね、二百億円以内だと言われている建設工事の予算については、県知事選挙の後に提案するべきであると私は考えますが、その見解をお伺いします。

○林政策総括監Ⅱ建設工事予算についてのお尋ねでございますが、一般論で申し上げれば、工事費を積算できるところまで設計内容を詰めることができれば予算案をまとめることが可能です。粛々と作業を進めたいと思っております。先ほど御紹介しましたが、できるだけ早い時期に建設工事に係る予算を提案できるよう準備を進めているところです。

以上です。

○藤木委員Ⅱ事務方としては全くそうということなんだろうけれども、これは本来一般質問で政治家として、私が政治家としての山口知事に問うべき案件ではありましたが、一職員である林政策総括監が答えるべきことではないのかもしれないにもかかわらず、私はこのことについて問うたわけであります。

先ほどの包括的承認という言葉がきちんと議論の中で生きてさえいれば、包括的承認のメリットというのは、賛否あったとしても、もうやるぞと決めたからには、みんなでこれを前に進めていこうじゃないかと一致結束、団結して、次の世代の子供たちの未来のためにという話ですよ。それが包括的承認の本質的なメリットだと思います。

しかし、その包括的承認を得られないということであれば、いつまでも疑問は続くし、その議論を通じて分断、そして対立みたいなことになって県論を二分しながら、本来誉れ高き県立大学の船出、船出するかしないかという議論はいつまでも続くことになってしまいます。

僕が思うに、この予算議案というのは大変重要な、一番最後の局面なんだろうというふうに思うんですね。それは大学設置に関して、代表者として三十七人選ばれて我々が審議して、これをゴーなのかストップなのか決めるわけですが、我々も単体でここにいるわけではなくて、多くの県民の理解とともにこれを判断していかざるを得ない、そういった身分であります。そういう意味において言うと、県民の熟度も上がらぬままに、今この瞬間で私たちの、私自身の独断とも近いことで、前に進めるの進めないと判断していいとは到底思えない。これが知事選挙というような形になれば、多くの議論がそこで展開されます。立ち会い演説会だって多く行われるだろう。マスコミもこれを取り上げるであろう。各地域社会の中で様々に、新幹線のことや大学のことや、ほかに様々な広報の在り方、様々なことについて数カ月の間は議論することになる。その熟度においてどなたかが当選され、それにみんなで従おうじゃないか。

しかし今、九月議会で予算議案を粛々と、スケジュールに従って粛々と提案するということになれば、その県民の声を本当に私たちは、県民の声、県民の期待、どのような声、どのような期待であるかはさておき、実際のな、実態となったその声を生かさない形でこの可否を論じ、決することになりはしないかと心配しているわけであります。そういう意味においては、予算提出の時期ということについては大変大きな問題をはらんでいる政治課題だと私は思っております。

そういう意味において、本来、知事がいれば知事に聞きたいところでございますが、知事はおられませんので、政策部長は知事に代わる権能を持ってここにおられると私は思いますが、政策部長に改めてこの点について答弁を願いたいと思います。

○前田政策部長Ⅱ県立大学の開学に向けました諸準備につきましては、これま

でも県議会に都度都度議案を提案させていただいて、御審議いただいた上で次の段階に進んでいくというようなプロセスをたどってまいりました。

そして、県立大学の建設費に関する議案の提案時期ということで申し上げましても、開学までのスケジュールや設計の進捗、それから必要な手続などを総合的に勘案して判断していくものと考えております。

そうした中で、知事の提案事項説明要旨でも触れておりましたが、できるだけ早い時期に建設工事に係る予算を提案できるように準備を進めているという部分がございます。

それから、さきの一般質問で西久保議員の御質問にも同様の内容で知事から答弁を行っているところでございます。

いずれにしても、繰り返しになりますが、佐賀県立大学は佐賀県の将来に必要な機能ということは、我々はそこはそういう考えでございます。したがって、開学に向けて着実に準備を進めたいということでございますので、建設工事に係る予算についても取りまとめ次第、提案をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤木委員Ⅱ執行部側の気持ちというか、説明については字づらどおり、言葉どおり受け止めさせていただきます。もちろん、それは議論としてそれは残りますけれども、あなたの方の政策的な判断、政策提案時期等について、そのような考え方を持っているということは理解できました。

最後に私のほうから一点、林政策総括監との議論の中にあつた埋めがたき溝みたいなもの話ではございませんが、佐賀空港に多額の予算を投じている。佐賀空港に多額の予算を投じているとして、伊万里の人や唐津の人は佐賀空港を、伊万里の人たちはともかく、多くの唐津の人たちは佐賀空港を使っているか。使っていない場合が多い。

しかし、県内唯一の空港としての佐賀空港の存在と投資の額、必要性をうる説明された我々としては、これを支え、応援していると思います。

それは、私どもは佐賀空港は使わん、もう川副のおっぱてにあるあの空港に、何の関係もなかとこれ、何で私たちの税金を、私たちが一切使うことのない空港に投資をするのだというような御批判を受けることはありません。みんなこれを育てていきたいと思っている。そこには、理解があるからです。それをつくらなければならない必然性、そして、そこに至るメリット、デメリットも全部ひっくるめたところで、みんなが理解の上に成り立って、あの空港を守り育てていこうとしている。県立大学も同じであります。信なくば立たず。実力者たる有権者ないしは納税者の深い納得と理解を、すばらしい大学を建設するという使命、と同時に、それ以上の思いで県民の皆さんたちに、いいことばかりではなくて、深い納得を得られるためのしつかりとした説明を私は求め続けたい。県民の代表として求め続けたということを強く申し上げて、私の委員会質疑を終わらせていただきます。

以上です。

○西久保委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。

なお、明日二十五日は午前十時に委員会を再開し、視察、その後、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後五時三十七分 散会

速 記 者 井 上 琴 葉